

令和6年度

事業年報

千葉県習志野保健所

(千葉県習志野健康福祉センター)

は じ め に

習志野保健所(健康福祉センター)は、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市(3市の人口約49万人、面積は約93,440㎡)を管轄し、感染症対策のほか、医務、薬務、地域保健、地域福祉、食品・環境衛生、法人等の指導監査等業務を所掌しています。

保健所(健康福祉センター)は、地域における保健・医療・福祉の広域的・専門的・技術的拠点として、市、医療機関、保健・福祉関係機関等と連携のもと、医師・薬剤師・保健師・管理栄養士等の技術職を配置し、各種施策に取り組んでいます。

県民の健康と地域生活を支えるため、関係機関の皆さまには多大なるご尽力をいただいていることに、深く感謝いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月に、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に移行したことに伴い、縮小・中止していた業務も、順次再開いたしました。

感染症への対応においては、医療・福祉・教育現場、企業、地域の皆さまなど、それぞれの立場で感染拡大防止に御協力いただいたことに、改めて御礼申し上げます。

この事業年報は、令和6年度の事業実績をとりまとめたものです。地域の資料として活用いただければ幸いです。

今後も、関係機関の御協力をいただきながら、公衆衛生の向上と健康・福祉の増進に取り組んでまいります。引き続き、当保健所(健康福祉センター)への御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年10月

千葉県習志野保健所(健康福祉センター)長 杉戸一寿

目

次

I 総括	1	11 肝がん・重度肝硬変治療	
1 沿革	1	研究促進事業	62
2 概要	3	12 難病対策事業	63
3 管内の状況	3	13 受動喫煙対策	72
4 健康相談	8	14 市町村支援	73
5 各種委員会	9	V 地域福祉課の業務概要	75
6 機構及び事務内容	11	1 福祉関係事業	75
7 職員数及び配置状況	12	VI 疾病対策課の業務概要	86
II 総務課の業務概要	13	1 結核予防事業	86
1 歳入・歳出決算	13	2 感染症予防事業	95
2 協議会・委員会の開催状況	15	3 エイズ対策事業	103
3 地域防災対策	15	4 原爆被爆者対策事業	105
4 鎌ヶ谷連絡所の運営	15	VII 生活衛生課の業務概要	107
III 企画課の業務概要	16	1 食品衛生事業	107
1 医務関係	16	2 狂犬病予防事業及び動物愛護	
2 薬務関係	19	管理事業	117
3 献血推進事業	22	3 環境衛生事業	121
4 地域保健医療計画の推進	23	VIII 検査課の業務概要	128
5 厚生統計調査	24	1 臨床及び細菌検査業務	129
6 協議会・委員会の開催状況	30	2 食品衛生検査業務	130
7 保健所保健・福祉サービス		3 健康危機管理検査業務	131
調整推進事業	30	4 精度管理事業	134
8 地域保健従事者研修・保健所		IX 食品機動監視課の業務概要	135
実習	31	1 食品衛生監視事業	135
9 広報・啓発事業	31	X 監査指導課の業務概要	144
10 地域防災対策	32	1 指導監査等業務の概要	144
IV 地域保健課の業務概要	33	2 監査指導課の所管区域	144
1 保健師関係指導事業	33	3 指導監査等の実施状況等	144
2 母子保健事業	37	XI 資料編	147
3 成人・老人保健事業	42	1 市町村保健センター	147
4 一人ひとりに応じた健康支援事業	42	2 表彰関係一覧表	147
5 総合的な自殺対策推進事業	43		
6 地域・職域連携推進事業	43		
7 栄養改善事業	44		
8 歯科保健事業	54		
9 精神保健福祉事業	55		
10 肝炎治療特別促進事業	62		

凡 例

- 1 各表、図は、年とあるものは 1 月～12 月の暦年、年度とあるものは、4 月～翌年 3 月の会計年度である。
- 2 各表中、年号表示のない資料は、令和6年度分(令和6年 4 月 1 日～令和7年 3 月 31 日)
- 3 各表欄外の注を参照のこと。
- 4 各表の数字は、単位未満を四捨五入してある。したがって、合計表と内訳の計が一致しない場合がある。
- 5 各表の符号は、特にことわりのないほかは、次のとおりである。
 - 「0」掲載単位に満たないもの
 - 「－」該当なし
 - 「…」事実不詳又は資料なし
 - 「△」減少を示す
 - 「r」既発表の数字を修正したもの

I 総括

1 沿革

昭和 43 年 4 月 1 日	習志野市・八千代市を管轄区域として、習志野保健所が設置された。 仮事務所は習志野市市民会館に置いた。 (従前は船橋保健所の管轄区域)
昭和 43 年 8 月 8 日	習志野保健所の旧庁舎が完成した。 (鉄筋コンクリート造 2 階建 延面積 841 m ²)
昭和 43 年 8 月 10 日	庁舎完成の落成式を行う。仮事務所から旧庁舎に移転した。
平成 4 年 3 月 31 日	習志野市と現在地(本大久保 5 丁目)の賃貸借契約を締結した。
平成 5 年 11 月 4 日	習志野保健所の現庁舎が完成した。 (鉄筋コンクリート造 4 階建 延面積 2,243.9 m ²)
平成 6 年 1 月 12 日	現庁舎完成の落成式を行う。旧庁舎から現庁舎に移転した。
平成 6 年 4 月 30 日	旧保健所庁舎を習志野市へ移管した。
平成 9 年 4 月 1 日	[地域保健法]の施行に伴い、業務・組織が変更された。 組織は、これまでの 4 課から 1 課 7 班の体制となる。 (総務課、企画調整班、地域指導班、疾病対策班、精神保健福祉班、 検査班、食品衛生班、環境衛生班)
平成 12 年 4 月 1 日	業務・組織が変更され、6 課 1 班の体制となる。 (総務課、企画調整班、地域指導課、疾病対策課、精神保健福祉課、 検査課、生活衛生課)
平成 15 年 4 月 1 日	鎌ヶ谷市が管轄区域に加わる。
平成 16 年 4 月 1 日	習志野健康福祉センター(保健所)と改称し、6 課 1 班体制となる。 (総務企画課、地域保健福祉課、精神保健福祉課、健康生活支援課、 広域検査課、食品広域監視班、監査指導課)
平成 17 年 4 月 1 日	精神保健福祉課が地域保健福祉課に統合され、5 課 1 班体制となる。 (総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課、広域検査課、食品 広域監視班、監査指導課)
平成 20 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、広域検査課が検査課へ、食品広域監視班が 食品機動監視班へと名称が変更された。
平成 24 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、食品機動監視班が食品機動監視課となり、 6 課体制となる。(総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課、検査 課、食品機動監視課、監査指導課)
平成 25 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、地域保健福祉課を地域保健課と地域福祉課 へ、健康生活支援課を疾病対策課と生活衛生課へ再編し、8 課体制とな る。(総務企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生課、 検査課、食品機動監視課、監査指導課)
平成 28 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、総務企画課を総務課と企画課へ再編し、9 課 体制となる。(総務課、企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、 生活衛生課、検査課、食品機動監視課、監査指導課)

表1 歴代所長

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
初代	沖 山 鏢三郎	昭和 43.4.1～47.3.31	15 代	安 井 成 美	平成 3.4.1 ～5.3.31
2 代	相 沢 多 満	昭和 48.4.1～49.3.31	16 代	内 田 佐太臣	平成 5.4.1 ～8.3.31
3 代	長井 和行(兼)	昭和 49.4.1～49.9.30	17 代	溝 口 勝	平成 8.4.1 ～12.3.31
4 代	内田 早苗(兼)	昭和 49.10.1～50.5.30	18 代	大 野 由記子	平成 12.4.1 ～15.3.31
5 代	楠 本 浩	昭和 50.6.1～54.4.19	19 代	山 崎 彰 美	平成 15.4.1 ～17.3.31
6 代	服 部 隆 男	昭和 54.4.20～56.6.15	20 代	井 上 孝 夫	平成 17.4.1 ～19.3.31
7 代	楠 本 浩(兼)	昭和 56.6.16～58.3.31	21 代	高 地 刀志行	平成 19.4.1 ～21.3.31
8 代	稲 田 正 實 (兼)	昭和 58.4.1～59.3.31	22 代	藤 木 哲 郎	平成 21.4.1 ～24.3.31
9 代	丸 山 正 雄	昭和 59.4.1～61.3.31	23 代	井 上 孝 夫	平成 24.4.1 ～26.3.31
10 代	稲 田 正 實 (兼)	昭和 61.4.1～62.3.31	24 代	新 玲 子	平成 26.4.1 ～27.3.31
11 代	石 毛 義 治	昭和 62.4.1～63.3.31	25 代	江 口 弘 久	平成 27.4.1 ～29.3.31
12 代	安 藤 俊 朗 (兼)	昭和 63.4.1～63.6.30	26 代	久 保 秀 一	平成 29.4.1 ～31.3.31
13 代	實 川 浩	昭和 63.7.1～平成 2.3.31	27 代	杉 戸 一 寿	平成 31.4.1 ～
14 代	安 藤 由記男	平成 2.4.1～3.3.31			

2 概要

当保健所の管轄区域は、千葉県の北西部に位置する習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市の3市である。

健康福祉センターとしての監査、福祉関係業務には上記3市の他に、千葉市、船橋市、市川市及び浦安市を管轄とするものがある。

習志野市と八千代市を合わせた面積は72平方キロメートルで、地勢は臨海部と内陸部に大別され、東京湾を臨む臨海部は、埋立事業(京葉港埋立)により造成された土地とこれに接する旧海岸部分の平坦地とからなる。鎌ヶ谷市は面積21平方キロメートルで、都心から25キロメートル圏内にあり首都近郊の住宅都市として発展してきている。土地利用は大きく分けると、丘陵部北部は山林、田畑の農林地区で、それより臨海部に至る部分は、工業、商業、住宅地区として都市的土地利用となっている。

管内は都心から25～35キロメートルの圏内にあり、JR、京成電鉄等の交通機関で都心と結ばれている。その地理的条件から、戦後の我が国経済の高度成長に伴う産業構造の変化と人口の都市集中化の影響を受け、首都東京のベッドタウンとして臨海部、内陸部における大規模な住宅開発や、内陸部における工業団地の造成等により人口が急激に増加した地域である。平成8年4月には東葉高速鉄道(西船橋～勝田台間)が開通し、沿線の住宅造成によりさらに人口が増加し、その後もゆるやかに増加が続いている。

このような状況の中で、住民の保健・医療・福祉に対する要請も多様化・高度化しており、県民のニーズに応える行政を推進するとともに、県民サービスの向上に努めている。

3 管内の状況

(1)管内の人口及び世帯数等の概況

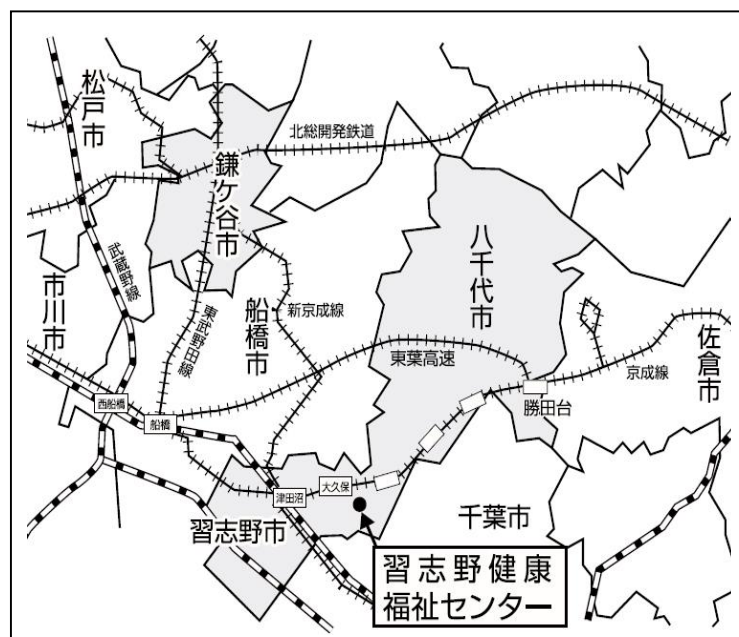
表3－(1)管内人口及び世帯数等の概況

区 分	世 帯 数 (世帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人／k m ²)	面 積 (k m ²)
管 内	224,365	490,201	5,246.15	93.44
習 志 野 市	82,658	176,101	8,397.75	20.97
八 千 代 市	91,906	204,426	3,977.93	51.39
鎌 ヶ 谷 市	49,801	109,674	5,202.75	21.08
県 総 数	2,911,312	6,275,423	1,216.99	5,156.48

出典：(人口)令和6年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積)国土地理院 令和6年全国都道府県市区町村別面積調

図3－(1)管内図



(2)管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は表3－(2)－ア 年齢構成の推移のとおりで、令和6年4月1日現在の年齢三区分別によると、0歳～14歳までの年少人口の割合は11.8%、15歳～64歳までの生産年齢人口は62.9%、65歳以上の老年人口は25.2%で年少人口・生産年齢人口の割合は県平均より高く老年人口割合は県平均より下回っている。

管内人口を昨年度数値と比較すると、年少人口は昨年度より0.3%減少し、老人年齢人口は令和元年度以降横ばいに増加している。年少人口の減少が引き続き認められることから、少子高齢化が進んでいると認められる。

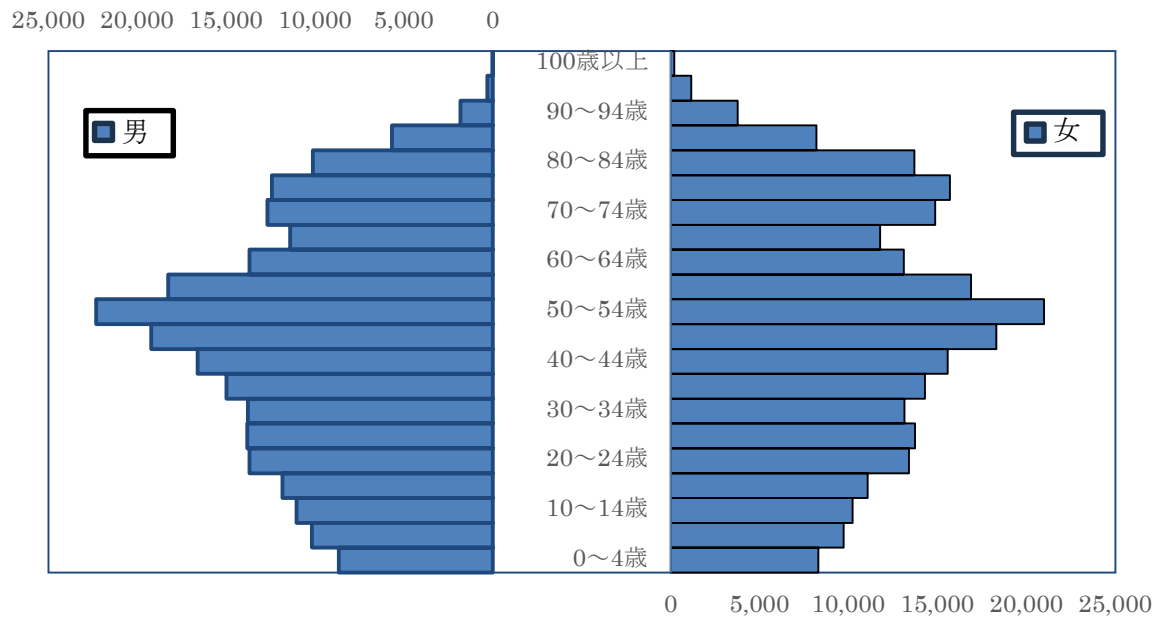
令和6年4月1日現在の管内の年齢5歳階級別人口構成は、図3－(2)及び表3－(2)－イのとおりである。

表3-(2)-ア 年齢構成の推移 (単位:人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳 ～14歳	%	15歳 ～64歳	%	65歳～	%		%
管内	21	460,083	66,559	(14.4)	306,061	(66.5)	87,463	(19.0)	—	—
	26	468,586	65,017	(13.8)	296,640	(63.3)	106,929	(22.8)	—	—
	R元	482,277	62,125	(12.8)	299,502	(62.1)	120,650	(25.0)	—	—
	R4	488,299	60,311	(12.3)	304,584	(62.3)	123,404	(25.2)	—	—
	R5	489,325	59,310	(12.1)	306,606	(62.6)	123,409	(25.2)	—	—
	R6	490,578	58,142	(11.8)	308,641	(62.9)	123,795	(25.2)	—	—
習志野市	21	161,130	22,719	(14.0)	108,546	(67.3)	29,865	(18.5)	—	—
	26	165,536	22,709	(13.7)	107,101	(64.6)	35,726	(21.5)	—	—
	R元	173,362	22,681	(13.0)	110,480	(63.7)	40,201	(23.1)	—	—
	R4	175,076	22,123	(12.6)	111,693	(63.7)	41,260	(23.5)	—	—
	R5	175,043	21,667	(12.3)	112,135	(64.0)	41,241	(23.5)	—	—
	R6	175,027	21,230	(12.1)	112,291	(64.1)	41,506	(23.7)	—	—
八千代市	21	191,469	29,346	(15.3)	126,120	(65.8)	36,003	(18.8)	—	—
	26	193,332	27,977	(14.4)	121,217	(62.6)	44,138	(22.8)	—	—
	R元	198,965	26,239	(13.1)	123,016	(61.8)	49,710	(24.9)	—	—
	R4	203,524	25,704	(12.6)	127,035	(62.4)	50,785	(24.9)	—	—
	R5	204,818	25,455	(12.4)	128,475	(62.7)	50,888	(24.8)	—	—
	R6	205,965	25,013	(12.1)	129,902	(63.0)	51,050	(24.7)	—	—
鎌ヶ谷市	21	107,484	14,494	(13.4)	71,395	(66.4)	21,595	(20.0)	—	—
	26	109,718	14,331	(13.0)	68,322	(62.2)	27,065	(24.6)	—	—
	R元	109,950	13,205	(12.0)	66,006	(60.0)	30,739	(27.9)	—	—
	R4	109,699	12,484	(11.3)	65,856	(60.0)	31,359	(28.5)	—	—
	R5	109,464	12,188	(11.1)	65,996	(60.2)	31,280	(28.5)	—	—
	R6	109,586	11,899	(10.8)	66,448	(60.6)	31,239	(28.5)	—	—
県総数	21	6,239,145	835,721	(13.3)	4,164,546	(66.7)	1,238,878	(19.8)	—	—
	26	6,244,455	803,141	(12.8)	3,953,803	(63.3)	1,487,511	(23.8)	—	—
	R元	6,308,561	765,342	(12.1)	3,854,573	(61.1)	1,688,646	(26.7)	—	—
	R4	6,305,476	736,282	(11.6)	3,834,066	(60.8)	1,735,128	(27.5)	—	—
	R5	6,307,481	724,299	(11.4)	3,845,562	(60.9)	1,737,620	(27.5)	—	—
	R6	6,308,398	709,203	(11.2)	3,857,172	(61.1)	1,742,023	(27.6)	—	—

出典:千葉県年齢別・町丁字別人口(各年4月1日現在)

図3－(2)管内年齢5歳階級別人口構成図(令和6年4月1日現在)



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口(令和6年4月1日現在)

表3－(2)－イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 （単位：人）

年齢 区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口							
		0 ～	5 ～	10 ～	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～	35 ～	40 ～	45 ～	50 ～	55 ～	60 ～	65 ～	70 ～	75 ～	80 ～	85 ～	90 ～	95 ～	100 ～
管内 総数	490,578	16,971	19,901	21,270	22,895	27,096	27,544	26,910	29,279	32,166	37,509	43,311	35,145	26,786	23,188	27,559	28,123	23,818	13,855	5,582	1,452	218
男	242,384	8,657	10,179	11,042	11,821	13,686	13,809	13,768	14,983	16,592	19,199	22,305	18,256	13,681	11,403	12,681	12,413	10,119	5,664	1,814	297	15
女	248,194	8,314	9,722	10,228	11,074	13,410	13,735	13,142	14,296	15,574	18,310	21,006	16,889	13,105	11,785	14,878	15,710	13,699	8,191	3,768	1,155	203
習志野市 総数	175,027	6,065	7,383	7,782	8,346	10,399	10,309	9,788	10,783	12,036	13,574	14,891	12,597	9,568	8,144	9,196	9,103	7,670	4,765	1,998	549	81
男	86,954	3,095	3,801	4,001	4,438	5,453	5,274	5,075	5,510	6,225	6,927	7,649	6,549	4,865	4,005	4,213	4,057	3,194	1,873	635	111	4
女	88,073	2,970	3,582	3,781	3,908	4,946	5,035	4,713	5,273	5,811	6,647	7,242	6,048	4,703	4,139	4,983	5,046	4,476	2,892	1,363	438	77
八千代市 総数	205,965	7,574	8,569	8,870	9,728	11,140	11,511	11,546	12,346	13,328	15,604	18,570	14,961	11,168	9,444	11,251	11,485	10,054	5,814	2,312	595	95
男	101,509	3,869	4,400	4,651	4,967	5,470	5,728	5,827	6,298	6,843	7,950	9,443	7,778	5,727	4,654	5,263	5,023	4,262	2,436	779	134	7
女	104,456	3,705	4,169	4,219	4,761	5,670	5,783	5,719	6,048	6,485	7,654	9,127	7,183	5,441	4,790	5,988	6,462	5,792	3,378	1,533	461	88
鎌ヶ谷市 総数	109,586	3,332	3,949	4,618	4,821	5,557	5,724	5,576	6,150	6,802	8,331	9,850	7,587	6,050	5,600	7,112	7,535	6,094	3,276	1,272	308	42
男	53,921	1,693	1,978	2,390	2,416	2,763	2,807	2,866	3,175	3,524	4,322	5,213	3,929	3,089	2,744	3,205	3,333	2,663	1,355	400	52	4
女	55,665	1,639	1,971	2,228	2,405	2,794	2,917	2,710	2,975	3,278	4,009	4,637	3,658	2,961	2,856	3,907	4,202	3,431	1,921	872	256	38
千葉県 総数	6,308,398	203,449	224,226	261,528	277,718	331,724	347,587	340,324	368,778	404,261	466,375	522,784	435,675	631,946	343,439	410,906	389,776	309,295	181,309	81,282	22,727	3,289
男	3,139,640	104,075	125,263	134,562	142,775	170,621	180,319	177,645	192,055	209,736	242,190	270,806	225,474	184,732	170,015	195,508	177,590	134,633	71,469	25,086	4,700	386
女	3,168,758	99,374	118,963	126,966	134,943	161,103	167,268	162,679	176,723	194,525	224,185	251,978	210,201	177,214	173,424	215,398	212,186	174,662	109,840	56,196	18,027	2,903

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和6年 4 月 1 日現在）

4 健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(令和6年4月1日現在)

区 分		曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談		偶数月 第1火曜日	14:00～16:00	予約制 八千代市障害者福祉センター
		第2火曜日	14:00～16:00	予約制 習志野健康福祉センター
		第4木曜日	14:00～16:00	予約制 鎌ケ谷市総合福祉保健センター
DV相談		電話相談 月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 047-475-5966 来所相談予約制
		来所相談 月曜日	※詳細は電話にて	
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談		電話相談 月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 047-474-1389
HIV 相談・検査	即日検査	第1、3水曜日	9:30～10:00	予約制
	夜間検査	偶数月 第1水曜日	17:15～17:45	予約制
肝炎ウイルス検査 (B型・C型)		第1、3水曜日 偶数月 第1水曜日	9:30～10:00 17:15～17:45	予約制
腸内細菌検査		毎月2回火曜日	9:00～10:30	-
思春期相談		原則第3火曜日	9:30～11:30	予約制 習志野健康福祉センター
			9:30～11:30	予約制 鎌ケ谷市総合福祉保健センター
結核管理・接触者健康診断		第1、3水曜日	13:15～14:15	個別通知

5 各種委員会

(1) 習志野健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項の規定により設置している。

地域保健法第 11 条：

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表5－(1)運営協議会委員名簿(令和6年9月1日現在)

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
習 志 野 市 長	宮 本 泰 介
八 千 代 市 長	服 部 友 則
鎌 ケ 谷 市 長	芝 田 裕 美
千 葉 県 議 会 議 員	伊 藤 寛
千 葉 県 議 会 議 員	鈴 木 均
千 葉 県 議 会 議 員	横 山 秀 明
千 葉 県 議 会 議 員	茂 呂 剛
千 葉 県 議 会 議 員	秋 葉 就 一
千 葉 県 議 会 議 員	岩 波 初 美
千 葉 県 議 会 議 員	松 澤 武 人
習 志 野 市 医 師 会 長	三 束 武 司
八 千 代 市 医 師 会 長	加 瀬 卓
鎌 ケ 谷 市 医 師 会 長	原 沢 健 壽
習 志 野 市 歯 科 医 師 会 長	齋 藤 守

現 職 名	氏 名
八 千 代 市 歯 科 医 師 会 長	柴 崎 聡
船 橋 歯 科 医 師 会 総 務 理 事	皆 川 学
習 志 野 市 薬 剤 師 会 長	武 田 未 佳
八 千 代 市 薬 剤 師 会 長	小 川 敦
船 橋 薬 剤 師 会 長	杉 山 宏 之
京 葉 地 域 獣 医 師 会 長	桑 島 智
千 葉 県 看 護 協 会 船 橋 地 区 部 会 員	森 田 かほる
習 志 野 市 社 会 福 祉 協 議 会 専 務 理 事	野 村 浩 一
八 千 代 市 社 会 福 祉 協 議 会 長	綱 島 照 雄
習 志 野 市 母 子 保 健 推 進 員 の 会 会 長	武 田 恵 理
習 志 野 保 健 所 管 内 食 品 衛 生 協 会	藤 田 修 一 郎
鎌 ヶ 谷 市 食 生 活 改 善 推 進 協 議 会 長	横 井 隆 子
千 葉 県 美 容 業 生 活 衛 生 同 業 組 合 習 志 野 支 部 長	鈴 木 真 由 美

(2) 習志野保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条の規定により設置している。

法律第 24 条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第 18 条第 1 項による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、第 20 条第 4 項及び第 26 条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿(令和6年4月1日現在)

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
公益財団法人ちば県民予防財団副理事長 総合検診センター	鈴 木 公 典
千葉県済生会習志野病院 呼吸器内科部長	黒 田 文 伸
東京ベイ・浦安市川医療センター副センター長兼小児科部長	畠 井 芳 穂
千葉県司法書士会 司法書士	佐 久 間 梓
千葉人権擁護委員協議会習志野支部会委員	伊 藤 希 実 子

6 機構及び事務内容

センター長(技)	総務課 6名	1 庶務に関する事。 2 センター運営協議会に関する事。 3 職員の安全衛生管理に関する事。 4 予算、決算に関する事。 5 庁舎管理に関する事。
	企画課 5名	1 医務に関する事。 2 業務に関する事。 3 免許に関する事。 4 医療施設等の調査に関する事。 5 人口動態統計、保健衛生上の統計及び調査に関する事。 6 情報の収集、整理及び活用に関する事。 7 地域が抱える課題に即した調査・研究に関する事。 8 企画及び調整に関する事。 9 保健所実習・地域保健臨床研修に関する事。
	地域保健課 15名	1 保健師関係指導事業に関する事。 2 母子保健に関する事。 3 成人・老人保健に関する事。 4 一人ひとりに応じた健康支援事業に関する事。 5 総合的な自殺対策推進事業に関する事。 6 地域・職域連携推進事業に関する事。 7 栄養改善事業に関する事。 8 歯科保健事業に関する事。 9 精神保健福祉相談事業に関する事。 10 肝炎対策事業に関する事。 11 難病対策事業に関する事。 12 市町村支援に関する事。
	副センター長(事)	
	副センター長(技)	
	副センター長(技)	
	地域福祉課 5名	1 母子父子寡婦福祉に関する事。 2 特別児童扶養手当の認定及び支給に関する事。 3 戦傷病者・戦没者遺族等の援護業務に関する事。 4 民生(児童)委員及び主任児童委員に関する事。 5 高齢者・障害者・児童福祉に関する事。 6 配偶者暴力相談支援センターの業務に関する事。 7 中核地域生活支援センター事業に関する事。
	疾病対策課 10名	1 健康危機管理(感染症)に関する事。 2 結核予防事業に関する事。 3 感染症対策事業に関する事。 4 予防接種事業に関する事。 5 エイズ予防対策事業に関する事。 6 原爆被爆者対策事業に関する事。 7 臓器移植対策事業に関する事。 8 石綿健康被害対策事業に関する事。
	生活衛生課 9名	1 食品衛生法の施行に関する事。 2 乳等省令の施行に関する事。 3 製菓衛生師法の施行に関する事。 4 ふぐの取扱い等に関する条例の施行に関する事。 5 食品営業者等の衛生教育、食品衛生管理者及び食品衛生責任者の届出に関する事。 6 狂犬病予防法、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事。 7 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事。 8 旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法に関する事。 9 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、化製場等に関する法律、温泉法に関する事。 10 遊泳用プールの衛生、飲用井戸、ねずみ等衛生害虫、住宅衛生等の相談、指導に関する事。
	検査課 6名	1 感染症・食中毒に係る検査に関する事。 2 食品衛生検査に関する事。 3 血液・血清等臨床検査に関する事。 4 腸内細菌検査に関する事。
	食品機動 監視課 4名	1 調理・製造・販売・加工施設等の監視指導に関する事。 2 食品表示法に関する事。 3 輸入食品の監視に関する事。 4 大規模店舗・特定給食施設の監視指導に関する事。 5 食品の収去検査に関する事。 6 食中毒の施設調査に関する事。
	監査指導課 10名	1 社会福祉事業を実施する社会福祉法人の運営管理及び会計管理の指導監査に関する事。 2 保育所、特別養護老人ホーム、指定障害者支援施設等の運営管理及び入所者処遇の指導監査に関する事。 3 指定障害者福祉サービス事業所の実地指導に関する事。 4 認可外保育施設の立入調査に関する事。 5 有料老人ホームの立入検査に関する事。 6 介護老人保険施設の実地指導に関する事。

※令和6年12月1日付け

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和6年12月1日現在)

	所長（センター長）	次長（副センター長）	総務課 〔課長〕	企画課 〔課長〕	地域保健課 〔課長〕	地域福祉課 〔課長〕	疾病対策課 〔課長〕	生活衛生課 〔課長〕	検査課 〔課長〕	食品機動監視課 〔課長〕	監査指導課 〔課長〕	計
合 計	1	3	6 (1)	5	15	5 (2)	10	9	6	4	10	74(3)
医 師	1		〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 1 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	2
事 務		1	〔 1 〕 〔 6 (1) 〕	〔 〕	〔 1 〕	〔 1 〕 5	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 1 〕 10	23(1)
薬 剤 師			〔 〕	〔 〕 2	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕 2	〔 〕	〔 〕 1	〔 〕	5
獣 医 師		1	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 1 〕 3	〔 〕	〔 〕 1	〔 〕	5
保 健 師		1	〔 〕	〔 〕 1	〔 1 〕 7	〔 〕	〔 1 〕 8	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	17
診療放射線技 師			〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕 1	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	1
臨床検査技 師			〔 〕	〔 1 〕 2	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕 1	〔 1 〕 6	〔 〕	〔 〕	9
管 理 栄 養 士			〔 〕	〔 〕	〔 〕 2	〔 〕	〔 〕	〔 〕 3	〔 〕	〔 1 〕 2	〔 〕	7
精 神 保 健 福 祉 士			〔 〕	〔 〕	〔 〕 5	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	5
そ の 他 の 技 術 職 員			〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕 (2)	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	(2)
食 品 衛 生 監 視 員 （ 再 掲 ）	1	1				()	1	10		4		15
環 境 衛 生 監 視 員 （ 再 掲 ）	1	1				()	1	11		4		16

(注)

- ・技術職員の内訳は、主たる職種。また、兼務職員の内訳は()に、課長の職種は、【 】内に再掲。
・再任用職員・臨時的任用職員・育休任期付職員を含む。

Ⅱ 総務課の業務概要

総務課は、庶務に関する業務のほか、所内各課・関係機関等との連絡調整を行っている。

1 歳入・歳出決算

(1) 歳入

令和6年度の歳入総額は1,596,321円で、その内訳は一般会計の第7款使用料及び手数料1,047,200円、第13款諸収入211,721円である。特別会計母子父子寡婦福祉資金337,400円である。

前年度と比較して総額38,050円(約2.3%)減となった。

表1-(1)歳入決算書

(単位:円)

科目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
令和4年度	5,287,439	1,862,539	0	3,424,900
令和5年度	6,447,371	1,634,371	0	4,813,000
令和6年度	5,112,321	1,596,321	0	3,581,300
一般会計	1,492,921	1,258,921	0	234,000
7款 使用料及び手数料	1,047,200	1,047,200	0	0
1項 使用料	8,800	8,800	0	0
1目 総務使用料	8,800	8,800	0	0
2節 土地 使用料	8,800	8,800	0	0
2項 手数料	1,038,400	1,038,400	0	0
3目 衛生手数料	321,700	321,700	0	0
1節 細菌検査手数料	321,700	321,700	0	0
9目 証紙収入	716,700	716,700	0	0
1節 証紙収入	716,700	716,700	0	0
13款 諸収入	445,721	211,721	0	234,000
6項 雑入	445,721	211,721	0	234,000
1目 雑入	445,721	211,721	0	234,000
12節 雑入・その他	445,721	211,721	0	234,000
特別会計 母子父子寡婦福祉資金	3,619,400	337,400	0	3,282,000
2款 諸収入	3,619,400	337,400	0	3,282,000
2項 雑入	3,619,400	337,400	0	3,282,000
1目 雑入	3,619,400	337,400	0	3,282,000
1節 雑入	3,619,400	337,400	0	3,282,000

(2)歳出

令和6年度の歳出総額は126,466,961円で、その内訳は一般会計の第3款民生費58,620,891円、第4款衛生費67,833,710円、特別会計母子父子寡婦福祉資金12,360円である。

前年度と比較して総額7,599,055円(約6.4%)増となった。

表1-(2)歳出決算書

(単位:円)

科目	予算令達額	支出額	残額
令和4年度	217,390,705	217,184,403	206,302
令和5年度	118,902,906	118,867,906	35,000
令和6年度	126,930,760	126,466,961	463,799
一般会計	126,918,400	126,454,601	463,799
3款 民生費	58,643,945	58,620,891	23,054
1項 社会福祉費	58,079,963	58,056,909	23,054
1目 社会福祉総務費	38,639,146	38,639,146	0
2目 障害者福祉費	18,928,317	18,905,263	23,054
3目 老人福祉費	437,100	437,100	0
4目 遺家族等援護費	55,000	55,000	0
7目 婦人対策費	20,400	20,400	0
2項 児童福祉費	356,982	356,982	0
3目 ひとり親福祉費	356,982	356,982	0
3項 生活保護費	207,000	207,000	0
2目 扶助費	207,000	207,000	0
4款 衛生費	68,274,455	67,833,710	440,745
1項 公衆衛生費	32,480,527	32,041,863	438,664
1目 公衆衛生総務費	1,085,991	1,085,991	0
2目 結核対策費	4,246,792	4,246,792	0
3目 予防費	2,746,204	2,746,204	0
4目 精神保健福祉費	1,551,040	1,112,376	438,664
5目 成人病対策費	22,850,500	22,850,500	0
2項 環境衛生費	4,848,586	4,848,586	0
1目 食品衛生指導費	4,694,042	4,694,042	0
2目 環境衛生指導費	154,544	154,544	0
3項 保健所費	29,673,236	29,671,155	2,081
1目 保健所費	29,673,236	29,671,155	2,081
4項 医薬費	1,272,106	1,272,106	0
1目 医務費	495,069	495,069	0
2目 栄養指導費	446,351	446,351	0
3目 保健師等指導管理費	54,712	54,712	0
4目 薬務費	275,974	275,974	0
特別会計	12,360	12,360	0
1款 母子父子寡婦福祉資金貸付費	12,360	12,360	0
1項 母子父子寡婦福祉資金貸付費	12,360	12,360	0

2 協議会・委員会の開催状況

(1)健康福祉センター運営協議会

管内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議するため開催している。

本年度は、下表のとおり開催した。

表7－(1)習志野健康福祉センター運営協議会開催状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
令和6年10月30日	27人	習志野健康福祉センターの事業について

3 地域防災対策

情報伝達訓練の実施

令和6年度は、防災危機管理部及び健康福祉部による以下の情報伝達訓練に対して、庁内チャット・携帯電話・職員災害伝言板等を使用して実施した。

第1回 令和6年4月18日 台風による災害対策本部第1配備を想定

第2回 令和6年8月21日 震度6弱の地震による災害対策本部第2配備体制を想定

4 鎌ケ谷連絡所の運営

平成15年4月、船橋市の中核市移行に伴い、鎌ケ谷市区域が習志野健康福祉センター管轄となった。これに伴い鎌ケ谷市民等の利便性を考慮し、鎌ケ谷市総合福祉保健センター内に「習志野健康福祉センター鎌ケ谷連絡所」を設置している。

鎌ケ谷連絡所における業務は保健所事務に係る用紙の配布、受付及び交付等であり、勤務体制は会計年度任用職員1名体制である。

令和6年度の実績は、電話対応が330件、来所者対応が1,535件である。

なお、取扱業務は多岐にわたっているが、来所用件の主なものは、以下の4業務であり、全体の約75%を占めている。

- ・指定難病に係るもの 1,099件(71.5%)
- ・小児慢性特定疾病の医療に係るもの 93件(6.0%)
- ・肝炎、不妊・その他 71件(4.6%)
- ・医務・薬務に係るもの 190件(12.3%)

Ⅲ 企画課の業務概要

企画課は、医務、薬務、献血、薬物乱用防止対策に関する業務のほか、各種の企画関係や所内各課・関係機関等との連絡調整を行っている。

また、人口動態統計や各種厚生統計調査等の業務、各種情報の収集・整理及び活用の推進、保健・医療・福祉に関する総合的な相談の所内調整を行っている。

1 医務関係

(1) 医療関係施設の現況

管内の医療関係機関数は、令和6年度末現在、病院21施設(5,559床)、一般有床診療所10施設(133床)、一般無床診療所317施設、歯科診療所277施設で、合計625施設(5,692床)である。

年度別施設数・病床数の推移は表1-(1)のとおりである。

表1-(1) 医療関係施設・病床数(各年度3月31日現在)

(単位:施設数(施設)、病床数(床))

区 分 区 分・ 年 度		施 設 数												病 床 数									
		病 院				一 般 診 療 所		歯 科 診 療 所		助 産 所		施 術 所		歯 科 技 工 所	病 院							診 療 所	
		計	(再掲) 地域医療支援	一 般	精 神 科	有 床	無 床	有 床	無 床	有 床	無 床	あん摩・マッ サージュ・ 指圧はり きゅう	柔 道 整 復		計	一 般	療 養	結 核	精 神 科	感 染 症	一 般	療 養	
管 内	4	21	2	15	6	10	304	-	281	2	15	302	200	47	5,559	2,750	1,355	-	1,454	-	142	-	
	5	21	2	15	6	10	314	-	280	2	15	308	203	47	5,559	2,750	1,355	-	1,454	-	142	-	
	6	21	2	15	6	10	317	-	277	2	16	309	202	41	5,559	2,690	1,415	-	1,454	-	133	-	
習 志 野 市	4	6	1	5	1	2	111	-	106	-	7	102	60	18	1,439	1,299	32	-	108	-	30	-	
	5	6	1	5	1	2	114	-	106	-	7	105	61	18	1,439	1,299	32	-	108	-	30	-	
	6	6	1	5	1	2	111	-	104	-	7	105	61	17	1,439	1,299	32	-	108	-	30	-	
八 千 代 市	4	10	1	6	4	7	123	-	112	2	6	124	85	16	2,837	890	883	-	1,064	-	94	-	
	5	10	1	6	4	7	128	-	111	2	5	124	86	16	2,837	890	883	-	1,064	-	94	-	
	6	10	1	6	4	7	128	-	110	2	7	124	85	13	2,837	830	943	-	1,064	-	85	-	
鎌 ヶ 谷 市	4	5	-	4	1	1	70	-	63	-	2	76	55	13	1,283	561	440	-	282	-	18	-	
	5	5	-	4	1	1	72	-	63	-	2	79	56	13	1,283	561	440	-	282	-	18	-	
	6	5	-	4	1	1	78	-	63	-	3	80	56	11	1,283	561	440	-	282	-	18	-	

※病床数は、使用許可済数を計上している。

(2) 主な医療従事者の状況

表 1－(2) 管内における医療従事者の状況

(単位：人)

項目 年度・区分		従事者数(下段：10 万対)						
		医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
平成 30 年度	管内	891 (184.8)	371 (77.0)	980 (203.3)	175 (36.5)	121 (25.2)	3,491 (728.5)	740 (154.4)
	千葉県	12,142 (194.1)	5,071 (81.1)	11,691 (186.9)	2,084 (33.3)	1,497 (23.9)	45,202 (722.7)	9,725 (155.5)
	全国	311,963 (246.7)	101,777 (80.5)	240,371 (190.1)	52,955 (41.9)	36,911 (29.2)	1,218,606 (963.8)	304,479 (240.8)
令和 2 年度	管内	945 (194.6)	409 (84.2)	984 (202.6)	170 (35.0)	128 (26.4)	3,647 (751.0)	647 (133.2)
	千葉県	12,935 (205.8)	5,120 (81.5)	12,154 (193.4)	2,124 (33.8)	1,583 (25.2)	48,391 (770.0)	9,024 (143.6)
	全国	323,700 (256.6)	104,118 (82.5)	250,585 (198.6)	55,595 (44.1)	37,940 (30.1)	1,280,911 (1015.4)	284,589 (225.6)
令和 4 年度	管内	902 (184.4)	407 (83.2)	1,026 (209.8)	183 (37.5)	117 (24.0)	3,848 (788.3)	597 (122.3)
	千葉県	13,097 (209.0)	4,851 (77.4)	12,254 (195.6)	2,461 (39.3)	1,603 (25.6)	49,888 (796.2)	8,064 (128.7)
	全国	327,444 (262.1)	101,919 (81.6)	253,198 (202.6)	60,299 (48.3)	38,063 (30.5)	1,311,687 (1049.8)	254,329 (203.5)

出典

○医師・歯科医師・薬剤師数(総数を使用)

＜管内＞千葉県衛生統計年報(千葉県)

＜千葉県・全国＞医師・歯科医師・薬剤師統計(厚生労働省)

○保健師・助産師・看護師・准看護師数(実人員を使用)

＜管内＞千葉県看護の現況(千葉県)

使用人口：千葉県毎月常住人口調査各年 10 月 1 日現在(千葉県)

＜千葉県・全国＞衛生行政報告例(厚生労働省)

(3) 医療施設立入検査

医療法その他の法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、科学的でかつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的に計画的に実施している。

令和6年度は病院21施設、有床診療所2施設、助産所1施設の立入検査を実施した。

(4) 各種免許の取扱状況

令和6年度医師、歯科医師、薬剤師等の各種免許証の交付申請、書換え申請等の受付件数は、919件であった。

表1-(4) 各種免許取扱件数の推移

(単位: 件)

取 扱 件 数 免 許 種 類		件 数		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
厚生 労働 大臣	医 師	38	39	27
	歯 科 医 師	5	5	11
	薬 剤 師	89	101	89
	保 健 師	69	46	61
	助 産 師	21	12	12
	看 護 師	317	312	335
	理 学 療 法 士	99	95	80
	作 業 療 法 士	33	49	42
	臨 床 検 査 技 師	24	31	30
	診 療 放 射 線 技 師	14	14	10
	衛 生 検 査 技 師	0	0	0
	視 能 訓 練 士	2	9	4
知 事	管 理 栄 養 士	74	46	51
	准 看 護 師	28	29	30
	栄 養 士	64	79	48
	登 録 販 売 者	61	61	89
総 数		938	928	919

2 薬務関係

(1) 薬務関係施設の現況

管内の薬局、医薬品販売業、医薬品製造業（薬局）、毒物劇物販売業等の施設総数は、令和6年度末現在 2,023 施設で、業務別、年度別施設数の推移は表 2－(1) のとおりである。

令和6年度に新たに許可等の申請・届出のあった施設は107施設、廃止の届出があった施設は61施設であった。

(2) 薬事監視

関係法令に基づき、薬局、医薬品販売業者等に対して薬事監視を実施した。

令和6年度の監視状況は表 2－(2) のとおり延べ 394 件の監視を実施し、20 施設の違反が認められた。違反の主な内容は、開設者の義務、管理者の義務、薬局等における掲示等であった。

(3) 毒物劇物監視

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業者等に対して実施した。令和6年度は農薬危害防止運動月間を中心に業態ごとに年間の監視計画を立てて、立入調査を行った。令和6年度の監視状況は表 2－(3) のとおり 32 件の監視を実施し、2 施設の違反が認められた。違反の内容は、貯蔵陳列場所等であった。

表 2－(1) 薬事関係施設数及び開設許可件数 （単位：件）

年 度 業 態	管 内			習志野市			八千代市			鎌ヶ谷市			年度内の許認等 事務処理件数※1		
	4 年 度	5 年 度	6 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	新 規	廃 止	更 新
総 数	1,913	1,967	2,023	703	700	707	840	901	924	370	366	392	107	61	96
薬 局	177	180	185	65	65	65	80	83	84	32	32	36	11	8	27
医 薬 品 製 造 業（薬 局）	9	9	8	2	2	2	7	7	6	-	-	-	-	-	4
医 薬 品 製 造 販 売 業（薬 局）	9	9	8	2	2	2	7	7	6	-	-	-	-	-	4
地 域 連 携 薬 局	10	9	12	3	3	4	5	4	5	2	2	3	3	1	11
専 門 医 療 機 関 連 携 薬 局	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
店 舗 販 売 業	77	82	83	31	31	31	29	34	35	17	17	17	4	2	6
卸 売 販 売 業	19	21	19	3	4	3	14	15	14	2	2	2	-	1	5
薬 種 商 販 売 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特 例 販 売 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高 度 管 理 医 療 機 器 等 販 売 業・貸 与 業※2	305	313	327	105	102	102	131	143	146	69	68	79	33	19	28
管 理 医 療 機 器 販 売 業・貸 与 業※2	1,229	1,268	1,296	458	457	461	528	570	585	243	241	250	53	25	-
再 生 医 療 等 製 品 販 売 業	2	2	2	-	-	-	2	2	2	-	-	-	-	-	-
毒 物 劇 物 製 造 業	9	9	8	4	4	3	5	5	5	-	-	-	-	1	2
毒 物 劇 物 輸 入 業	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毒 物 劇 物 販 売 業	73	70	68	28	28	28	38	36	35	7	6	5	2	3	8
毒 物 劇 物 業 務 上 取 扱 者 （法第 22 条第 1 項の者）	2	2	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特 定 毒 物 研 究 者	3	3	3	2	2	2	1	1	1	-	-	-	1	1	-

※1 事務処理件数のため、必ずしも施設の増減と一致しない。

※2 同じ施設で販売業と貸与業の両方の業種がある施設は、2 施設とする。

表 2-(2)藥事監視 (單位:件)

[illegible]

表 2-(3)毒物劇物監視狀況 (單位:件)

[illegible]

(4)麻薬・覚醒剤監視

麻薬・覚醒剤原料等については、薬事監視及び医療機関立入検査の際にその管理の適正化について指導を行った。

(5)不正大麻・けし撲滅運動

大麻草の栽培の規制に関する法律(旧大麻取締法)及びあへん法で一般に栽培が禁止されている「大麻」と「けし」について、5月1日から6月30日まで撲滅運動を実施し、管内7箇所において、けし118本を発見し焼却処分を行った。

(6)薬物乱用防止対策

近年は、大麻事犯による検挙人員が増加に転じ、特に若年層の増加が著しく、社会的な問題となっている。

管内29名の薬物乱用防止指導員は、千葉県薬物乱用防止指導員習志野健康福祉センター(保健所)地区協議会を結成し、地域啓発活動を実施している。

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動期間中(6月20日～7月19日)の6月22日(土)イオンモール津田沼等において、指導員や関係団体等の協力を得て、薬物乱用防止啓発活動を実施した。

3 献血推進事業

千葉県赤十字血液センターが実施している献血事業に対し、管内市(町村)献血推進協議会と協力して、工場、事業所、学校、その他住民に献血思想の普及と献血事業の円滑な推進を図っている。

当管内の令和6年度の献血目標は全血献血5,460人(1人あたり200mL及び400mL)であり、この目標を達成するため当保健所では、7月の「愛の血液助け合い運動」、8月の「千葉県公務員職場献血推進月間」、1、2月の「はたちの献血」キャンペーン及び3月の「千葉県献血推進強調月間」において、広報活動を行った。

なお、管内の献血実績は表3のとおりであるが、合計目標達成率は99%であった。

表3 献血実績状況

区分 年度 市町村別	200mL			400mL			合 計		
	目標数 (人)	採血数 (人)	達成率 (%)	目標数 (人)	採血数 (人)	達成率 (%)	目標数 (人)	採血数 (人)	達成率 (%)
令和4年度	140	418	298	5,336	4,855	90	5,476	5,273	96
令和5年度	169	369	218	5,321	4,556	85	5,490	4,925	89
令和6年度	163	462	283	5,297	4,988	94	5,460	5,450	99
習志野市	64	109	170	2,084	1,563	75	2,148	1,672	77
八千代市	67	304	453	2,182	2,904	133	2,249	3,208	142
鎌ヶ谷市	32	49	153	1,031	521	50	1,063	570	53

※ 成分献血は献血ルームのみで行っているため実績に算入しない。

※ 小数点以下は切り捨て。

4 地域保健医療計画の推進

「千葉県保健医療計画」は、医療法に基づく法定計画として、昭和 63 年に策定され、本県の保健医療提供体制の確保に関する事項を定めるものであり、定期的な改正を行いながら、県内の保健医療関係機関・団体の協力のもと、各種の保健医療施策を推進してきた。

令和 6 年 4 月に改定された計画で設定する二次保健医療圏として、当保健所地域は、市川保健所管内及び船橋市保健所管内の 3 市とともに、東葛南部保健医療圏となっている。

令和 6 年度は、保健医療体制について検討するとともに地域医療構想を推進するため、平成 28 年度に設置した東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議を 2 回開催した。

5 厚生統計調査

(1)人口動態統計

ア 人口動態総覧

人口動態総覧は我が国の人口を恒常的に調査し、この統計から得られる出生の動向、死亡の現状、婚姻、離婚及び死産の実態を把握することにより、社会・経済等の発展に欠くことのできない情報として活用されている。

令和5年の管内人口動態総覧(確定数)は表5-(1)-ア-(ア)及び表5-(1)-ア-(イ)のとおりである。

出生総数は2,958人で、前年より228人減少し、出生率(人口千対)は前年より0.5下回り、6.2であった。(千葉県5.9、全国6.0)

死亡総数は5,214人で、前年より118人増加し、死亡率(人口千対)は前年より0.3上回り、11.0であった。(千葉県12.0、全国13.0)

婚姻件数は1,876組で、前年より105組減少し、婚姻率(人口千対)は前年より0.3下回り、3.9であった。(千葉県3.8、全国3.9)

離婚件数は725組で、前年より42組増加し、離婚率(人口千対)は前年より0.08上回り、1.52であった。(千葉県1.50、全国1.52)

表5-(1)-ア-(ア)人口動態総覧① (単位:人)

		人口	出生					死亡				乳児死亡 (生後1年 未満再掲)		新生児死亡 (生後4週 未満再掲)	
			総数	男	女	率 (人口千対)	2,500g 未満 (再掲)	総数	男	女	率 (人口千対)	実数	率 (出生千対)	実数	率 (出生千対)
管内	令和3年	476,371	3,206	1,590	1,616	6.7	269	4,418	2,437	1,981	9.3	6	1.9	4	1.2
	令和4年	475,812	3,186	1,664	1,522	6.7	299	5,096	2,765	2,331	10.7	4	1.3	1	0.3
	令和5年	475,447	2,958	1,467	1,491	6.2	287	5,214	2,871	2,343	11.0	5	1.7	2	0.7
習志野市	令和3年	170,969	1,158	552	606	6.8	87	1,410	786	624	8.2	3	2.6	3	2.6
	令和4年	170,169	1,159	607	552	6.8	109	1,686	906	780	9.9	1	0.9	-	-
	令和5年	169,741	1,109	539	570	6.5	106	1,663	887	776	9.8	3	2.7	1	0.9
八千代市	令和3年	197,264	1,386	719	667	7.0	115	1,882	1,030	852	9.5	2	1.4	-	-
	令和4年	198,046	1,402	716	686	7.1	128	2,094	1,142	952	10.6	3	2.1	1	0.7
	令和5年	198,326	1,270	626	644	6.4	117	2,250	1,240	1,010	11.3	1	0.8	-	-
鎌ヶ谷市	令和3年	108,138	662	319	343	6.1	67	1,126	621	505	10.4	1	1.5	1	1.5
	令和4年	107,597	625	341	284	5.8	62	1,316	717	599	12.2	-	-	-	-
	令和5年	107,380	579	302	277	5.4	64	1,301	744	557	12.1	1	1.7	1	1.7
千葉県		6,110,275	35,658	18,243	17,415	5.9	3,353	73,002	38,963	34,039	12.0	75	2.1	34	1.0
全国		121,561,801	727,288	372,603	354,685	6.0	70,151	1,576,016	802,536	773,480	13.0	1,326	1.8	600	0.8

※ 各年の千葉県衛生統計年報による。(「人口」は日本人人口を使用)

※ 全国に関しては、厚生労働省令和5年人口動態統計(確定数)の概況による。

表 5－(1)－ア－(イ)人口動態総覧② (単位:人・胎・組)

		死産				周産期死亡率				婚姻		離婚		合計 特殊 出生率
		自然死産		人工死産		総数		後期死産 (妊娠満 22 週以 降)	早期新生 児死亡 (生後 7 日未満)	実数	率 (人口 千対)	実数	率 (人口 千対)	
		実数	率 (出産 千対)	実数	率 (出産 千対)	実数	率 (出産 千対)							
管内	令和3年	49	14.9	26	7.9	15	4.7	11	4	1,874	3.9	670	1.41	1.25
	令和4年	37	11.3	39	12.0	10	3.1	9	1	1,981	4.2	683	1.44	1.25
	令和5年	29	9.6	27	9.0	7	2.4	6	1	1,876	3.9	725	1.52	1.16
習志野市	令和3年	18	15.2	7	5.9	7	6.0	4	3	698	4.1	210	1.23	1.20
	令和4年	14	11.8	16	13.5	5	4.3	5	-	776	4.6	219	1.29	1.23
	令和5年	12	10.6	12	10.6	3	2.7	3	-	691	4.1	219	1.29	1.19
八千代市	令和3年	22	15.5	10	7.1	4	2.9	4	-	773	3.9	319	1.62	1.32
	令和4年	18	12.5	15	10.5	4	2.8	3	1	793	4.0	314	1.59	1.33
	令和5年	9	7.0	9	7.0	-	-	-	-	786	4.0	331	1.67	1.19
鎌ヶ谷市	令和3年	9	13.2	9	13.2	4	6.0	3	1	403	3.7	141	1.30	1.19
	令和4年	5	7.8	8	12.5	1	1.6	1	-	412	3.8	150	1.39	1.14
	令和5年	8	13.5	6	10.1	4	6.9	3	1	399	3.7	175	1.63	1.06
千葉県		379	10.4	397	10.9	133	3.7	110	23	23,251	3.8	9,151	1.50	1.14
全国		7,152	9.6	8,382	11.3	2,404	20.9	1,943	461	474,741	3.9	18,3814	1.52	1.20

※ 各年の千葉県衛生統計年報による。

※ 全国に関しては、厚生労働省令和5年人口動態統計(確定数)の概況による。

イ 死因別死亡状況

表 5-(1)-イ 主要死因別死亡状況

順位	令和3年 管内					令和4年 管内					令和5年 管内					令和5年 県				
	死因	総数(人)	男(人)	女(人)	率(人口10万対)	死因	総数(人)	男(人)	女(人)	率(人口10万対)	死因	総数(人)	男(人)	女(人)	率(人口10万対)	死因	総数(人)	男(人)	女(人)	率(人口10万対)
1	悪	1,251	743	508	262.6	悪	1,324	797	527	278.3	悪	1,379	829	550	290.0	悪	18,292	10,887	7,405	299.4
2	心	658	354	304	138.1	心	781	411	370	164.1	心	825	457	368	173.5	心	11,228	5,882	5,346	183.8
3	肺	400	107	293	84.0	老	513	170	343	107.8	老	537	164	373	112.9	老	11,062	2,342	5,720	181.0
4	脳	303	166	137	63.6	脳	322	160	162	67.7	脳	329	175	154	69.2	脳	4,794	2,486	2,308	78.5
5	老	268	171	97	56.3	肺	304	187	117	63.9	肺	287	191	96	60.4	肺	3,921	2,381	1,540	64.2
6	誤	142	95	47	29.8	誤	171	117	54	35.9	誤	199	131	68	41.9	誤	2,733	1,685	1,048	44.7
7	不	123	65	58	25.8	不	102	60	42	21.4	間	101	75	26	21.2	不	1,608	984	624	26.3
8	腎	76	42	34	16.0	腎	96	49	47	20.2	腎	93	59	34	19.6	腎	1,291	725	566	21.1
9	自	66	46	20	13.8	高	90	39	51	18.9	高	85	45	40	17.9	高	1,119	577	542	18.3
10	高	61	32	29	12.8	血	86	31	55	18.1	不 自	82 82	52 51	30 31	17.2 17.2	間	1,096	751	345	17.9

※1 令和5年千葉県衛生統計年報による。

※2 全国に関しては、厚生労働省「令和5年人口動態統計(確定数)の概況」による。

※3 市町村及び管内の死亡率等算出に使用した人口は、「令和6年1月1日住民基本台帳人口(日本人人口)」(総務省)である。

※4 死因の区分は「死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目」による。

悪 … 悪性新生物
 心 … 心疾患(高血圧性を除く)
 脳 … 脳血管疾患

不 … 不慮の事故
 自 … 自殺
 腎 … 腎不全

老 … 老衰
 高 … 高血圧性疾患
 血 … 血管性及び詳細不明の認知症

肺 … 肺炎
 誤 … 誤嚥性肺炎
 間 … 間質性肺炎

順位	令和5年 習志野市					令和5年 八千代市					令和5年 鎌ヶ谷市					全国		
	死因	総数(人)	男(人)	女(人)	率(人口10万対)	死因	総数(人)	男(人)	女(人)	率(人口10万対)	死因	総数(人)	男(人)	女(人)	率(人口10万対)	死因	総数(人)	率(人口10万対)
1	悪	459	254	205	270.4	悪	564	349	215	284.4	悪	356	226	130	331.5	悪	382,504	315.6
2	心	230	124	106	133.5	心	397	227	170	200.1	心	198	106	92	184.4	心	231,148	190.7
3	老	178	50	128	104.9	老	242	82	160	122.0	老	117	32	85	109.0	老	189,919	156.7
4	脳	115	64	51	67.8	脳	131	66	65	66.1	脳	83	45	38	77.3	脳	104,533	86.3
5	肺	81	58	23	47.7	肺	126	83	43	63.5	肺	80	50	30	74.5	肺	75,753	62.5
6	誤	69	44	25	40.7	誤	70	43	27	35.3	誤	60	44	16	55.9	誤	60,190	49.7
7	高	47	22	25	27.7	腎	42	30	12	21.2	間	29	23	6	27.0	不	44,440	36.7
8	間	31	24	7	18.3	間	41	28	13	20.7	腎	26	15	11	24.2	腎	30,208	24.9
9	自	26	18	8	15.3	肝	39	26	13	19.7	不	22	17	5	20.5	ア	25,453	21.0
10	腎	25	14	11	14.7	不 自	37 37	22 22	15 15	18.7 18.7	自	19	11	8	17.7	間	23,875	19.7

※1 令和5年千葉県衛生統計年報による。

※2 全国に関しては、厚生労働省「令和5年人口動態統計(確定数)の概況」による。

※3 市町村及び管内の死亡率等算出に使用した人口は、「令和6年1月1日住民基本台帳人口(日本人人口)」(総務省)である。

※4 死因の区分は「死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目」による。

悪 … 悪性新生物
心 … 心疾患(高血圧性を除く)
脳 … 脳血管疾患

不 … 不慮の事故
自 … 自殺
腎 … 腎不全

肝 … 肝疾患
老 … 老衰
高 … 高血圧性疾患

肺 … 肺炎
誤 … 誤嚥性肺炎
間 … 間質性肺炎
ア … アルツハイマー病

ウ 部位別悪性新生物死亡状況

表 5－(1)－ウ 部位別悪性新生物死亡状況

(単位:人)

死因分類	管内			習志野市			八千代市			鎌ヶ谷市		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総 数	1,379	829	550	459	254	205	564	349	215	356	226	130
口唇口腔 及び咽頭	23	16	7	10	4	6	8	7	1	5	5	0
食道	53	41	12	15	10	5	20	17	3	18	14	4
胃	130	87	43	41	25	16	61	42	19	28	20	8
結腸	135	68	67	40	16	24	62	35	27	33	17	16
直腸S状 結腸移行部 及び直腸	67	46	21	26	15	11	23	19	4	18	12	6
肝及び 肝内胆管	62	48	14	19	17	2	27	20	7	16	11	5
胆のう及び その他の胆 道	64	36	28	19	8	11	21	14	7	24	14	10
膵	127	60	67	55	23	32	50	25	25	22	12	10
喉頭	3	3	0	0	0	0	2	2	0	1	1	0
気管、気管支 及び肺	269	189	80	95	62	33	95	70	25	79	57	22
皮膚	6	5	1	3	3	0	1	1	0	2	1	1
乳房	62	0	62	21	0	21	29	0	29	12	0	12
子宮	41	0	41	13	0	13	17	0	17	11	0	11
卵巣	21	0	21	6	0	6	7	0	7	8	0	8
前立腺	61	61	0	21	21	0	21	21	0	19	19	0
膀胱	30	22	8	9	7	2	13	9	4	8	6	2
中枢神経系	7	6	1	2	1	1	5	5	0	0	0	0
悪性リンパ腫	42	29	13	13	9	4	18	12	6	11	8	3
白血病	45	29	16	13	8	5	19	10	9	13	11	2
その他のリン パ組織造血 組織及び関 連組織	15	11	4	5	4	1	6	3	3	4	4	0
その他の 悪性新生物	116	72	44	33	21	12	59	37	22	24	14	10

※ 令和5年千葉県衛生統計年報による。

(2)厚生統計調査

表 5－(2)厚生統計調査状況

調査名(担当課)	目的	方法	対象地区
国民生活基礎調査 (企画課)	保家・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的事項を調査する。	対象世帯員 →調査員→ 保健所→県 →厚生労働省	習志野市 八千代市 鎌ケ谷市
人口動態調査 (企画課)	出生・死亡・死産・婚姻・離婚の人口動態事象を把握し、厚生行政施策の基礎資料を得る。	管内市→保健所→県→厚生労働省	習志野市 八千代市 鎌ケ谷市
医療施設動態調査 (企画課)	病院、診療所の分布及び整備の実態を明らかにするとともに施設の機能を把握する。	医療施設管理者→保健所→県→厚生労働省	習志野市 八千代市 鎌ケ谷市
医療施設静態調査・患者調査・受療行動調査 (企画課)	医療施設の診療機能、患者の入院・来院時の状況及び傷病名等、医療に対する認識や行動を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	医療施設・患者→保健所→県→厚生労働省	習志野市 八千代市 鎌ケ谷市
衛生行政報告例 (企画課、地域保健課、検査課)	衛生関係諸法規の施行に伴う県の行政の実態を数量的に把握する。(年度報)	保健所各課の報告による	保健所
地域保健・健康増進事業報告 (総務課、企画課、地域保健課、疾病対策課、生活衛生課、食品機動監視課、検査課)	保健所・市町村が実施している保健事業を明らかにする。(年度報)	管内市→保健所→県→厚生労働省	保健所 習志野市 八千代市 鎌ケ谷市
医師・歯科医師・薬剤師調査 (企画課)	医師・歯科医師・薬剤師について、業務の種別・従事場所・登録年・性・年齢等による分布を明らかにする。(2年に1度)	届出義務者→保健所→県→厚生労働省	習志野市 八千代市 鎌ケ谷市
看護職員業務従事者届 (企画課)	保健師・助産師・看護師・准看護師の就業実態を把握し、今後の看護職員確保対策の推進の基礎資料を得る。	看護職員→医療施設→保健所→県→厚生労働省	習志野市 八千代市 鎌ケ谷市

6 協議会・委員会の開催状況

(1) 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議の開催

表 6－(1) 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議開催状況

開催年月日	開催方法	出席数	主な協議内容
令和 6 年 8 月 30 日	オンライン	28 人	議事 ・ 医療機関毎の具体的対応方針について ・ 病床配分の方向性について ・ 病床機能再編支援事業について ・ 地域医療連携推進法人について ・ 地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業について 報告事項 ・ 令和5年度病床機能報告の結果について ・ 地域医療介護総合確保基金による各種事業の実施状況について ・ 次回調整会議の議題等について
令和 7 年 3 月 3 日	オンライン	28 人	議事 ・ 外来医療の医療提供体制の確保について ・ 医療機関毎の具体的対応方針について ・ 非稼働病棟について 報告事項 ・ 地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業について ・ 令和5年患者調査について ・ 在宅医療連携促進支援事業について ・ 新たな地域医療構想について ・ 次年度調整会議の予定について

7 保健所保健・福祉サービス調整推進事業

表 7 千葉県保健所保健・福祉サービス推進事業開催状況

目 的	開催年月日	主な内容	構成員・人員
—	—	—	—

8 地域保健従事者研修・保健所実習

(1) 学生等の保健所実習

表8－(2) 保健所実習実施状況

学 校 名	学生数	実習期間(日数)
千葉大学医学部医学科	4人	2/12(1日)
秀明大学看護学部	6人	4/16、5/14－5/15(3日)
了徳寺大学 看護学科	5人	4/16、6/11－6/12(3日)
順天堂大学 看護学科	6人	9/19、9/30－10/1(3日)
	6人	9/19、10/28－10/29(3日)
東邦大学 看護学科	5人	4/16、12/16－17(3日)
淑徳大学 看護学科	4人	9/19、1/21－22(3日)
国際医療福祉大学 看護学科	4人	4/16、7/9－10(3日)
東京家政学院大学 人間栄養学科	3人	9/19、9/27、10/1(3日)
東京家政大学 栄養学科	3人	9/19、9/27、10/1(3日)

(2) 地域保健臨床研修

表8－(3) 医師法第16条の2第1項に規定する医師に対する研修

病 院 名	医師数	研 修 期 間
—	—	—

9 広報・啓発事業

(1) ホームページの運営

平成11年に開設した、ホームページ「習志野保健所(習志野健康福祉センター)」について、随時内容の更新を行った。内容は、1. トピックス 2. 保健所の仕事 3. 地域の健康・医療・福祉に関することなどである。

ホームページは、次のとおり。

○ <https://www.pref.chiba.lg.jp/kf-narashino/>

10 地域防災対策

(1) 医療救護活動のための医薬品・医療資機材の備蓄

災害発生時に医療救護活動を支援するために次の医薬品等を備蓄し、これらの適正保管に努めている。

- ・備蓄医薬品及び備蓄衛生材料 3 セット（1,500 名分）
- ・医療救護資機材（救急医療セット） 13 セット
- ・トリアージタグ 2,000 部

(2) 管内市町村への防災訓練への協力

令和6年度については、管内市で行われた防災訓練には参加していないが、災害発生時の災害医療提供体制・救護活動等の連携を確認するため、市主催の会議に参画する等情報共有に努めている。

IV 地域保健課の業務概要

地域保健課は、生涯にわたる健康づくりを推進するため、管内市及び関係機関と連携し、保健師関係指導事業、母子保健事業、一人ひとりに応じた健康支援事業、地域・職域連携推進事業、栄養改善事業、精神保健福祉事業、肝炎治療特別促進事業、難病対策事業等を主業務として広域的専門的業務に取り組んでいる。

1 保健師関係指導事業

保健師は地域保健課・疾病対策課に配属され、公衆衛生対策の窓口として保健活動を行っている。

本事業においては、管内市及び保健所の保健師活動状況の把握と資質向上のために管内保健師業務連絡研究会等を開催した。

(1)管内概況

令和6年4月1日現在の管内保健師就業状況は、保健所14人、習志野市47人、八千代市40人、鎌ヶ谷市37人の計138人である。保健所保健師は、長期療養児の保健指導、結核・感染症対策、難病対策、エイズ対策等専門的な保健サービスを提供するとともに、市の求めに応じて専門的な相談や助言に努めている。

表1－(1)管内保健師就業状況(令和6年4月1日現在)

(単位:人)

区分 年度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和4年度	129	12	79	15	11	12
令和5年度	130	14	79	18	6	13
令和6年度	138	14	87	20	3	14
習志野市	47	-	36	5	0	6
八千代市	40	-	29	9	0	2
鎌ヶ谷市	37	-	22	6	3	6

(2)保健所保健師活動

保健・医療・福祉等の関係者で連携しながら協議を行い、患者家族がよりよい療養生活を送れるようにするため、個別指導を行った。

表1－(2)家庭訪問等個別指導状況(令和7年3月31日現在)

(単位:件)

区分 種別		家庭訪問		訪問以外の保健指導			個別の連携 ・連絡調整	
				面 接		電 話		メール
		実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数(再掲:会議)
総 数		163	347	166	215	2,757	123	1,537(15)
感染症(結核除く)		41	60	96	100	1,180	86	450(0)
結 核		86	229	17	56	1,190	29	774(0)
精 神 保 健 福 祉		1	1	0	0	11	0	1(0)
難 病		24	42	18	19	208	8	269(12)
長 期 療 養 児		11	15	30	32	91	0	41(3)
生 活 習 慣 病		0	0	0	0	2	0	0(0)
母子保健	妊 産 婦	0	0	0	0	0	0	0(0)
	乳 幼 児	0	0	0	0	2	0	0(0)
	そ の 他	0	0	0	0	3	0	0(0)
そ の 他 の 疾 病		0	0	2	2	15	0	0(0)
そ の 他		0	0	3	6	55	0	2(0)
訪 問 延 世 帯 数		163	347					

(3)保健師関係研修(研究)会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1-(3)-ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	主 内 容	参加人員
令和6年5月31日	第1回ミニ勉強会 講義「事業計画～記入する前に～」 講師 習志野保健所保健師	24
令和6年6月28日	第2回ミニ勉強会 講義「家庭訪問について」 講師 習志野保健所保健師	27
令和6年7月26日	1.講演「神戸市における災害時保健活動の推進に向けた体制づくり」 講師 神戸市健康局副局長 森井文恵氏 2.グループワーク	92
令和6年8月29日	第3回ミニ勉強会 講義「研究について」 講師 習志野保健所保健師	22
令和6年9月19日	新任期保健師座談会	12
令和6年9月30日	第4回ミニ勉強会 「地域診断発表会」 発表者 習志野保健所保健師	32
令和6年11月7日	第1部 講演「能登半島地震 2次避難所におけるシステムを活用した被災者情報の共有について」 講師 加賀市市民健康部相談支援課 課長 西 ミキ 氏 第2部 1) 能登半島地震における支援活動報告 ・DMAT:東京女子医科大学附属八千代医療センター救急科 准教授 落合香苗 氏 ・DPAT:医療法人社団健仁会船橋北病院 副院長 月間秀樹 氏 ・JRAT:東京湾岸リハビリテーション病院 理学療法科 科長 井上靖悟 氏 ・DWAT:医療法人社団紺整会介護老人保健施設フェルマー タ船橋 事務長代理 塩原貴子 氏 2) グループワーク	99
令和7年1月29日	第5回ミニ勉強会「事例発表会」 発表者 習志野保健所保健師	28

イ 所内保健師研究会

表1-(3)-イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和6年5月31日	1.現任教育について 2.その他(所内研実施方針、地域診断・事例発表実施手順の説明)	15
令和6年6月13日	現任教育について	15
令和6年6月28日	地域診断グループワーク	13
令和6年8月29日	地域診断グループワーク	12
令和6年10月24日	現任教育について	15
令和7年2月20日	1.事例発表 2.現任教育について	14

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表1-(3)-ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和6年8月2日	1.講演「災害に備えよう！GISを活用した地域診断について」 講師 大阪医科薬科大学看護学部公衆衛生看護学分野 助教授 堀池諒氏 2.演習「ちば情報マップについて」 講師 健康福祉部疾病対策課難病・アレルギー対策班長 大関裕子氏 3.グループワーク	78

(4)管内看護管理者研修会

表1-(4)看護管理者研修状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和6年11月29日	1.報告：A市における難病等在宅人工呼吸器使用者が災害時に避難する上での現状と課題 習志野保健所地域保健課 保健師 2.講義「24時間人工呼吸器装着者の避難訓練の実際とBCPの見直し～訪問看護事業所と多職種連携～」 講師 やましな訪問看護リハビリステーション 管理者 新妻美栄氏 3.グループワーク	38

2 母子保健事業

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、管内市および関係機関と連携し切れ目ない支援の推進を行う。

(1) 母子保健推進協議会

母子保健法に基づき、管内母子に対し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うために、実施体制等について協議を行う。

表2－(1)母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
令和7年 2月13日	14名	1) 報告 ① 管内の母子保健統計 ② 管内母子保健実績の報告 ③ 各市の母子保健事業体制及び取り組みについての報告管内における母子保健の現状について 2) 議題:「切れ目のない支援のために地域でできること～伴走型相談支援と産前産後ケア～」 ① 各機関の現状の取組と課題の共有 ② 情報交換 (ア) 早期に切れ目なく“つなげる・つながる”体制(伴走型相談支援)づくり (イ) 産前産後ケアの“つなげる・つながる体制”づくり

(2) 母子保健に関する連絡調整会議

母子保健事業に関する情報交換及び課題の抽出を目的に母子保健担当者会議を開催する。

表2－(2)母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
令和6年5月23日	15名 保健師	(1) 令和5年度母子保健事業実績報告及び令和6年度母子保健事業計画について (2) 施策に関する各市の現状と課題について (3) 児童相談所の保健師の役割と地域連携について
令和6年11月22日	13名 保健師	(1) 令和6年度母子保健事業進捗状況及び令和7年度母子保健事業計画について (2) 母子保健推進協議会について (3) 情報交換 ・産婦健康診査、1か月児健康診査について ・副本登録について

(3) 母子保健従事者研修会

管内の母子保健関係従事者に対し、資質の向上と関係機関の相互の連携を図ることを目的とした研修会を開催する。

表2-(3) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内 容
母子保健従事者研修会	令和6年12月5日	9名 保健師、看護師、 母子保健推進員	1. 報告：管内母子保健統計 2. 「はじめての100か月のビジョン」視聴 3. 講演：「地域の小児科医が見る子育ての今と育ちを支える支援策」 講師：藤原小児科医院 院長 藤原 由香里 氏 4. 座談会：「それぞれの活動を通しての気づきと課題」

(4) 人工妊娠中絶届出

千葉県産婦人科医学会より、管内市の千葉県産婦人科医学会に属する医療機関で行った不妊手術・人工妊娠中絶に関する届け出が提出される。総数は減少傾向である。

表2-(4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	令和4 年度	令和5 年度	令和6年度									
			総 数	20 歳 未 満	20 歳 満	25 歳 満	30 歳 満	35 歳 満	40 歳 満	45 歳 満	50 歳 以上	不 詳
総 数	217	245	221	18	41	43	46	51	20	2	0	0
満7週以前	108	118	106	7	14	20	24	29	11	1	0	0
満8週～満11週	90	109	99	11	24	22	16	17	8	1	0	0
満12週～満15週	5	3	7	0	0	1	4	2	0	0	0	0
満16週～満19週	8	10	5	0	2	0	0	2	1	0	0	0
満20週～満21週	6	5	4	0	1	0	2	1	0	0	0	0
不 詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5)小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援にかかる医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担軽減を図った。

対象者は18歳未満の児童(継続認定者は、20歳の誕生日の前日まで)で、対象疾患は令和3年11月1日より16疾患群788疾病である。(悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患)

表2-(5)小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況(各年度3月31日現在)

(単位:件)

疾 患 名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	習志野市	八千代市	鎌ヶ谷市
総 数	373	379	381	142	142	97
1 悪性新生物	52	50	50	15	24	11
2 慢性腎疾患	22	20	18	10	2	6
3 慢性呼吸器疾患	21	19	21	7	7	7
4 慢性心疾患	51	51	48	22	12	14
5 内分泌疾患	67	62	60	22	25	13
6 膠原病	11	13	16	5	6	5
7 糖尿病	35	38	31	5	17	9
8 先天性代謝異常	5	6	6	2	2	2
9 血液疾患	12	16	18	8	6	4
10 免疫疾患	0	0	0	0	0	0
11 神経・筋疾患	53	56	54	26	19	9
12 慢性消化器疾患	25	28	36	12	13	11
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	13	12	16	6	5	5
14 皮膚疾患	1	1	1	0	1	0
15 骨系統疾患	3	6	6	2	3	1
16 脈管系統疾患	2	1	0	0	0	0

(6)小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(研修会、講演会、交流会等)

表2-(6)-ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名 称	実 施 年 月 日	参加人数・内訳	内 容
小児慢性特定 疾病児童等自 立支援事業講 演会	令和6年12月9日 ～ 令和7年1月31日	動画再生回数 60回 アンケート回答 7名	講演1 「難病患者就職サポーターに聞く就労支援」 講師:千葉県公共職業安定所 専門援助部門 難病患者就職サポーター 芦沢 久恵 氏 講演2 「病気を持ちながら社会で生きる～難病を持つ 人の就学、就労、結婚・子育て～」 講師:一般社団法人ピーベック 池崎 悠 氏

イ 療育相談指導事業(療育指導連絡票に基づくもの)

表2-(6)-イ 療育相談指導内容 (単位:人)

内 容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相 談 者 数 (延)	27	34	31
家 庭 看 護 指 導	20	20	21
食 事 ・ 栄 養 指 導	16	15	16
歯 科 保 健 指 導	6	7	6
福 祉 制 度 の 紹 介	18	21	18
精 神 的 支 援	21	25	22
学 校 と の 連 絡	7	10	11
家 族 会 等 の 紹 介	13	15	10
そ の 他	0	0	0

ウ 訪問指導事業(訪問相談員派遣を含む)

表2-(6)-ウ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位:件)

疾 患 名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総 数	6	7	15
慢 性 呼 吸 器 疾 患	3	2	6
神 経 ・ 筋 疾 患	0	1	2
染色藍または遺伝に変化を伴う症候群	1	1	6
骨 系 統 疾 患	0	0	0
内 分 泌 疾 患	0	0	0
先 天 性 代 謝 異 常	0	0	0
そ の 他	2	3	1

エ 窓口相談事業

表2-(6)-エ 相談内容 (単位:人)

内 容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相 談 者 数 (延)	24	18	32
申 請 等	8	11	22
医 療	2	1	0
家 庭 看 護	11	2	6
福 祉 制 度	3	0	1
就 労	0	0	0
就 学	0	1	1
食 事 ・ 栄 養	0	1	0
歯 科	0	0	0
そ の 他	0	2	2

オ 訪問相談員派遣事業

表2-(6)-オ 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和4年度	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0
令和6年度	2	1	1	2

(7)療育の給付制度

児童福祉法第21条の9の規定に基づき、結核に罹患し入院加療が必要な18歳未満の児童に対し医療、学習及び療養生活に必要な物品を給付するものである。令和3年度から令和6年度まで申請はなかった。

(8) 思春期保健相談事業

思春期の課題を抱えるこどもと、育てにくさに悩む保護者及び支援者のための相談として、子ども・保護者の負担軽減、虐待の早期発見・予防を目的とし、毎月1回個別相談を行う。

表2-(8)-ウ 思春期保健事業個別相談

名 称	開催回数	相談件数	対象者	内 容
思春期相談	6	8	思春期の課題を抱えるこどもと育てにくさに悩む保護者及び支援者	臨床心理士による個別相談

3 成人・老人保健事業

がん検診の受診率向上のため、がん及びがん検診に関する知識の習得を目的に、市川保健所と隔年でがん検診推進員育成講習会を開催している。令和6年度は市川保健所が担当であった。

(1) がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等(以下「推進員等」という。)に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。

表3-(1) がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内 容
令和7年2月10日	30人	講話：胃がんの予防と早期発見のために

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確な自己管理ができるよう、健康づくりの支援体制を充実することを目的に健康相談を行った

(1) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、保健師等が電話相談に応じている。

表4－(1)健康相談実施状況(電話)

(単位:件)

年度 \ 区分	男	女	総 数
令和4年度	12	10	22
令和5年度	17	34	51
令和6年度	25	44	69

5 総合的な自殺対策推進事業

平成28年4月自殺対策基本法が改正となり、都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定している。管内市での自殺対策事業が円滑に行われるよう、各種相談窓口の周知・案内に努め、関連パンフレットの配架等を行っている。精神保健福祉相談や各関係機関との連携の中で心の健康づくりの推進や普及啓発を行っている。

6 地域・職域連携推進事業

広域的な地域保健と職域保健の連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため習志野・船橋地域・職域連携推進協議会を平成19年に設定している。平成28年度からは船橋圏域に協議会が設置されたため、習志野地域・職域連携推進協議会と名称を変更している。

令和元年度からは、働く人々の高年齢化により転倒災害が多いということから「フレイル予防を意識した生活習慣病予防対策」をテーマに協議している。

表6－(1)地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主 な 内 容
令和7年2月27日	19名	(1)報告 ① 令和6年度協議会の取り組み ② 令和6年度フレイル予防に関する取り組み (2)議題 ① 令和6年度協議会の取り組みの評価 ② 令和7年度の計画検討 ・「ならしの健康通信」の変更 ・フレイル予防活動の評価方法

表6－(2)地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和6年9月26日	18名	①令和5年度協議会の報告 ②健康ちば21(第3次)の内容の共有 ③フレイル予防活動について令和5年度の報告及び令和6年度計画の共有と検討

表6－(3)共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
令和6年8月2日	①講話(2件) 内容:「働き盛りからのフレイル予防～転ばない身体づくり～」 対象:管内事業所の従業員 参加者:72名 対象:全国労働衛生週間事前説明会に参加した船橋労働基準協会の会員 参加者:31名 ②ホームページへの掲載(1件) 八千代市薬剤師会の会員向けホームページに「ならしの健康通信」掲載 ③「ならしの健康通信」配置配布(3件) ・八千代市どーんと祭り 400部 ・かまがや福祉健康フェア 50部 ・やちけあフェス 200部
令和6年9月17日	
令和6年10月	
令和6年11月9日～11月10日	
令和7年1月29日～2月2日	
令和7年2月2日	

7 栄養改善事業

管内では壮年期の肥満の割合が高く、心疾患、脳血管疾患などの循環器系疾患が医療費や死因の上位であることから、食に起因する健康課題を改善することを目的に健康教育等を実施し、望ましい食生活の普及定着に取り組んでいる。

また、健康増進法に基づく給食施設への指導、食品に関する表示の指導及び普及啓発を行うなど食環境整備に努めている。

(1)健康増進(栄養・運動等)事業

住民の生活習慣病予防及び健康づくりのために、来所・電話による個別指導の実施及び研修会・広報活動により正しい知識の普及・啓発に努めた。

表7-(1)健康増進(栄養・運動等)指導状況

(単位:人)

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養 指導	(再掲) 病態別 栄養 指導	(再掲) 訪問に よる栄養 指導	運動 指導	(再掲) 病態別 運動 指導	休養 指導	禁煙 指導	その他	栄養 指導	(再掲) 病態別 栄養 指導	運動 指導	(再掲) 病態別 運動 指導	休養 指導	禁煙 指導	その他
実施数	妊産婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳幼児	0	0	0					0	0	0					0
	20歳未満 (妊産婦乳児を除く)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20歳以上 (妊産婦を除く)	25	1	0	0	0	0	0	0	633	14	0	0	0	0	0
	(再掲) 妊産婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(再掲) 乳幼児	0	0	0					0	0	0					0
	(再掲) 20歳未満 (妊産婦乳児を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(再掲) 20歳以上 (妊産婦を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

参照(地域保健・健康増進事業報告作成要領)

ア 病態別個別指導

表7-(1)-ア 病態別個別指導状況 (単位:人)

区分 種別	計	生活 習慣病	難 病	アレルギー 疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	1	0	0	1	0	0
病態別運動指導	0	0	0	0	0	0

※生活習慣病は、がん・高血圧・心臓病・脂質異常症・糖尿病・肥満・貧血に関する指導をした場合に計上する。

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表7-(1)-イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
病態栄養教室 (動画配信)	令和 6 年 11 月 25 日 ～ 令和 7 年 3 月 7 日	炎症性腸 疾患患者 及びその 家族	申込者数 14 人 (動画再生 24回)	講演「炎症性腸疾患を有 する方の平時から災害時 までの安心な食事」 講師 東京都栄養士会 栄養ケア・ステーション 管理栄養士 大場 泉 氏
食物アレルギー を有する子ども の災害対策に関 する啓発 (チラシ配布)	令和 7 年 2 月 28 日	食物アレ ルギーを 有する児 の保護者	(510 人)	NPO 法人千葉アレルギー・ネッ トワーク・各市危機管理担当 課の協力を得て災害対策 に関する啓発チラシを作 成し、給食施設を通じて 対象者に配布

ウ 地域における健康づくり推進事業

表7-(1)-ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
衛生週間における 出前講座	令和 6 年 10 月 1 日	管内事業 所給食施 設及びグ ループ会 社従業員	91 人	講話「肥満とメタボリック シンドロームの予防」 講師 習志野保健所 地域保健課 栄養指導員
調理研修会 (乳和食)	令和 7 年 2 月 7 日	管内集団 給食協議 会会員	12人	講話・調理実習「乳和食 ～千葉県産の牛乳を使用 した足すだけ美味しい減 塩料理～」 講師 料理家・管理栄養士 小山 浩子 氏

エ 国民(県民)健康・栄養調査

表7-(1)-エ 国民(県民)健康・栄養調査状況

調査名	調査地区(対象)	調査年月日・調査内容等
国民健康・栄養調査	習志野市東習志野地区 (1 地区 33 世帯)	令和 6 年 11 月 5 日及び 6 日 ・身体状況調査 ・栄養摂取状況調査 ・生活習慣調査

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表7-(1)-オ-(ア)食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談(個別)		普及啓発(集団)		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品 について		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	—
食品表示基準に ついて (保健事項)	栄養成分	8	8	0	0	—
	特定保健用食品	0	0	0	0	—
	栄養機能食品	0	0	0	0	—
	機能性表示食品	0	0	0	0	—
	その他※	0	0	0	0	—
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		0	0	0	0	—
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		0	0	0	0	—

		県民への相談対応・普及啓発			
		相談(個別)	普及啓発(集団)		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品 について		0(0)	0(0)	0(0)	—
食品表示基準に ついて (保健事項)	栄養成分	0	0	0	—
	特定保健用食品	0	0	0	—
	栄養機能食品	0	0	0	—
	機能性表示食品	0	0	0	—
	その他※	0	0	0	—
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		0	0	0	—
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		0	0	0	—

()内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合(特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く)

表7-(1)-オ-(イ)食品表示等に関する指導状況(表示違反への対応)

		指導状況(個別)	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について(保健事項)	栄養成分※	1(0)	2(0)
	機能性表示食品	0	0
	その他	0	0
健康増進法第65条第1項(虚偽誇大広告)		0	0
その他一般食品について(いわゆる健康食品を含む)		0	0

※栄養機能食品、特定保健用食品を含む()内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表7-(1)-オ-(ウ)特別用途食品に対する検査・指導件数 (単位:件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
0(0)	0(0)	0(0)

()内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表7-(1)-カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個 別		集団指導		
内 容	延人員	内 容	延回数	延参加者数
食生活に関する指導	27 人	—	—	—

(2)給食施設指導

管内給食施設 195 施設に対し、栄養管理の質の向上を図るために個別巡回指導を行ったほか、給食施設管理者及び従事者を対象に衛生管理、栄養管理に関する情報提供を行い、適切な給食運営を支援した。

給食施設状況

表7-(2)給食施設状況 (単位:件)

施設 総 数	管理栄養士 のみ いる施設		管理栄養士・ 栄養士どちらも いる施設			栄養士のみ いる施設		管理 栄養士・ 栄養士 どちらも いない 施設	管理栄養士 必置指定 施設		調理師の いる施設		調理師 の いない 施設	栄養 成分 表示 施設	栄養 教育 実施 施設
	施 設 数	管理 栄養士 数	施 設 数	管理 栄養士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管理 栄養士 数	施 設 数	調 理 師 数			
195	56	101	54	115	93	60	69	25	9	58	155	370	40	190	138

ア 給食施設指導状況

表7-(2)-ア 給食施設指導状況 (単位:件)

区 分			計	特定給食施設		その他の 給食施設
				1回300食以上 又は 1日750食以上	1回100食以上 又は 1日250食以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	84	17	56	11
		その他指導施設数	126	28	76	22
	喫食者への栄養・運動指導延人員		—	—	—	—
集団指導	給食管理指導	回 数	3	3	3	3
		延 施 設 数	157	31	104	22
	喫食者への 栄養運動指導	回 数	1	—	1	—
		延 人 員	91	—	91	—

イ 給食施設個別巡回指導

表7-(2)-イ 給食施設個別巡回指導状況

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設	
				施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)
合 計		195	84	56	20	54	33	60	22	25	9
指定 施設 ①	計	9	9	3	3	6	6				
	学校										
	病院	9	9	3	3	6	6				
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舍										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										
300 食/ 回, 750 食/日 以上 (指定 施設 ①を 除く) ②	計	39	8	13	2	9	3	12	1	5	2
	学校	29	3	12	1	4	1	9		4	1
	病院	2	2			2	2				
	介護老人保健施設	1				1					
	介護医療院	1	1							1	1
	老人福祉施設	1				1					
	児童福祉施設	2	2	1	1			1	1		
	社会福祉施設										
	事業所	3				1		2			
	寄宿舍										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設	
				施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)
100 食/ 回、 250 食/日 以上 (①、 ②を 除く)	計	107	55	34	14	32	21	32	15	9	5
	学校	5	1	1				1		3	1
	病院	10	10	2	2	8	8				
	介護老人保健施設	5	2	3	1	2	1				
	介護医療院										
	老人福祉施設	22	8	10	2	11	6	1			
	児童福祉施設	56	34	17	9	8	6	27	15	4	4
	社会福祉施設	2		1		1					
	事業所	3				1		1		1	
	寄宿舎	1						1			
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他	3				1		1		1	
その 他の 給食 施設	計	40	12	6	1	7	3	16	6	11	2
	学校	1						1			
	病院										
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設	8	2	1		2	1	4	1	1	
	児童福祉施設	11	5	4	1	2	1	4	3	1	
	社会福祉施設	6	1					5	1	1	
	事業所	3	1							3	1
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他	11	3	1		3	1	2	1	5	1

※施設に出向き個別指導した件数を記入する。

※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については、「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ 給食施設開始届・廃止(休止)届・変更届指導

表7-(2)-ウ 給食施設開始届・廃止(休止)届・変更届指導 (単位:件)

	給食施設開始届	給食施設廃止(休止)届	給食施設変更届
届出数	5	5	32
指導数	8	10	15

エ 給食施設集団指導

表7-(2)-エ 給食施設集団指導状況

名 称	開催年月日	対象者	参加者数	内 容
第1回給食施設管理者・従事者研修会 (動画配信)	令和6年7月16日 ～8月30日	給食施設管理者・従事者	申込者数 169人 (動画再生 284回)	説明①「給食施設における衛生管理」習志野健康福祉センター 食品衛生監視員 説明②「特定給食施設における栄養管理について」 習志野健康福祉センター 栄養指導員
第2回給食施設研修会 (動画配信)	令和6年11月7日 ～12月12日	給食施設の管理栄養士・栄養士等	申込者数 79人 (動画再生 90回)	講演「咀嚼・嚥下機能に合わせた食形態の調整について」 講師 東京医療保健大学 医療保健学部医療栄養学科 教授 小城 明子 氏 (日本摂食嚥下リハビリテーション学会理事)
第3回給食施設管理者・従事者研修会 ※第1回研修会の対面上映	令和6年 11月28日	給食施設の管理者・従事者で第1回オンラインの受講ができなかった方	17人	説明①「給食施設における衛生管理」習志野健康福祉センター 食品衛生監視員 説明②「特定給食施設における栄養管理について」習志野健康福祉センター 栄養指導員

(3)健康ちば協力店推進事業

表7-(3)-ア 健康ちば協力店登録状況

令和6年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数	
1	4	0	11

表7-(3)-イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区 分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回 数	延人員	回 数	延店舗数	延人員	回 数	延人員
個別指導		2		3	3		0
集団指導	0	0	0	0	0	1	24
合 計		2		3	3		24

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7-(4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名 称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
習志野保健所管内調理師会	178 人	調理師の資質向上、調理技術の研究開発、公衆衛生の向上等	千葉県調理師講習会の周知支援	—
習志野保健所管内集団給食協議会	68 施設	集団給食業務の向上、喫食者の健康増進等	総会・理事会の出席、研修会の企画及び運営支援	83 人

(5) 管内行政栄養士研究会等の開催

表7-(5) 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
管内行政栄養士業務連絡会	2 回	10 人	・若年女性のやせに関する取組について ・「健康ちば21(第3次)」について 他

(6) 調理師試験及び免許関係

表7-(6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位: 名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和4年度	47	34	72.3	83	18	11
令和5年度	42	26	61.9	81	22	12
令和6年度	51	34	66.7	88	17	14

(7)その他(各保健所の独自事業)

表7-(7)その他(各保健所の独自事業)

名 称	日数	参加実人員	主な内容
管理栄養士養成施設学生実習	2	2校6人	保健所における栄養改善業務について 他

8 歯科保健事業

難病患者の歯・口腔の健康の維持増進を図るため、難病及び障害者等歯科保健サービス事業を実施した。

(1)難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表8-(1)難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

名 称	対象者	開催月日	内容	参加人員
小児慢性特定疾病患者等の口腔ケアに関する講演(動画配信)	在宅にて療養する小児慢性特定疾病患者及び障害児とその家族等	令和6年 10月16日 ～ 12月31日	講演「在宅療養児の摂食機能の基礎知識と口腔ケア」 講師 千葉県千葉リハビリテーションセンター 摂食・嚥下障害看護 認定看護師 青木 ゆかり 氏	申込者数 13人 (動画再生65回)

(2)その他(各保健所の独自事業)

表8-(2)その他(各保健所の独自事業)

名 称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし				

9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という。）に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられており、法律に基づく入院事務等の業務と併せ精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに専門性や広域での連携や調整が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発など地域精神保健福祉活動を実施した。

（1）管内病院からの届出等の状況

管内には6か所の精神科病院（精神科病床数は計 1,454）があり、習志野市内に 1 施設、八千代市内に 4 施設、鎌ヶ谷市内に 1 施設ある。内3施設は措置入院が可能な指定病院であり、応急入院が可能な応急指定病院はない。

精神保健福祉法に基づき管内の精神科病院から各種届出がされる。

表9－（1） 管内病院からの届出等の状況

（単位：件）

種別 年度	医療保護 入院者の 入院届	応急 入院届	医療保護 入院者の 退院届	措置症状 消 退 届	措置入院 者の定期 病状報告 書	医療保護 入院者の 定期病状 報告書	そ の 他
令和4年度	636	－	640	26	3	516	0
令和5年度	622	－	509	21	3	509	2
令和6年度	704	－	670	13	1	－※1	665※2

※1 精神保健福祉法の一部改正に伴い、令和6年度より「医療保護入院者の入院期間更新届」が新設され、「医療保護入院者の定期病状報告書」が廃止された。

※2 その他は、転院許可申請(1)件、仮退院申請(0)件、再入院届(0)件、「医療保護入院者の入院期間更新届」(664)件の合計

(2)措置入院関係

精神保健福祉法第22条から第26条に基づいた申請・通報を受理し、措置診察の必要性を判断するための事前調査を保健所で行っている。措置診察が必要と判断された者については、同法第27条及び第29条の2の規定に基づいて、指定医による診察を行い、措置入院及び緊急措置入院の要否が判断される。措置入院が必要とされた者に対して、同法第29条の2の2にて移送を行っている。なお、通報等の対応は中核市である船橋市管轄分も行っている。

表9－(2)－ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位:件)

処 理 申請通報等 の別	申請・通報 届出件数	診察の 必要が ないと 認めた 者	法第 27 条の診察を 受けた者			法第 29 条の 2 の診察を 受けた者			法第 29 条の 2 の 2 の移送業務		
			法第 29 条該 当 症 状 の 者	その 他 の 入 院 形 態	通院・ その他	法第 29 条の 2 該 当 症 状 の 者	その 他 の 入 院 形 態	通院・ その他	1 次 移 送	2 次 移 送	3 次 移 送
令和 4 年度	90	36	45	0	2	20	1	6	0	0	14
令和 5 年度	97	43	48	2	2	16	0	2	0	0	16
令和 6 年度	103	44	49	0	5	9	2	2	0	0	14
法第 22 条 一般人からの申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 23 条 警察官からの通報	48	5	36	0	3	9	2	2	0	0	14
法第 24 条 検察官からの通報	18	3	13	0	2	0	0	0	0	0	0
法第 25 条 保護観察所の長 からの通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 26 条 矯正施設の長 からの通報	37 *注1	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 26 条の 2 精神科病院管理 者からの届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 26 条の 3 医療観察法に基 づく指定医療機 関管理者及び保 護観察所長から の通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 27 条第 2 項 申請通報に基づ かない診察	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計

2 「法第 29 条の 2 該当症状の者」は、原則として法第 27 条の診察を受けた者の内数

3 1 次・2 次移送は、診察までの移送、3 次は措置決定後の病院までの移送

*注 1 令和 6 年度内の結果未確定(1 件)

表9－(2)－イ 措置診察を受けた対象者の病名

(単位:件)

病 名 年 度 結 果		総 数	統 合 失 調 症 等	気 分 障 害	器質性 精神障害		中毒性 精神障害			神 経 症 性 障 害 等	パ ー ソ ナ リ テ ィ 障 害	知 的 障 害	て ん か ん	発 達 障 害	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他
					認 知 症	そ の 他	ア ル コ ー ル	覚 醒 剤	そ の 他							
					F0			F1								
					F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10	F15								
					F2	F3										
令和4年度		54	35	9	1	0	1	0	1	1	2	2	0	1	0	1
令和5年度		54	36	11	2	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1
令和6年度		58	41	5	2	2	2	2	1	2	1	0	0	0	0	0
診察 実施	要 措 置	49	37	4	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	不要措置	9	4	1	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0

※1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 4 名

2 その他には病名不詳を含む。

3 F0～F9、G40 は、世界保健機関(WHO)の国際疾病分類(ICD カテゴリー)の分類。

表9－(2)－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数(令和7年 3 月 31 日現在)

(単位:人)

入院期間 年度	総数	6 か月未満	6 か月以上 1 年未満	1 年以上 3 年未満	3 年以上
令和4年度	5	5	0	0	0
令和5年度	1	1	0	0	0
令和6年度	1	1	0	0	0

表9－(2)－エ 申請・通報・届出関係の相談等

(単位:人)

性・年齢 区 分	実数	性			年齢					延 回 数
		男	女	不明	20 歳 未満	20 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 64 歳	65 歳 以上	不明	
相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	62	41	21	0	0	22	32	8	0	117
電話	103	71	32	0	2	29	60	12	0	1,542

(3)医療保護入院のための移送(法第 34 条)

精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障が認められるものの、本人の治療同意が得られない場合、その家族等のうちのいずれかの者の同意があるときは、医療保護入院をさせるために知事の権限で応急入院指定病院に移送することができる。

表9－(3)医療保護入院のための移送処理状況

(単位:件)

区 分 年 度	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
令和 4 年度	0	0	0
令和 5 年度	0	0	0
令和 6 年度	0	0	0

(4)精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

精神保健福祉担当職員による随時の相談(面接及び電話)・訪問とあわせ、精神科医による定例相談を月3回設けている。定例相談の内2回は八千代・鎌ヶ谷への出張相談としている。

表9－(4)－ア 精神科医師による定例相談

実 施 日	時 間	場 所
偶数月 第 1 火曜日	14:00～16:00	八千代市障害者福祉センター
毎月 第 2 火曜日	14:00～16:00	習志野保健所(健康福祉センター)
毎月 第 4 木曜日	13:00～15:00	鎌ヶ谷市総合福祉保健センター

表9-(4)-イ 対象者の性・年齢

(単位:人)

性・年齢 区 分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和4年度	196	107	88	1	13	51	103	26	3	529
令和5年度	164	77	86	1	7	42	79	36	0	341
令和6年度	160	87	73	0	11	38	79	30	2	308
習志野市	61	32	29	0	9	12	29	10	1	122
八千代市	39	26	13	0	0	12	19	8	0	81
鎌ヶ谷市	32	14	18	0	2	10	15	5	0	61
管外・不明	28	15	13	0	0	4	16	7	1	44
相 談	87	41	46	0	6	22	40	17	2	158
訪 問	73	46	27	0	5	16	39	13	0	150

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表9-(4)-ウ 電話・メール相談延件数

(単位:件)

性 区 分	計	男性	女性	不明
電 話	5,341	3,034	2,275	32
メール等	55	35	18	2

表9-(4)-エ 相談の種別(延数) (単位:件)

病 名 区分	総 数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談
		診療に関すること	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚醒剤	その他の中毒							
令和4年度	646	313	27	110	94	13	7	2	0	0	30	16	33	0	1
令和5年度	466	321	22	73	29	6	0	0	0	0	9	2	4	0	0
令和6年度	425	280	32	53	10	7	0	0	0	2	19	9	8	0	5
相談	計	158	74	8	30	10	5	0	0	2	19	4	4	0	2
	男	76	36	6	9	7	4	0	0	0	7	2	4	0	1
	女	82	38	2	21	3	1	0	0	2	12	2	0	0	1
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	計	267	206	24	23	0	2	0	0	0	0	5	4	0	3
	男	170	136	16	12	0	2	0	0	0	0	0	4	0	0
	女	97	70	8	11	0	0	0	0	0	0	5	0	0	3
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表9-(4)-オ 援助の内容(延数) (単位:件)

種別 年度	総 数	医学的 指導	受療援助	生活支援 生活指導	社会復帰 援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
令和4年度	1,035	43	99	143	25	286	394	45
令和5年度	733	37	215	89	15	88	277	12
令和6年度	703	28	204	83	31	108	245	4

(注)援助内容は重複あり

表9-(4)-カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数 (単位:件)

	支援対象者			
		支援計画あり	本人同意あり	会議開催数
合 計	0	0	0	0
習 志 野 市	0	0	0	0
八 千 代 市	0	0	0	0
鎌 ヶ 谷 市	0	0	0	0
管外・その他	0	0	0	0

(5)地域精神保健福祉関係

会議等を通じて、精神障害者の適正な医療の確保や障害福祉サービスの提供について管内市及び関係機関等との連携を図っている。

表9-(5)-ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数(人)	対象者等
管内精神保健福祉担当者連絡会議	12月11日	12	管内市精神保健福祉担当者、精神保健福祉センター職員

表9-(5)-イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

教室・講座等の名称	開催日	受講者数		内容
		実件数(件)	延件数(件)	
—	—	—	—	—

表9-(5)-ウ 組織育成・運営支援 (単位:件)

種別 区分	当事者支援	家族会支援	支援者支援	その他
支援延件数	—	4	—	—

(6)心神喪失者等医療観察法関係

平成17年7月に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」は、心神喪失または心神耗弱の状態で、重大な他害行為(殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害)を行った者に対して、適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とした制度である。保健所は、保護観察所と連携しながら、会議等への参加や訪問など、地域における支援を行っている。

表9-(6)医療観察法に係る会議への参加 (単位:件)

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	11	7	0

・平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所(健康福祉センター)においても各種会議への参加等が求められている。

・「その他」は、CPA会議(Care Programme Approachの略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

10 肝炎治療特別促進事業

B 型ウイルス性肝炎及び C 型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成 20 年度からインターフェロン治療、平成 22 年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成 26 年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。なお、平成 23 年度から開始されたインターフェロン 3 剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和 3 年 10 月に廃止された。

表 10－(1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況 （単位：人）

年度・市町村	核酸アナログ製剤	インターフェロン	インターフェロンフリー
令和 4 年度	232	0	36
令和 5 年度	245	0	24
令和 6 年度	246	0	25
習志野市	82	0	5
八千代市	115	0	13
鎌ヶ谷市	49	0	7

11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B 型・C 型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成 30 年 12 月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

また、令和 3 年 4 月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療の対象化、対象月数は、3 月目以降に変更されている。

さらに、令和 6 年 4 月から助成の対象となる医療費についての月数要件が緩和され、自己負担額が高額療養費の基準を超えた月が過去 24 か月で 1 月以上ある場合、2 月目以降は自己負担額が月 1 万円となった。

表 11－(1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況 （単位：人）

年度・市町村	肝がん	重度肝硬変	総数
令和 4 年度	1	0	1
令和 5 年度	1	0	1
令和 6 年度	2	0	2
習志野市	1	0	1
八千代市	1	0	1
鎌ヶ谷市	0	0	0

12 難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、法制化前の56疾患(特定疾患)から法制化後に徐々に拡大し、341疾病(指定難病)となっている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表12－(1)特定疾患治療研究費受給者状況 (単位:件)

年度・市町村別 疾患名	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	習 志 野 市	八 千 代 市	鎌 ヶ 谷 市
総 数	1	1	1	—	—	1
スモン	1	1	1	—	—	1

表12-(2) 指定難病医療費助成制度受給者状況 (単位: 件)

年度・市町村別 疾患名		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	習志 野市	八千 代市	鎌ヶ 谷市
総 数		3,482	3,612	3,745	1,376	1,471	898
1	球脊髄性筋萎縮症	5	6	5	1	4	0
2	筋萎縮性側索硬化症	30	26	29	6	12	11
3	脊髄性筋萎縮症	5	7	7	3	2	2
5	進行性核上性麻痺	46	50	53	16	18	19
6	パーキンソン病	480	500	500	181	194	125
7	大脳皮質基底核変性症	13	15	17	5	8	4
8	ハンチントン病	3	4	3	0	3	0
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	1	2	0	0	2
11	重症筋無力症	80	83	84	37	28	19
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	84	88	92	35	39	18
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	17	20	21	7	8	6
15	封入体筋炎	3	3	3	0	2	1
17	多系統萎縮症	35	35	32	11	10	11
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	80	78	80	27	36	17
19	ライソゾーム病	6	7	8	5	3	0
20	副腎白質ジストロフィー	3	3	3	1	2	0
21	ミトコンドリア病	2	2	2	0	1	1
22	もやもや病	50	48	50	21	23	6
23	プリオン病	2	1	0	0	0	0
25	進行性多巣性白質脳症	0	1	1	0	0	1
26	HTLV-1関連脊髄症	1	1	1	1	0	0
27	特発性基底核石灰化症	0	0	1	0	1	0
28	全身性アミロイドーシス	9	12	14	3	6	5
30	遠位型ミオパチー	1	1	1	1	0	0
34	神経線維腫症	17	16	13	3	7	3
35	天疱瘡	8	8	6	1	3	2
36	表皮水疱症	4	2	2	2	0	0
37	膿疱性乾癬(汎発型)	7	6	6	2	1	3
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	0	0	3	2	0	1
40	高安静脈炎	18	19	17	8	2	7
41	巨細胞性動脈炎	19	22	24	12	9	3
42	結節性多発動脈炎	7	9	10	3	6	1
43	顕微鏡的多発血管炎	46	49	51	15	16	20
44	多発血管炎性肉芽腫症	10	9	10	7	1	2
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	24	32	32	13	11	8
46	悪性関節リウマチ	5	5	6	3	1	2
47	パージャール病	6	5	4	0	3	1

年度・市町村別 疾患名		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	習志 野市	八千 代市	鎌ヶ 谷市
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	4	5	6	1	4	1
49	全身性エリテマトーデス	239	245	243	94	99	50
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	88	86	85	24	35	26
51	全身性強皮症	108	106	108	26	45	37
52	混合性結合組織病	32	35	36	11	21	4
53	シェーグレン症候群	38	45	50	18	19	13
54	成人発症スチル病	16	18	19	8	7	4
55	再発性多発軟骨炎	5	6	6	0	5	1
56	ベーチェット病	44	48	54	21	21	12
57	特発性拡張型心筋症	49	51	53	12	28	13
58	肥大型心筋症	16	17	19	5	11	3
60	再生不良性貧血	25	27	27	10	9	8
61	自己免疫性溶血性貧血	4	3	5	1	2	2
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2	2	3	2	0	1
63	特発性血小板減少性紫斑病	66	63	55	24	18	13
64	血栓性血小板減少性紫斑病	2	1	1	1	0	0
65	原発性免疫不全症候群	13	11	12	5	5	2
66	IgA腎症	39	42	44	16	11	17
67	多発性嚢胞腎	45	44	46	23	9	14
68	黄色靱帯骨化症	20	22	26	10	12	4
69	後縦靱帯骨化症	85	90	109	47	37	25
70	広範脊柱管狭窄症	10	11	9	3	4	2
71	特発性大腿骨頭壊死症	54	51	60	29	16	15
72	下垂体性ADH分泌異常症	12	12	12	6	4	2
73	下垂体性TSH分泌亢進症	0	0	1	1	0	0
74	下垂体性PRL分泌亢進症	11	9	10	5	4	1
75	クッシング病	5	4	5	1	2	2
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	15	15	15	6	8	1
78	下垂体前葉機能低下症	60	61	66	22	32	12
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	4	5	5	2	1	2
82	先天性副腎低形成症	1	1	1	0	0	1
83	アジソン病	3	3	4	1	0	3
84	サルコイドーシス	60	56	54	15	28	11

年度・市町村別 疾患名		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	習志 野市	八千 代市	鎌ケ 谷市
85	特発性間質性肺炎	70	80	84	33	38	13
86	肺動脈性肺高血圧症	14	17	19	8	9	2
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	17	17	15	4	6	5
89	リンパ脈管筋腫症	7	7	8	6	2	0
90	網膜色素変性症	80	79	79	30	21	28
91	パッド・キアリ症候群	0	1	1	0	0	1
92	特発性門脈圧亢進症	2	2	1	0	0	1
93	原発性胆汁性胆管炎	53	50	48	11	24	13
94	原発性硬化性胆管炎	2	2	3	0	2	1
95	自己免疫性肝炎	16	18	16	6	7	3
96	クローン病	176	182	179	75	67	37
97	潰瘍性大腸炎	474	464	477	195	195	87
98	好酸球性消化管疾患	1	3	4	1	3	0
107	若年性特発性関節炎	1	1	1	1	0	0
111	先天性ミオパチー	3	2	1	0	0	1
113	筋ジストロフィー	10	12	11	5	3	3
117	脊髄空洞症	1	1	2	1	1	0
118	脊髄髄膜瘤	1	2	2	0	1	1
119	アイザックス症候群	1	1	0	0	0	0
120	遺伝性ジストニア	1	0	0	0	0	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	0	0	1	0	0	1
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	1	1	0	0	1
127	前頭側頭葉変性症	7	9	11	3	3	5
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	1	0	0	0	0	0
137	限局性皮質異形成	1	1	1	1	0	0
138	神経細胞移動異常症	1	1	1	0	1	0
144	レノックス・ガストー症候群	1	2	2	2	0	0
145	ウエスト症候群	2	3	3	0	3	0
147	早期ミオクロニー脳症	1	1	1	0	1	0
156	レット症候群	1	1	1	0	0	1
157	スタージ・ウェーバー症候群	0	0	1	0	0	1
158	結節性硬化症	4	5	5	1	3	1
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	15	14	12	4	3	5
163	特発性後天性全身性無汗症	0	1	2	0	1	1

疾患名		年度・市町村別	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	習 志 野 市	八 千 代 市	鎌 ヶ 谷 市
166	弾性線維性仮性黄色腫		1	1	1	0	1	0
167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群		2	3	4	2	1	1
168	エーラス・ダンロス症候群		0	0	1	0	0	1
171	ウィルソン病		4	5	5	1	3	1
189	無脾症候群		1	1	0	0	0	0
191	ウェルナー症候群		1	1	1	0	1	0
193	プラダー・ウィリ症候群		1	1	1	0	1	0
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群		1	1	1	1	0	0
203	22q11.2欠失症候群		1	1	1	0	0	1
208	修正大血管転位症		1	1	1	0	0	1
209	完全大血管転位症		2	1	2	2	0	0
210	単心室症		3	3	4	2	1	1
211	左心低形成症候群		1	1	1	0	1	0
212	三尖弁閉鎖症		2	2	3	1	2	0
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症		0	0	1	0	1	0
215	ファロー四徴症		6	5	5	2	2	1
218	アルポート症候群		0	0	1	0	1	0
220	急速進行性糸球体腎炎		5	5	5	2	1	2
221	抗糸球体基底膜腎炎		3	2	1	0	1	0
222	一次性ネフローゼ症候群		38	44	53	20	17	16
224	紫斑病性腎炎		2	2	2	0	2	0
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)		1	3	5	3	1	1
227	オスラー病		5	5	3	1	1	1
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)		1	2	1	0	0	1
235	副甲状腺機能低下症		1	1	1	0	0	1
236	偽性副甲状腺機能低下症		0	1	1	1	0	0
238	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症		0	1	1	1	0	0
257	肝型糖原病		1	1	1	0	1	0
260	シトステロール血症		1	1	1	1	0	0
262	原発性高カイロミクロン血症		1	1	1	0	1	0
263	脳腱黄色腫症		1	1	1	1	0	0
266	家族性地中海熱		0	1	1	0	1	0
270	慢性再発性多発性骨髄炎		1	1	2	2	0	0
271	強直性脊椎炎		8	15	17	4	9	4
276	軟骨無形成症		1	1	0	0	0	0
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)		0	1	2	0	2	0
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群		0	0	2	1	0	1

年度・市町村別 疾患名		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	習志 野市	八千 代市	鎌ケ 谷市
283	後天性赤芽球癆	3	4	7	2	2	3
285	ファンconi貧血	0	0	1	0	0	1
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	4	2	1	0	0	1
289	クローンカイト・カナダ症候群	1	2	2	1	1	0
296	胆道閉鎖症	3	2	2	0	1	1
300	IgG4関連疾患	14	16	18	9	2	7
301	黄斑ジストロフィー	1	4	4	0	3	1
302	レーベル遺伝性視神経症	1	0	0	0	0	0
306	好酸球性副鼻腔炎	80	104	126	45	51	30
310	先天異常症候群	0	1	1	0	1	0
318	シトリン欠損症	2	2	2	0	1	1
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	0	0	1	0	0	1
331	特発性多中心性キャッスルマン病	9	10	10	2	5	3
337	ホモシスチン尿症	0	0	1	0	1	0

※管轄内において対象疾患の受給者が0人である場合は、記載を省略しています。

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表12-(3)先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位:人)

年度	総数	習志野市	八千代市	鎌ケ谷市
令和4年度	19	9	8	2
令和5年度	19	8	9	2
令和6年度	19	9	7	3

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表12-(4)-ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位:人)

区 分 年 度	支 援 計 画 策 定 実 施 件 数	支 援 計 画 評 価 実 施 件 数	構 成 員					
			専 門 医	家 庭 医	看 護 師	理 学 療 法 士	保 健 師	そ の 他
令 和 4 年 度	2	2	0	0	2	1	3	6
令 和 5 年 度	5	5	2	0	10	2	9	18
令 和 6 年 度	11	11	0	1	24	1	14	46

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表12-(4)-イ-(ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

区 分 年 度	訪 問 相 談 員 人 数	回 数	相 談 者	
			実人数	延人数
令 和 4 年 度	1	3(電話)、1(訪問)	11(電話)、1(訪問)	11(電話)、1(訪問)
令 和 5 年 度	1	0	0	0
令 和 6 年 度	1	1(電話)	4(電話)	4(電話)

(イ) 訪問相談員育成事業

表12-(4)-イ-(イ) 訪問相談員育成事業実施状況

区 分 年 度	実 施 日	主 な 内 容	職 種	人 数
令 和 4 年 度	令 和 4 年 7 月 5 日	「神経難病患者の摂食嚥下ケア」 独立行政法人国立病院機構千葉医療 センター看護師長 摂食嚥下障害看護 認定看護師 斎藤雅史 氏	看護師、保健 師、介護支援 専門員、管理 栄養士、介護 士	18 人
令 和 5 年 度	令 和 6 年 1 月 23 日	「介護にも役立つ！防災テクニックを知 ろう！」 一般社団法人育母塾 代表理事 (国際レスキューナース) 辻直美 氏	医師、看護 師、保健師、 理学療法士、 作業療法士	35 人
令 和 6 年 度	令 和 6 年 12 月 23 日～令和 7 年 1 月 31 日	「在宅難病患者の日常生活の中のリハビ リテーション」 順天堂大学医学部附属浦安病院 佐藤 和命 氏	看護師、保健 師、理学療法 士等	29 人

ウ 医療相談事業

表12-(4)-ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
令和6年 12月23日～ 令和7年 1月31日	28人	オンデマ ンド配信	全疾患	「在宅難病患者の日常生活の中の リハビリテーション」 順天堂大学医学部附属浦安病院 佐藤 和命 氏	2人

エ 訪問指導事業

表12-(4)-エ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位:件)

疾患名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総数	44	29	42
筋萎縮性側索硬化症	20	18	28
多系統萎縮症	7	1	2
パーキンソン病	4	1	0
進行性核上性麻痺	0	0	0
その他	13	9	12

オ 訪問診療等事業

表12-(4)-オ 訪問診療等事業実施状況 (単位:人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
—	—	—	実施なし	—	—	—	—	—	—

(注)訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表12-(4)-カ 相談内容 (単位:人)

内 容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談者数(延)	25	25	19
申請等	5	11	4
医療	8	3	4
家庭看護	8	6	5
福祉制度	4	0	4
就労	0	4	0
就学	0	0	1
食事・栄養	0	0	0
歯科	0	0	0
その他	0	1	1

キ 難病対策地域協議会

表12-(4)-キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員(職種)	延人数	内 容
—	—	実施なし	—	—

13 受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年 7 月 1 日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和 2 年 4 月 1 日から多くの人が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施した。

表13－(1)－ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和4年度	5	0	5	0	0	0
令和5年度	18	0	12	2	0	4
令和6年度	9	0	8	0	0	1

表13－(1)－イ 立入検査状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和4年度	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0

14 市町村支援

市町村支援として、各種会議に出席し必要な助言等を行った。

(1) 市町村への支援状況

表14－(1)市町村への支援状況

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡				技術的支援		
	会 議 名	回 数	職 種	主 な テ ー マ	事 業 名	回 数	職 種
習志野市	習志野市学校給食運営委員会	1	医	・令和5年度学校給食関係費決算について ・令和6年度学校給食の取り組みについて等	—	—	—
	ならしのこどもを守るネットワーク代表者会議	1	医	要保護児童対策等地域協議会における虐待家庭への支援検討等			
八千代市	八千代市学校給食食物アレルギー対応検討委員会	1	次	・八千代市における食物アレルギー対応について ・学校給食センターにおける食物アレルギー対応食提供の現状について ・今後の方針について等	—	—	—
	八千代市学校給食センター運営委員会	1	次	・令和5年度事業報告について ・令和6年度事業状況について			
	八千代市要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	課	要保護児童対策等地域協議会における虐待家庭への支援検討			
	八千代市要保護児童対策地域協議会実務者会議	3	保	要保護児童対策等地域協議会における虐待家庭への支援検討			

八千代市	八千代市要保護児童対策地域協議会 進行管理会議	12	保	要保護児童対策等地域協議会における虐待家庭への支援検討			
	八千代市自殺対策連絡協議会	2	精	自殺対策計画の推進・評価	—	—	—
	八千代市健康まちづくりプラン推進・評価委員会	3	課	八千代市健康まちづくりプランの推進・評価			
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市学校給食センター運営委員会	2	次	・学校給食センターの運営について ・学校給食センターPFI事業モニタリングについて等			
	鎌ヶ谷市児童虐待対策地域協議会代表者会議	1	課	要保護児童対策等地域協議会における虐待家庭への支援検討			
	鎌ヶ谷市児童虐待対策地域協議会実務者会議	4	保	要保護児童対策等地域協議会における虐待家庭への支援検討			
	鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会	2	精	地域の障害者等への支援体制等整備に関する協議	—	—	—
	地域連携部会 「テーマ別チーム会議」						
	●医療的ケア児支援チーム	5	保	医療的ケア児を支援するための連携体制の検討			
	●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討	4	精	地域で暮らしていくために必要な仕組みの検討			
	鎌ヶ谷市自殺対策連絡会議	1	精	自殺対策計画の推進・評価			

* 職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、
精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）

V 地域福祉課の事業概要

地域福祉課は、児童福祉、母子父子寡婦福祉、高齢者福祉、障害者福祉、配偶者暴力相談支援事業、戦傷病者の援護、児童手当事務指導監査、中核地域生活支援センター連絡調整会議等の社会福祉事業を担当し、住民に対し、より効果的な福祉サービスを推進するため、所内の各課と協力し管内の市及び関係機関と連携を図りながら事業を推進している。

1 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき、地域社会の福祉増進を図るため、市の区域に配置されている委員の嘱・解嘱事務及び活動費、交付金事務に関する業務を行っている。

表1－(1) 民生委員・児童委員配置状況(令和7年3月31日現在)

(単位:人)

市町村	定 数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和4年度	592	506	54	560	157	403
令和5年度	592	505	56	561	155	406
令和6年度	592	512	57	569	151	418
習志野市	206	176	24	200	58	142
八千代市	229	196	21	217	57	160
鎌ヶ谷市	157	140	12	152	36	116

(2)児童福祉

重・中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする 20 歳未満の児童を育てている父(母)に支給される特別児童扶養手当の支給に関する認定事務を行っている。

イ 特別児童扶養手当

心身に重・中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする 20 歳未満の児童を監護している父、母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表1－(2)－イ 特別児童扶養手当受給状況 (単位:人)

区分 市町村	受給者数	支 給 対 象 障 害 児 数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
令和4年度	1,403	198	110	540	587	26	0	764	697
令和5年度	1,390	197	100	538	583	32	0	767	683
令和6年度	1,425	181	97	554	631	34	0	769	728
船橋市	778	99	53	311	323	26	0	436	376
習志野市	237	29	18	89	113	1	0	119	131
八千代市	278	34	16	101	140	6	0	141	156
鎌ヶ谷市	132	19	10	53	55	1	0	73	65

(注)1 人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3)母子・父子・寡婦福祉資金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子・父子・寡婦福祉資金の審査・貸付に関する事務及び母子・父子自立支援員による母子家庭・父子家庭・寡婦の生活一般の相談指導等を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表1-(3)-ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位:千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和4年度	—	—	13,784	—	—	—	—	—	—	—	910	—
令和5年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和6年度	—	—	946	—	—	—	—	—	—	—	145	—
習志野市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八千代市	—	—	946	—	—	—	—	—	—	—	145	—
鎌ヶ谷市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表1-(3)-イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位:千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和4年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
習志野市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八千代市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鎌ヶ谷市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(4) 高齢者福祉

満百歳者に対する祝品等の贈答事業や、公的年金等を受給していない老人福祉施設入居者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表1-(4)-ア 百歳者

(単位:人)

区分 市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和4年度	105	15	90
令和5年度	104	11	93
令和6年度	100	12	88
習志野市	36	4	32
八千代市	41	5	36
鎌ヶ谷市	23	3	20

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金などを受給していない人に対し法外援護給付金を支給している。

表1-(4)-イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分 年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
令和4年度	10	408,900
令和5年度	9	418,300
令和6年度	10	437,100

(5)障害者福祉

在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者に、市が行う福祉手当の給付に対する補助金の交付や、在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取付費の補助を行っている。

また、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する誤解や偏見を解消し、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために、障害のある人への差別に関する相談等を行っている。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表1－(5)－ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当支給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
令和4年度	372	18,119,225	0	0
令和5年度	373	18,461,650	0	0
令和6年度	375	18,673,575	0	0
習志野市	136	6,580,875	0	0
八千代市	147	7,335,200	0	0
鎌ヶ谷市	92	4,757,500	0	0

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成する。

表1－(5)－イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数(件)	内 容	補助金(円)
令和4年度	0	-	0
令和5年度	6	入浴担架他5	94,350
令和6年度			60,000
習志野市			
八千代市			
鎌ヶ谷市	1	昇降機1	60,000

ウ 障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人への差別に関する相談業務及び県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。

表1－(5)－ウ 障害者差別相談状況 （単位：件）

区 分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談			
	実件数	活動件数							実件数	活動件数		
令和４年度	6	88	48	1	2	32	0	5	0	0	25	154
令和５年度	6	85	42	1	5	23	5	9	0	0	28	187
令和６年度	6	42	11	1	1	27	1	1	3	19	24	145

エ 地域相談員の委嘱

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、地域相談員として知事に委嘱されて、地域の身近な窓口として、これまでの経験と知識を生かし、相談や関係者への説明・助言・調整、関係行政機関の紹介等を行っている。

表1－(5)－エ 地域相談員委嘱状況 （単位：人）

区分 市町村	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和4年度	11	6	9	26	10	16
令和5年度	11	6	9	26	10	16
令和6年度	11	6	9	26	10	16
習志野市	5	3	2	10	4	6
八千代市	1	2	4	7	2	5
鎌ヶ谷市	5	1	3	9	4	5

オ 地域相談員等研修会

地域相談員の障害に関する知識・理解を深めるとともに、地域相談員間や関係機関との情報交換を通じて、連携した相談活動を展開するネットワークづくりを進めることを目的として、毎年 1 回研修会を実施している。

表1－(5)－オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参 加 者	内 容
令和6年 11 月 25 日	地域相談員 八千代市職員	1 講演 「日常生活自立支援事業と成年後見制度について」 2 意見交換

(6)配偶者暴力相談支援事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づいて、DV被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表1-(6)配偶者暴力相談支援状況

(単位:件)

区 分 年 度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和4年度	230	178	0	178	33	33	0	33	197	145	0	145	0	0	0	0
令和5年度	216	146	0	96	28	27	0	27	188	119	0	69	0	0	0	0
令和6年度	199	151	0	151	27	25	0	25	172	126	0	126	0	0	0	0
区分 年度	書面提出 件数		通報件数		来所相談 証明書 発行件数		交際相手からの暴力 相談件数									
							総数		通報							
令和4年度	1		3		43		7		1							
令和5年度	1		6		26		2		1							
令和6年度	1		8		17		1		1							

(7)戦傷病者の援護

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、戦傷病者特別援護法第 9 条に規定された援護に係る事務を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の支給と修理に関する事務や戦傷病者乗車券引換証(変更)の交付事務を行っている。

表1-(7)-ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位:件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の交付
令和 4 年度	13	1	0	0
令和 5 年度	13	0	0	0
令和 6 年度	9	0	0	0
千葉市	6	—	—	—
船橋市	1	—	—	—
習志野市	0	—	—	—
八千代市	2	—	—	—
鎌ヶ谷市	0	—	—	—

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族の福祉の増進を図るため、援護の相談に応じ必要な指導、助言を行う戦没者遺族相談員を嘱託している。

表1-(7)-イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位:人)

市町村	千葉市	習志野市 八千代市	船橋市 鎌ヶ谷市	合計
戦没者遺族相談員	1	1	1	3
戦傷病者相談員	0	0	0	0

(8)児童手当事務指導監査

「児童手当法」に基づき、児童手当の認定・支払事務の適切な運営を図るため管内市区の指導監査を行っている。

表1－(8)児童手当事務指導監査状況

市町村	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
千葉市 (本庁及び 6 区)	-	令和 6 年 2 月 16 日、 21 日、22 日、26 日、 27 日、28 日、29 日	-
船橋市	令和 5 年 2 月 6 日	-	令和7年 2 月18日
習志野市	令和 5 年 2 月 13 日	-	令和7年 2 月 10日
八千代市	令和 5 年 2 月 8 日	-	令和7年 2 月21日
鎌ヶ谷市	令和 5 年 2 月 2 日	-	令和7年 2 月13日

(9)中核地域生活支援センター連絡調整会議(部会)

児童・障害者・高齢者の区別をせず、全ての県民を対象に福祉の総合相談や生活支援の活動を24時間365日体制で行う中核地域生活支援センターの運営に関し、運営要綱に基づき管内の関係機関と保健福祉活動の充実のための連絡調整会議を開催している。

表1－(9)－ア 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開 催 日	令和7年2月14日(金)
場 所	サンロード津田沼 6 階大会議室
内 容	(1)事業報告 ① 中核地域生活支援センター まるっと ② 習志野圏域グループホーム等支援ワーカー ③ 習志野健康福祉センター 広域専門指導員 (2)講演「令和6年度困難な問題を抱える若年女性等支援業務について」
構成員・参加者人数	構成員：管内市の福祉関係各課、地域包括支援センター 参加人数：77名

VI 疾病対策課の業務概要

疾病対策課は、結核予防事業、感染症予防事業、エイズ対策事業、原爆被爆者対策事業等を主業務としている。また、感染症健康危機管理事業として、訓練や会議をととして地域の健康危機管理体制の整備、連携強化を図っている。

1 結核予防事業

令和6年末現在の新登録患者数は、35人で前年より7人減少しており、肺結核のうち喀痰塗沫陽性患者は11人であった。罹患率は7.1(人口10万対)、有病率は4.3(人口10万対)であった。結核患者の治療の完遂を図るため、個別患者支援計画に基づきDOTS(直接服薬確認療法)を中心とする患者支援を行っている。

(1)管内結核患者登録者数の動向

表1－(1)登録者数の年次推移 (単位:人)

区分 \ 年		平成22年	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
管内人口		462,043	472,449	484,286	487,834	488,114	488,798	490,201
新登録患者数		69	75	59	40	31	42	35
年末時登録者数		172	179	181	99	91	98	86
結核死亡者数	管内	2	6	1	5	-	2	5
	千葉県	71	68	68	71	75	47	65
結核死亡率 (人口10万対)	管内	0.43	1.3	0.2	1.0	-	0.4	1.0
	千葉県	1.35	1.3	1.3	1.3	1.2	0.9	1.1
罹患率 (人口10万対)	管内	14.9	15.9	12.2	8.2	6.4	8.6	7.1
	千葉県	17.0	13.7	9.8	8.8	7.9	7.6	7.9
有病率 (人口10万対)	管内	13.6	9.9	6.4	4.5	4.7	6.3	4.3
	千葉県	11.9	9.0	5.9	5.3	5.1	4.9	4.7

(注)①人口は各年10月1日千葉県常住人口による。

②千葉県のデータには千葉市を除く。

③新登録患者及び登録者数は、無症状病原体保有者・疑似症患者を除く。

④罹患率:新登録活動性結核患者数×10万/人口

有病率:年末時活動性結核患者数×10万/人口

(2)新登録患者数

表1－(2)新登録患者数(活動性分類別) (単位:人)

区分 年 市町村	総 数	活 動 性 結 核					罹 患 率 (人 口 10 万 対)	塗 抹 肺 結 核 の 割 合 (%)	(無 症 状 病 原 体 保 有 者 (潜 在 性 結 核 感 染 症)	疑 似 症 患 者	結 核 死 亡 者 の 死 体	結 核 死 亡 疑 い 者 の 死 体	
		活 動 性 肺 結 核											活 動 性 肺 外 結 核
		計	喀 痰 塗 抹 陽 性	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性	菌 陰 性 そ の 他								
(別掲)													
令和 4 年	31	26	11	11	4	5	6.4	42.3	10	-	-	-	
令和 5 年	42	34	10	17	7	8	8.6	29.4	23	-	-	-	
令和 6 年	35	28	11	13	4	7	7.1	39.3	13	-	-	-	
習志野市	16	12	2	9	1	4	9.1	16.7	4	-	-	-	
八千代市	12	10	5	4	1	2	5.9	50.0	4	-	-	-	
鎌ヶ谷市	7	6	4	-	2	1	6.4	66.7	5	-	-	-	

(3)年末時登録者数(活動性分類別)

表1－(3)年末時登録者数(活動性分類別) (単位:人)

年 市町村	区分	総 数	活 動 性 結 核					不 活 動 性 結 核	不 明	有 病 率（人口10 万対）	無 症 状 病 原 体 保 有 者 （潜在性結核感染症） （別掲）	
			計	活 動 性 肺 結 核							活 動 性 肺 外 結 核	
				計	登 録 時 喀 痰 塗 抹 陽 性	登 録 時 そ の 他 の 結 核 菌 陽 性	登 録 時 菌 陰 性 そ の 他					
令和 4 年	91	23	19	9	6	4	4	32	36	4.7	8	20
令和 5 年	98	31	25	8	12	5	6	41	26	6.3	17	18
令和 6 年	86	21	16	8	7	1	5	33	32	4.3	6	34
習志野市	36	12	8	2	6	-	4	13	11	6.8	1	9
八千代市	30	4	3	2	1	-	1	15	11	2.0	2	9
鎌ヶ谷市	20	5	5	4	-	1	-	5	10	4.6	3	16

(4)新登録患者数(年齢階級別)

表1-(4)新登録患者数(年齢階級別) (単位:人)

区分 年 市町村	総 数	0 9 歳	10 19 歳	20 29 歳	30 39 歳	40 49 歳	50 59 歳	60 69 歳	70 79 歳	80 89 歳	90 歳 以上
令和4年	31	-	-	2	-	6	4	3	4	5	7
令和5年	42	-	-	5	4	4	7	3	2	12	5
令和6年	35	-	-	1	2	5	5	3	6	10	3
習志野市	16	-	-	-	1	1	4	2	4	4	-
八千代市	12	-	-	1	-	3	1	1	2	2	2
鎌ヶ谷市	7	-	-	-	1	1	-	-	-	4	1

(5)年末時登録者数(年齢階級別)

表1-(5)年末時登録者数(年齢階級別) (単位:人)

区分 年 市町村	総 数	0 9 歳	10 19 歳	20 29 歳	30 39 歳	40 49 歳	50 59 歳	60 69 歳	70 79 歳	80 89 歳	90 歳 以上
令和4年	91	-	-	9	12	13	10	9	15	17	6
令和5年	98	-	-	11	11	12	10	10	13	24	7
令和6年	86	-	-	2	11	11	14	11	11	19	7
習志野市	36	-	-	-	6	2	5	5	6	10	2
八千代市	30	-	-	1	4	6	7	4	2	4	2
鎌ヶ谷市	20	-	-	1	1	3	2	2	3	5	3

(6)患者面接実施状況

表1－(6)患者面接実施状況

区分 年		人数(人)	DOTS 内容(延件数)															
			登録時喀痰塗抹陽性								喀痰塗抹陰性				潜在性結核			
			入院時				退院後				訪 問 面 接	所 内 面 接	電 話 ・ そ の 他	薬 局	訪 問 面 接	所 内 面 接	電 話 ・ そ の 他	薬 局
			訪 問 回 数	左の内訳			訪 問 面 接	所 内 面 接	電 話 ・ そ の 他	薬 局								
初 回	期 間 内	退 院 前																
令和4年	保健師	3	9	6	3	-	3	25	166	-	80	78	525	-	9	14	154	-
	DOTS支援員	1	-	-	-	-	-	-	16	-	-	-	74	-	-	-	45	-
	薬 局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和5年	保健師	3	27	11	14	2	11	20	64	-	70	65	171	-	9	19	96	-
	DOTS支援員	1	-	-	-	-	-	-	29	-	-	1	56	-	-	-	51	-
	薬 局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和6年	保健師	4	48	16	24	8	23	8	20	-	103	42	158	-	45	6	64	4
	DOTS支援員	1	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-	40	-	-	-	30	-
	薬 局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和6年	患者数 (人)		13								19				17			

(7)DOTS 実施状況

表1－(7)DOTS 実施状況 (単位:人)

区分 年		全結核患者			潜在性結核 感染症
			肺結核患者（再掲）		
			肺結核喀痰 塗抹陽性患者 （再掲）		
令和4年	実施者数	32	23	11	20
	患者数※	32	23	11	20
令和5年	実施者数	40	35	13	23
	患者数※	40	35	13	23
令和6年	実施者数	32	28	13	17
	患者数※	32	28	13	17

※前年の新登録患者数(転入者を含み、治療開始1カ月未満に死亡した者及び転出者を除く)。

※平成27年1月7日付け健感発0107第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「結核に関する特定感染症予防指針」に掲げる具体的な目標の計算方法について(情報提供)」を参照

(8)結核接触者健康診断実施状況

ア 家族健診実施状況

表1-(8)-ア 家族健診実施状況

区分 年	対象者数(実人数)①	実施者数(実人数)②	実施率 ②/① (%)	実施件数(延件数)	実施項目(延件数)					結果(実人数)				
					I G R A※	ツ 反	エ ク ス 線	喀痰検査		異常なし	発病のおそれ	潜在性結核感染症	要医療 ③	要医療率 ③/② (%)
								塗 抹	培 養					
令和4年	41	41	100	66	34	1	31	-	-	40	-	1	-	-
令和5年	14	14	100	28	13	-	15	-	-	11	-	2	1	7.1
令和6年	20	16	80.0	31	16	-	15	-	-	15	-	1	-	-
保健所				7	4	-	3	-	-					
委託分				24	12	-	12	-	-					
その他				-	-	-	-	-	-					

※保健所採血等による実施は保健所に、受診券による実施は委託分に計上

イ 接触者健診実施状況

表1-(8)-イ 接触者健診実施状況

区分 年	対象者数(実人数)①	実施者数(実人数)②	実施率 ②/① (%)	実施件数(延件数)	実施項目(延件数)					結果(実人数)				
					I G R A※	ツ 反	エ ク ス 線	喀痰検査		異常なし	発病のおそれ	潜在性結核感染症	要医療 ③	要医療率 ③/② (%)
								塗 抹	培 養					
令和4年	221	220	99.5	323	160	-	163	-	-	213	-	7	-	-
令和5年	234	221	94.4	353	175	1	177	-	-	207	7	7	-	-
令和6年	178	167	93.8	273	142	-	131	-	-	155	6	5	1	0.6
保健所				137	70	-	67	-	-					
委託分				136	72	-	64	-	-					
その他				-	-	-	-	-	-					

※保健所採血等による実施は保健所に、受診券による実施は委託分に計上

(9)管理検診実施状況

表1-(9)管理検診実施状況

区分 年	対象者数 (実人数)①	実施者数 (実人数)②	実施率 ②/① (%)	実施件数 (延件数)	エックス線撮影	喀痰検査		結果(実人数)			
						塗抹	培養	観察不要	経過観察	要医療 ③	要医療率 ③/② (%)
令和 4 年	95	87	91.6	159	131	14	14	31	55	1	1.1
令和 5 年	87	82	94.3	138	112	13	13	37	45	-	-
令和 6 年	91	87	95.6	146	130	8	8	17	74	-	-
保 健 所				12	12	-	-				
委 託 分				133	117	8	8				
そ の 他				1	1	-	-				

(10)結核医療費公費負担診査状況

表1-(10)-ア 通院患者に対する結核医療費公費負担診査状況(37条の2) (単位:件)

区分 年	総数			被用者保険						国民健康 保険			後期高齢者			生活保護法			その他		
				本人			家族														
	諮 問	合 格	不 合 格	諮 問	合 格	不 合 格	諮 問	合 格	不 合 格	諮 問	合 格	不 合 格	諮 問	合 格	不 合 格	諮 問	合 格	不 合 格			
令和 4 年	94	92	2	32	30	2	8	8	--	14	14	-	38	38	-	2	2	-	-	-	-
令和 5 年	113	113	-	33	33	-	6	6	-	31	31	-	38	38	-	5	5	-	-	-	-
令和 6 年	78	75	3	26	26	-	2	2	-	11	10	1	23	21	2	15	15	-	1	1	-

表1-(10)-イ 入院患者に対する結核医療費公費負担状況(37条) (単位:件)

区分 年	総数	被用者保険			国民健康 保険	後期高齢者	生活保護法	その他
		本人		家族				
令和 4 年	12	5		-	1	6	-	-
令和 5 年	17	7		-	-	9	1	-
令和 6 年	15	1		-	1	9	4	-

※本表は実人数で計上

(11)就業制限通知及び入院勧告並びに入院措置数

表1-(11)-ア 就業制限通知数 (単位:件)

年	総数
令和4年	19
令和5年	20
令和6年	23

表1-(11)-イ 入院勧告数 (単位:件)

区分 年	応急入院勧告数 (19条第1項)	入院勧告数 (20条第1項)	入院延長勧告通知数 (20条第4項)
令和4年	12	12	23
令和5年	14	14	25
令和6年	14	13	29

表1-(11)-ウ 入院措置数 (単位:件)

年	入院措置数
令和4年	-
令和5年	-
令和6年	-

(12)ツベルクリン反応検査・IGRA 検査実施状況

表1-(12)-ア ツベルクリン反応検査実施状況 (単位:件)

区 分 年	ツ反検査数(延件数)		発赤径			被検者の年齢		
	保 健 所	委託分	陰性	30mm 未満	30mm 以上	未就学児	小学生	その他
令 和 4 年	-	1	1	-	-	1	-	-
令 和 5 年	-	1	1	-	-	1	-	-
令 和 6 年	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-(12)-イ IGRA 検査実施状況 (単位:件)

区 分 年	IGRA 検査数(延件数)		結 果			
	保 健 所	委託分	陰性	判定保留	陽性	判定不可
令 和 4 年	50	144	177	2	15	-
令 和 5 年	91	96	169	2	16	-
令 和 6 年	74	84	144	-	14	-

(13)エックス線検査実施状況

表1-(13)エックス線検査実施状況 (単位:件)

区 分 年	総 数		接 触 者		管 理	
	保健所	委託分	保健所	委託分	保健所	委託分
令 和 4 年	38	283	28	165	10	118
令 和 5 年	87	212	77	113	10	99
令 和 6 年	82	193	70	76	12	117

(14)定期結核健康診断実施報告状況

表1-(14)定期結核健康診断実施報告状況 (単位:人)

年 区 分		項 目	対象者数 ①	健診者数 ②	健診率 ②/① (%)	間接撮影 件数	直接撮影 件数	喀痰検査 件数	発病のおそれ がある者の 数	患者発見数 ③	患者発見 率 ③/② (%)
令和4年			161,119	57,142	35.5	6,784	50,358	316	2	1	0.0018
令和5年			154,875	50,529	32.6	10,071	40,458	264	30	2	0.0040
令和6年			161,662	57,022	35.3	8,501	48,521	326	22	2	0.0035
内 訳	学校長 (高校以上の生徒・学生)		16,528	15,257	92.3	1,572	13,685	-	-	-	-
	施設長	福祉施設入所者 (65歳以上)	2,389	2,288	95.8	569	1,719	1	-	-	-
		その他施設 入所者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者		18,864	18,008	95.5	2,636	15,372	44	20	-	-
	市町村長		123,881	21,469	17.3	3,724	17,745	281	2	2	-

(15)結核予防啓発活動実施状況

表1-(15)結核予防啓発活動実施状況

実施日	場所	形態	テーマ	実施対象	参加人数(人)
令和6年 4月26日	管内日本語学校	衛生教育	日本の結核現状と 蔓延予防	校長・職員	2
令和6年 6月27日	千葉県国際交流 センター	衛生教育	結核予防事業	国際交流担 当課長	1
令和6年 7月18日	管内医療機関	研修	結核の知識向上と 院内感染対策	職員	40
令和6年 9月30日	小中学校、高等学 校、大学、専門学 校、高齢者施設、 病院、助産所、診 療所、歯科診療所	リーフレッ ト配布	結核の知識向上と 蔓延予防	病院職員・ 関係者	677施設
令和6年 10月21日	習志野保健所	研修	結核の知識向上と高齢者 施設での結核予防対策	高齢者福祉 施設等 関係者	68
令和6年 12月9日	無料定額宿泊所	研修	無料低額宿泊所職員との 情報交換会	無料低額宿 泊所職員	6

年度毎に実施の無い場合は削除

2 感染症予防事業

(1)1類感染症発生状況

表2－(1)1類感染症発生状況(発生届受理数) (単位:人)

年	疾患名	人数	市町村
令和6年	－	－	－

(2)2類感染症発生状況(結核は除く)

表2－(2)2類感染症発生状況(発生届受理数) (単位:人)

年	疾患名	人数	市町村
令和6年	－	－	－

(3)3類感染症発生状況

表2－(3)3類感染症発生状況(発生届受理数) (単位:人)

病類 年・市町村	総数	コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性 大腸菌 感染症	腸チフス	パラチフス
令和4年	8	0	1	7	0	0
令和5年	10	0	1	9	0	0
令和6年	23	0	0	23	0	0
習志野市	6	0	0	6	0	0
八千代市	8	0	0	8	0	0
鎌ヶ谷市	1	0	0	1	0	0
その他 (管外)	8	0	0	8	0	0

(4)4類感染症発生状況

表2-(4)4類感染症病発生状況(発生届受理数) (単位:人)

疾 患 名		令和4年	令和5年	令和6年
1	E型肝炎	3	2	1
2	ウエストナイル熱	0	0	0
3	A型肝炎	0	0	1
4	エキノкокクス症	0	0	0
5	エムボックス	0	0	0
6	黄熱	0	0	0
7	オウム病	0	0	0
8	オムスク出血熱	0	0	0
9	回帰熱	0	0	0
10	キャサヌル森林病	0	0	0
11	Q熱	0	0	0
12	狂犬病	0	0	0
13	コクシジオイデス症	0	0	0
14	ジカウイルス感染症	0	0	0
15	重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。)	0	0	0
16	腎症候性出血熱	0	0	0
17	西部ウマ脳炎	0	0	0
18	ダニ媒介脳炎	0	0	0
19	炭疽	0	0	0
20	チグングニア熱	0	0	0
21	つつが虫病	0	1	0
22	デング熱	0	2	0
23	東部ウマ脳炎	0	0	0
24	鳥インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1 及び H7N9)を除く)	0	0	0
25	ニパウイルス感染症	0	0	0
26	日本紅斑熱	0	0	0
27	日本脳炎	0	0	0
28	ハンタウイルス肺症候群	0	0	0
29	Bウイルス病	0	0	0
30	鼻疽	0	0	0
31	ブルセラ症	0	0	1
32	ベネズエラウマ脳炎	0	0	0
33	ヘンドラウイルス感染症	0	0	0
34	発しんチフス	0	0	0
35	ボツリヌス症	0	0	0
36	マラリア	0	1	0
37	野兎病	0	0	0
38	ライム病	0	0	0
39	リッサウイルス感染症	0	0	0
40	リフトバレー熱	0	0	0
41	類鼻疽	0	0	0
42	レジオネラ症	7	10	9
43	レプトスピラ症	0	0	0
44	ロッキー山紅斑熱	0	0	0

※14の疾患は平成28年2月から届出の対象となった。

(5)5類感染症発生状況

ア 感染症発生動向調査事業に基づく全数把握対象感染症

表2-(5)-ア 5類感染症発生状況(発生届受理数) (単位:人)

疾 患 名		令和4年	令和5年	令和6年
1	アメーバ赤痢	0	1	1
2	ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	1	1	0
3	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1	1	6
4	急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)	1	0	0
5	急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)	10	25	11
6	クリプトスポリジウム症	0	0	0
7	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	0	1
8	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	2	4
9	後天性免疫不全症候群	0	0	1
10	ジアルジア症	0	0	0
11	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	1	1
12	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	1
13	侵襲性肺炎球菌感染症	1	0	5
14	水痘(入院例に限る。)	0	1	0
15	先天性風しん症候群	0	0	0
16	梅毒	37	29	36
17	播種性クリプトコックス症	0	0	0
18	破傷風	0	0	0
19	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	0	0	0
20	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	0	1
21	百日咳	0	0	1
22	風しん	0	0	0
23	麻しん	0	0	0
24	薬剤耐性アシネトバクター感染症	0	0	0

※ 4の疾患は平成30年5月から届出の対象となった。

※ 21の疾患は平成30年1月から届出の対象となった。

イ 感染症発生動向調査事業に基づく定点報告状況

(ア)患者定点

a 患者定点医療機関

表2-(5)-イ-(ア)-a 患者定点医療機関数 (単位:箇所)

インフルエンザ／新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	小 児 科	眼 科	性 感 染 症	基 幹	疑 似 症
15	10	3	3	1	0

b 定点把握対象疾患

表2-(5)-イ-(ア)-b 定点把握対象疾患状況 (単位:人)

疾 患 名		令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
1	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	2,070	10,018	8,916
2	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	0	4,911	5,399
3	RS ウイルス感染症	322	272	171
4	咽頭結膜熱	74	523	210
5	A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎	66	841	4,092
6	感染性胃腸炎	1,809	2,281	1,578
7	水痘	74	54	272
8	手足口病	863	370	2,705
9	伝染性紅斑	2	4	130
10	突発性発しん	108	115	109
11	ヘルパンギーナ	124	1,173	393
12	流行性耳下腺炎	36	45	36
13	急性出血性結膜炎	0	2	2
14	流行性角結膜炎	35	100	143
15	性器クラミジア感染症	74	126	97
16	性器ヘルペスウイルス感染症	17	60	43
17	尖圭コンジローマ	7	17	20
18	淋菌感染症	24	22	30
19	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る。)	0	0	0
20	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0	0	0
21	細菌性髄膜炎(髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く。)	0	0	0
22	マイコプラズマ肺炎	0	0	8
23	無菌性髄膜炎	0	0	0
24	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	10	9	7
25	メチシリン耐性黄色ブドウ菌感染症	59	57	22
26	薬剤耐性緑膿菌感染症	1	0	0

(イ)病原体定点

表2-(5)-イ-(イ)病原体定点医療機関及び検体提供数

区 分	インフルエンザ	小 児 科	眼 科	基 幹
医療機関数(箇所)	2	2	1	1
検体提供数(件)	28	79	0	0

(6)新型インフルエンザ等感染症発生状況

表2-(6)新型インフルエンザ等感染症発生状況(発生届受理数) (単位:人)

年	疾 患 名	人 数	市 町 村
令和6年	-	-	-

(7)その他

表2-(7)インフルエンザ様疾患届出状況 (単位:件)

年度 区分	届出 施設数	届出 患者数	措 置			
			学級 閉鎖数	学年 閉鎖数	休校数	その他
令和4年度	30	774	73	11	0	0
令和5年度	82	6,921	353	41	4	0
令和6年度	70	1,521	60	10	0	0
幼稚園	4	19	4	0	0	0
小学校	47	1,010	42	5	0	0
中学校	18	469	13	5	0	0
高等学校	1	23	1	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0

(8)感染症発生に伴う健康調査及び検査実施状況

ア 1類感染症

表2-(8)-ア 1類感染症発生に伴う健康調査及び検査実施状況

年 度	疾 患 名	調査(人)	検査(件)
令和6年度	-	-	-

イ 2類感染症

表2-(8)-イ 2類感染症発生に伴う健康調査及び検査実施状況(結核は除く)

年 度	疾 患 名	調査(人)	検査(件)
令和6年度	-	-	-

ウ 3類感染症

表2-(8)-ウ 3類感染症発生に伴う患者健康調査及び検便実施状況

(単位:調査(人)、検便(件))

病類 年度	総数		コレラ		細菌性赤痢		腸管出血性 大腸菌 感染症		腸チフス		パラチフス	
	調 査	検 便	調 査	検 便	調 査	検 便	調 査	検 便	調 査	検 便	調 査	検 便
令和4年度	32	25	0	0	1	3	31	22	0	0	0	0
令和5年度	11	25	0	0	1	2	10	23	0	0	0	0
令和6年度	26	71	0	0	1	1	25	70	0	0	0	0

エ 4類感染症

表2-(8)-エ 4類感染症患者健康調査状況

年 度	疾 患 名	調 査(人)
令和6年度	E型肝炎	2
	レジオネラ症	9

オ 5類感染症

表2-(8)-オ 5類感染症患者健康調査状況

年 度	疾 患 名	調 査(人)
令和6年度	侵襲性髄膜炎菌感染症	1

カ 新型インフルエンザ等感染症

表2-(8)-カ 新型インフルエンザ等感染症健康調査状況

区 分	疾 患 名	調 査(人)
令和6年度	-	-

キ 集団発生事例

表2-(8)-キ 令和6年度感染症集団発生(クラスター)調査状況 (単位:件)

疾患名	保育所・幼稚園	学校	児童福祉施設	高齢者施設	障害者施設	医療機関
インフルエンザ	0	0	0	8	1	3
新型コロナウイルス感染症	0	0	0	44	1	20
感染性胃腸炎	3	2	0	10	0	1
疥癬	0	0	0	1	0	0
感冒様症状の集積	0	0	0	1	0	0

(9)管外での感染症発生(疑いを含む)に伴う調査状況及び検便実施状況

表2-(9)管外での感染症発生(疑いを含む)に伴う調査数及び検便実施数

区 分 年 度	総 数	管 外 で の 感 染 症 発 生 に 伴 う 調 査 数 (人) (検疫通報除く)	検 疫 通 報 に 伴 う 接 触 者 及 び 同 行 者 調 査 数 (人)	検 便 実 施 者 数 (件)	検出菌(件)			
					コ レ ラ	赤 痢	腸 管 出 血 性 大 腸 菌	そ の 他
令和4年度	22	22	0	0	0	0	0	0
令和5年度	3	3	0	1	0	0	0	0
令和6年度	202	202	0	6	0	0	1	0

(10)衛生研究所・検査課への検査依頼数

表2-(10)衛生研究所・検査課への検査依頼数 (単位:件)

年 度	疾 患 名	結 果		計
		陽 性	陰 性	
令和6年度	腸管出血性大腸菌感染症	6	70	76
	細菌性赤痢	0	1	1
	感染性胃腸炎	40	12	52
	E型肝炎	2	0	2
	つつが虫病	0	2	2
	蚊媒介感染症	1	1	2
	ブルセラ症	1	0	1
	ライム病	0	1	1
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	6	0	6
	急性脳炎	11	1	12
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3	0	3
	侵襲性髄膜炎菌感染症	1	0	1
	麻疹	0	6	6
	小児の呼吸不全	1	0	1

(11)就業制限・入院勧告通知数(結核を除く)

表2-(11)-ア 就業制限通知数 (単位:件)

区分 年度	疾 患 名		計
	腸管出血性大腸菌感染症	細菌性赤痢	
令和4年度	10	1	11
令和5年度	10	1	11
令和6年度	24	1	25

表2-(11)-イ 入院勧告通知数 (単位:件)

区分 年度	疾 患 名	計
	新型コロナウイルス感染症	
令和 4 年度	2,707	2,707
令和 5 年度	24	24
令和 6 年度	-	-

(12)感染症予防啓発活動実施状況

ア 感染症予防対策研修会

表2-(12)感染症予防啓発活動実施状況

実施日	場 所	テーマ	実施対象	参加人数 (人)
令和6年 10月21日、 11月1日～ 12月6日	習志野保健所3 階大会議室及び ZOOM ウェビナー、 YouTube 配信	「高齢者施設における 感染症対策の基本 ～院内での薬剤耐性 菌感染症の集団感染 の経験を活かして～」	習志野市・八千代市・鎌ヶ 谷市内の高齢者入所施設 (特別養護老人ホーム、 介護老人保健施設、有料 老人ホーム、グループホー ム等)に勤務する職員	86
令和6年 10月28日、 11月6日～ 12月13日	習志野保健所3 階大会議室及び ZOOM ウェビナー、 YouTube 配信	「小児科医が教え る！乳幼児施設の感 染症対策とワクチン 接種」	習志野市・八千代市・鎌ヶ 谷市内の乳幼児施設に勤 務する職員	127

イ 市・医療機関、社会福祉施設、学校等への支援状況

施設への手洗いチェッカーの貸出しを26施設に行った。

ウ 感染症情報ネットワーク事業

週ごとに管内の感染症発生状況を取りまとめ、管内の医療機関、社会福祉施設、市及び消防本部等の関係機関に対し毎週情報提供を行った。

また、感染症流行期に合わせ「習志野保健所感染症だより」を年4回発行した。

(13)感染症健康危機管理事業

表2-(13)-ア 地域健康危機管理推進会議開催状況

開催日	参加人数(人)	主な内容
令和7年1月21日	57	管内の医療措置協定の状況報告 薬剤耐性菌対策に関する講演・発表・情報共有

表2-(13)-イ 新型インフルエンザ等訓練、その他の会議

開催日	参加人数(人)	主な内容
令和6年5月2日	1	包装責任者養成研修
令和6年5月10日、13日	41	手指衛生・個人防護服着脱訓練
令和6年5月28日、29日	30	患者搬送訓練(トランスバッグ)
令和6年7月19日	8	患者搬送訓練(DIF フード)
令和7年1月9日	14	3市消防本部・習志野保健所連絡会

3 エイズ対策事業

(1)エイズ予防啓発活動実施状況

ア 講演会・講習会等開催状況

表3-(1)-ア 講演会・講習会等実施状況

実施日	場 所	活動内容	テーマ	対 象	参加人数 (人)
令和6年8月21日	習志野保健所 Zoom	情報提供 講演会	性感染症予防 性のトラブル 学校での性教育	教職員 保健衛生 部職員	38
令和7年1月22日	秀明大学	講演会	性感染症動向 保健所の感染 症対策	教職員 学生	65

イ HIV 検査普及週間・世界エイズデー等のイベント実施状況

表3-(1)-イ HIV 検査普及週間・世界エイズデー等のイベント実施状況

実施日	主 な 内 容
① 令和6年6月1日 ～6月7日 ② 令和7年1月 ③ 通年 (HIV 検査普及週間・世界エイズデー前後2週間は体制強化)	① 期間内の HIV 検査の参加枠を増加 ② 管内にある大学へ啓発資材の配布 ③ 平時より所内に啓発資材の配布箱を設置。所内での講演会や性感染症検査時等に啓発資材を配架・配布。 【年間の啓発資材配布数】 ・リーフレット2種類:各 530 部 ・クリアファイル:570 部 ・ポケットティッシュ:945 個 ・コンドーム:320 個

(2) エイズ相談受付状況

表3-(2)エイズ相談受付状況 (単位:件)

年度 \ 性別	相談方法	件数	合計
令和4年度	電話相談	106	109
	来所相談	1	
	その他	2	
令和5年度	電話相談	37	78
	来所相談	41	
	その他	0	
令和6年度	電話相談	27	85
	来所相談	57	
	その他	1	

(3) HIV・性感染症・肝炎検査受付状況

表3-(3) HIV・性感染症・肝炎検査受付状況 (単位:件)

検査 \ 年度	HIV 検査	クラミジア 検査	梅毒検査	淋菌感染症 検査	B 型肝炎 検査	C 型肝炎 検査
令和4年度	-	-	-	-	-	-
令和5年度	154	145	153	145	152	152
令和6年度	256	241	252	241	256	256

※肝炎検査は肝炎対策事業として実施

4 原爆被爆者対策事業

被爆者の健康増進を図るため、被爆者健康診断及び健康相談を年 2 回実施し、健康の保持増進を図った。

(1)被爆者手帳交付状況

表4-(1)被爆者手帳交付状況 (単位:件)

年度 市町村	前年度末 手帳交付数	新規	転入	転出	死亡	当該年度末 手帳交付数
令和4年度	156(5)	-	3	-	5	152(5)
令和5年度	152(5)	-	1	1	9	143(5)
令和6年度	143(5)	-	2	3	8	134(5)
習志野市	52(1)	-	-	2	2	48(1)
八千代市	58(2)	-	2	1	4	55(2)
鎌ヶ谷市	33(2)	-	-	-	2	31(2)

(注)()は被爆者健康診断受診証交付数で総数に含まず。

(2)被爆者健康診断実施状況

表4-(2)被爆者健康診断実施状況 (単位:人)

年 度	施 設		対象者数	受診者数	受診率(%)	要精検者数
令和4年度	保健所	前期	-	-	-	-
		後期	-	-	-	-
	委託医療機関			-	11	-
令和5年度	保健所	前期	152	10	6.6	3
		後期	152	11	7.2	7
	委託医療機関			-	21	-
令和6年度	保健所	前期	143	9	6.3	7
		後期	143	7	4.9	5
	委託医療機関		143	17	11.9	10

(3)原爆援護法に基づく各種手当の支給状況

表4-(3)原爆援護法に基づく各種手当の支給状況 (単位:件)

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総 数	135	126	124
医 療 特 別 手 当	5	5	6
特 別 手 当	2	2	2
原子爆弾小頭症手当	-	-	-
健 康 管 理 手 当	119	112	102
保 健 手 当	2	2	2
介 護 手 当	-	1	1
葬 祭 料	7	4	9
健 康 手 当	128	122	113

(注)健康手当は、県単独事業であり総数に含まず。

Ⅶ 生活衛生課の業務概要

1 食品衛生事業

食品衛生法に基づく 32 業種の食品営業施設の営業許可業務を行った。当管内は東京のベッドタウンとして大規模団地や住宅地が数多く存在し、食品関係施設としてはスーパーや飲食店が多いという特徴がある。令和 6 年度営業許可施設総数は 3,829 施設であり、新規営業許可申請数は 607 件であった。

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食品機動監視課と連携して千葉県食品衛生監視指導計画により、年間を通じて飲食店等食品関係施設への立入検査を行った。

併せて、平成 30 年 6 月に公布され、令和 3 年 6 月に完全施行された食品衛生法の改正により、HACCP に沿った衛生管理が原則として全ての食品等事業者を対象に制度化されたことから、立入検査や講習会において、HACCP による自主衛生管理の導入支援を積極的に行った。

また、消費者からの食品衛生に関する相談や苦情に応じ、食品関係施設の衛生管理に係る事案及び食中毒が疑われる患者の発生時には、調査を行い原因究明と健康被害の拡大防止を図った。

2 狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業

(1) 犬による侵害防止対策

動物による危害発生の防止を図るため、管理者のいない犬及び係留されていない飼い犬について、動物愛護センターと連携して捕獲している。管内での捕獲は令和 3 年度から令和 6 年度にかけて無かった。

こう傷事故は、例年 10 から 20 件程度発生し、令和 6 年度は飼い主不明犬によるこう傷事故はなかったものの、飼い犬による事故が 9 件発生した。事故発生時の状況として被害者が犬に手を出す又は犬の近くを通行する際に事故が発生していることが多く、発生場所は公共の場所が多かった。こう傷事故のうち、犬の登録・狂犬病予防注射義務違反及び係留義務違反のあった 9 件について始末書処分を行った。

(2) 動物愛護管理事業

保健所では飼い犬、飼い猫等愛玩動物に係る苦情及び相談を受け付け、通報のあった状況を確認するとともに、必要に応じて飼い主等の指導を行っている。

令和 6 年度は苦情件数が 219 件、飼い主に対する指導及び相談者に対する助言が合わせて 339 件あった。相談は犬猫ともに逸走が多く、苦情は、犬は鳴き声、猫は放し飼い等による糞尿や住居等被害が多かった。

犬猫の引取り相談の際に譲渡先探しの助言を行ったことから、令和 6 年度の引取りはなかった。

第一種動物取扱業については登録事務と立入検査を、第二種動物取扱業については届出事務及び立入検査を行い、動物の適正な取り扱い等について指導した。第一種動物取扱業の事業所数は 170 件前後で横ばいの傾向で、第二種動物取扱業は漸減傾向であった。

管内の特定動物の飼養及び保管の許可数は、令和 3 年度からゼロとなっている。

多頭飼養の届出について、届出事務及び立入調査を行い動物の適正な飼養等について指導・助言を行った。

動物愛護教育の一環として実施していた犬のしつけ方教室は、令和 2 年度以降未開催とな

っている。

飼い主の登録と狂犬病予防注射について、管内の 3 市及び京葉地区獣医師会と連携して、実施率の向上に努め、狂犬病予防対策の強化を図った。

3 環境衛生事業

理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法及び公衆浴場法に基づく確認、許可及び監視指導業務を行うとともに、営業者自らによる自主管理体制の強化を図り衛生管理の向上に努めた。

また、特定建築物、建築物登録事業、動物の飼養又は収容施設、遊泳用プールの衛生管理について法律、条例、要綱等に基づき監視、指導を行った。

公衆浴場及び旅館・ホテル等入浴施設の適正管理推進のため「浴槽水等のレジオネラ属菌検査実施要領」に基づき対象施設の管理状況調査及び浴槽水レジオネラ属菌検査を実施した。

住居衛生については、衛生害虫の防除等の相談に応じた。

[illegible]

(単位:件)

区 分 年度・業種				施設数	許可件数		不許可 件 数	廃業 件数	監視件数	無許可 件数	指導票 交付	処 分 件 数						口頭説諭
					継続	新規						許可 取消	営業 禁止	営業 停止	改善	物品 廃棄	その他	
令	和	4	年 度	1,291	0	673	-	49	785(19)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
令	和	5	年 度	1,872	0	649	-	68	871(92)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	3(-)	9(5)
令	和	6	年 度	2,407	0	607	-	72	1,035(134)	3(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	3(-)	6(6)
飲 食 店 営 業				2010	-	496	-	60	800(49)	1(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	1(-)	1(1)
調理の機能を有する自動販売機				21	-	5	-	3	18(6)	1(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	1(-)	-(-)
食 肉 販 売 業				40	-	10	-	1	22(8)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
魚 介 類 販 売 業				28	-	7	-	1	15(8)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
魚 介 類 競 り 売 り 営 業				0	-	0	-	0	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
集 乳 業 業				0	-	0	-	0	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
乳 処 理 業 業				2	-	1	-	0	4(2)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業 業				0	-	0	-	0	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
食 肉 処 理 業 業				9	-	2	-	1	6(4)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
食 品 の 放 射 線 照 射 業 業				0	-	0	-	0	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
菓 子 製 造 業 業				172	-	45	-	3	64(10)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
アイスクリーム類製造業業				3	-	1	-	0	1(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
乳 製 品 製 造 業 業				2	-	0	-	0	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	1(1)
清 涼 飲 料 水 製 造 業 業				2	-	1	-	0	3(2)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
食 肉 製 品 製 造 業 業				4	-	1	-	0	7(5)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	2(2)
水 産 製 品 製 造 業 業				3	-	0	-	0	1(1)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
氷 雪 製 造 業 業				2	-	1	-	0	3(2)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
液 卵 製 造 業 業				1	-	0	-	0	1(1)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
食 用 油 脂 製 造 業 業				0	-	0	-	0	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
みそ又はしょうゆ製造業業				4	-	2	-	0	5(4)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
酒 類 製 造 業 業				1	-	1	-	0	2(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
豆 腐 製 造 業 業				6	-	0	-	0	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
納 豆 製 造 業 業				0	-	0	-	0	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
麵 類 製 造 業 業				4	-	1	-	0	2(1)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
そ う ざ い 製 造 業 業				51	-	13	-	3	35(15)	1(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	1(-)	1(1)
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業 業				9	-	2	-	0	13(11)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	1(1)
冷 凍 食 品 製 造 業 業				1	-	0	-	0	1(1)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業 業				0	-	0	-	0	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
漬 物 製 造 業 業				14	-	10	-	0	18(1)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
密 封 包 装 食 品 製 造 業 業				4	-	4	-	0	5(1)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
食 品 の 小 分 け 業 業				8	-	1	-	0	5(2)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)
添 加 物 製 造 業 業				6	-	3	-	0	4(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	(-)	-(-)

表1-(1)-ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する食品関係営業施設の状況

(単位:件)

区 分 年 度・業 種		施 設 数	監 視 件 数	指 導 票 交 付	処 分 件 数				口 頭 説 諭
					営 業 禁 止	営 業 停 止	物 品 廃 棄	そ の 他	
令和4年度		1,600	190(89)	1(-)	-(-)	1(-)	-(-)	-(-)	-(-)
令和5年度		1,796	213(160)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	2(-)
令和6年度		2,105	176(126)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
旧許可業種 であった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	45	2(2)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	54	3(3)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	乳 類 販 売 業	332	41(34)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	氷 雪 販 売 業	8	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	313	26(15)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
販売業	弁 当 販 売 業	21	2(2)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	野 菜 果 物 販 売 業	62	5(4)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	米 穀 類 販 売 業	27	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	通信販売・訪問販売による販売業	7	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	コンビニエンスストア	229	2(1)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	百貨店、総合スーパー	142	39(39)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	196	4(4)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	その他の食料・飲料販売業	428	6(6)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
製 造 ・ 加 工 業	添加物製造・加工業(法 第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	0	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	いわゆる健康食品の製造・加工業	1	1(1)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	33	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	農産保存食料品製造・加工業	6	1(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	調味料製造・加工業	4	7(7)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	0	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	製 穀 ・ 製 粉 業	1	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	製 茶 業	3	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	1	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	卵 選 別 包 装 業	1	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	その他の食料品製造・加工業	20	7(3)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
上 記 以 外 の 物 の	行 商	2	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	集 団 給 食 施 設	131	29(4)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	13	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	3	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	そ の 他	22	1(1)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)

表1－(1)－エ ふぐ営業施設の状況 (単位:件)

区 分 年度・業種	施 設 数	認 証 件 数	不 認 証 件 数	廃 止 件 数	監 視 件 数	指 導 票 交 付	処 分 件 数					口 頭 説 諭
							認 証 取 消	営 業 禁 止	営 業 停 止	措 置	そ の 他	
令和4年度	26	2	-	1	8(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
令和5年度	25	-	-	1	9(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
令和6年度	23	-	-	-	6(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
飲食店営業	23	-	-	2	6(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
魚介類販売業	-	-	-	-	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
水産製品製造業	-	-	-	-	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
その他	-	-	-	-	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)

(注):()内は食品機動監視課の再掲

(2)収去試験結果の状況

表1-(2)-ア 食品等の収去試験状況 (単位:件)

区 分 年度・収去品目		収去 検体 数	不適 検体 数	不 適 理 由					
				細 菌 数	大 腸 菌 群	異 物	使用 添加 基準 物	添 加 法 定 物 外	そ の 他
令和4年度		68(68)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
令和5年度		102(102)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
令和6年度		111(111)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
魚 介 類		0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
冷 凍 食 品	無加熱摂取冷凍食品	3(3)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品	4(4)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	凍結直前に未加熱の 加熱後摂取冷凍食品	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	生食用冷凍鮮魚介類	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	小 計	7(7)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
魚 介 類 加 工 品 (缶詰・瓶詰を除く)		0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
肉・卵類及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)		6(6)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
乳 製 品		0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
乳類加工品(アイスクリーム類 を除き、マーガリンを含む)		0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
アイスクリーム類・氷菓		0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
穀 類 及 び 其 の 加 工 品 (缶詰・瓶詰を除く)		4(4)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
野菜類果物及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)		7(7)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
菓 子 類		12(12)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
清 涼 飲 料 水		6(6)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
酒 精 飲 料		0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
氷 雪		2(2)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
水		0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
缶 詰 瓶 詰 食 品		0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
そ の 他 の 食 品		63(63)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
添 加 物	化学的合成品及びその製剤	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
	そ の 他 の 添 加 物	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
器 具 及 び 容 器 包 装		4(4)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
お も ち や		0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
そ の 他		0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)

表1－(2)－イ 乳類の収去試験の状況 (単位:件)

区 分 年度・収去品目	収 去 検 体 数	不 適 検 体 数	不 適 理 由							備 考
			無 脂 乳 固 形 分	乳 脂 肪 分	比 重	酸 度	細 菌 数	大 腸 菌 群	そ の 他	
令和4年度	5(5)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	
令和5年度	5(5)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	
令和6年度	5(5)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	
生乳	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	
牛乳	3(3)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	
部分脱脂乳	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	
加工乳	乳脂肪分3%以上	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	
	乳脂肪分3%未満	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	
その他	2(2)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	

(注):()内は食品機動監視課の再掲

(3)違反食品等発見状況

表1-(3)違反食品等発見状況 (単位:件)

区 分 年度・条項	県 内 産	県 外 産	計	処 置				
				廃 棄	再 生 転 用	適 正 改 善	返 品 回 収	在 庫 な し
令和4年度	0(-)	0(-)	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
令和5年度	0(-)	0(-)	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
令和6年度	0(-)	1(-)	1(-)	-(-)	-(-)	1(-)	1(-)	-(-)
6条1号 (腐敗・変敗)	0(-)	0(-)	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
2号 (有毒・有害)	0(-)	0(-)	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
3号 (病原微生物)	0(-)	0(-)	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
4号 (不潔・異物)	0(-)	0(-)	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
小 計	0(-)	0(-)	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
12条 (販売等)	0(-)	0(-)	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
13条2項 (基準・規格)	0(-)	0(-)	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
13条3項 (農薬等)	0(-)	0(-)	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
19条 (表示)	0(-)	0(-)	0(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
食品表示法第5条	0(-)	1(-)	1(-)	-(-)	-(-)	1(-)	1(-)	-(-)

(注):()内は食品機動監視課の再掲

(4)食中毒発生状況

表1-(4)食中毒発生状況 (単位:件)

区 分 年 度	発 生 数	患 者 数	死 亡 数	原 因 食 品			病 因 物 質				備 考
				給 食	不 明	そ の 他	カンピロバクター	ノロウイルス	大腸菌O157 腸管出血性	その他	
令和4年度	1	28	—	1	—	—	1	—	—	—	
令和5年度	1	17	—	—	—	1	—	1	—	—	
令和6年度	1	4	—	—	1	—	1	—	—	—	
(原因施設)	飲食店(市)不明										

(5)食品関係苦情処理状況

表1－(5)食品関係苦情処理状況 (単位:件)

区分 年度・分類	総 数	原 因							
		異 物 混 入	腐 敗 変 敗	異 味 異 臭	カ ビ 発 生	食 品 の 取 扱	施 設 の 衛 生	表 示	そ の 他
令和4年度	81(-)	14(-)	1(-)	2(-)	1(-)	6(-)	17(-)	5(-)	35(-)
令和5年度	84(2)	14(1)	3(-)	3(-)	3(-)	7(1)	13(-)	5(-)	36(-)
令和6年度	88(2)	9(-)	3(-)	3(-)	2(-)	9(1)	20(1)	3(-)	39(-)
魚介類及びその加工品	13(-)	1(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	12(-)
肉卵類及びその加工品	24(1)	1(-)	-(-)	1(-)	-(-)	5(1)	-(-)	-(-)	17(-)
乳類及びその加工品	1(-)	-(-)	-(-)	1(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
穀類及びその加工品	11(-)	4(-)	1(-)	1(-)	2(-)	-(-)	-(-)	-(-)	3(-)
野菜・果物類及びその加工品	5(-)	3(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	2(-)
菓 子 類	4(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	2(-)	2(-)
清 涼 飲 料 水	1(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	1(-)	-(-)	-(-)	-(-)
その他の食品	4(-)	-(-)	2(-)	-(-)	-(-)	1(-)	-(-)	-(-)	1(-)
施 設	25(1)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	2(-)	20(1)	1(-)	2(-)

(注):()内は食品機動監視課の再掲

(6)免許資格等の交付届出状況

表1－(6)製菓衛生師及びふぐ処理師免許交付状況 (単位:件)

区分 免許	名 簿 登 録 数	交 付	転 入	返 納	転 出	再交付	書 換 交 付
製菓衛生師	353	15	-	-	-	-	-
ふぐ処理師	149	4	-	-	-	-	-

(7)衛生教育実施状況

表1－(7)衛生教育実施状況 (単位:件・人)

対 象 者	回 数	受 講 者 数
消 費 者	1(-)	70(-)
食 品 等 事 業 者	15(4)	1304(493)

2 狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業

(1) 犬による侵害防止対策

表2-(1)-ア 捕獲・返還及びこう傷事故件数 (単位:件)

区 分 年 度	捕獲 頭数	返還 頭数	こう傷事故件数				
			総数	飼い犬			飼い主 不明犬
				計	登録犬	未登録犬	
令和4年度	0	0	19	19	19	0	0
令和5年度	0	0	25	25	25	3	0
令和6年度	0	0	9	9	8	1	0

表2-(1)-イ こう傷事故発生時の状況 (単位:件)

区 分		年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(発生 被害時 者の 状況)	犬に手を出した		8	7	3
	係留しようとした		0	2	0
	配達訪問等の際		2	4	0
	通 行 中		7	10	2
	遊 戯 中		0	1	2
	そ の 他		2	1	2
(発生場 所)	犬舎等の周辺		2	6	2
	公 共 の 場 所		15	18	6
	そ の 他		2	1	1

表2-(1)-ウ 行政措置状況 (単位:件)

区 分 年 度	行 政 措 置		
	告 発	措置命令	始末書
令和4年度	0	0	6
令和5年度	0	0	16
令和6年度	0	0	9

(2)動物愛護管理事業

表2-(2)-ア 動物の飼養に関する指導・助言状況 (単位:件)

区 分 年度・動物種	件 数	内 訳 (重 複 あ り)								
		譲 渡	去 不 勢 妊	疾 病	飼 い 方	引 取 り	逸 走	死 亡	注 登 射 録	そ の 他
令 和 4 年 度	414	45	38	1	81	32	17	35	15	10
令 和 5 年 度	403	3	3	0	98	37	12	3	2	13
令 和 6 年 度	339	15	18	2	104	33	73	9	12	105
犬	121	3	1	0	60	9	23	3	12	19
猫	174	12	17	2	42	23	49	2	0	50
そ の 他	44	0	0	0	2	1	1	4	0	36

表2-(2)-イ 動物による苦情届出状況 (単位:件)

区 分 年度・動物種	件 数	内 訳 (重 複 あ り)					
		農作物・ 家畜	住居・ 庭園	捕獲依頼	鳴き声	汚物悪臭	その他
令 和 4 年 度	246	0	62	25	44	56	106
令 和 5 年 度	231	1	55	10	46	48	107
令 和 6 年 度	219	1	34	39	35	38	85
犬	85	0	5	12	31	4	34
猫	99	0	28	15	4	30	33
そ の 他	35	1	1	12	0	4	18

表2-(2)-ウ 犬・猫の引取り(保健所受理分)・負傷動物の収容状況 (単位:頭)

区 分 年 度	犬・猫の引取り数			負傷動物収容数			
	計	犬	猫	計	犬	猫	その他
令 和 4 年 度	0	0	0	0	-	-	-
令 和 5 年 度	2	0	2	0	-	-	-
令 和 6 年 度	0	0	0	0	-	-	-

表2-(2)-エ 第一種動物取扱業登録及び立入検査状況 (単位:件)

業 種 年 度	事業所数	業 種 別 登 録 数							立入検査 件数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	あっせん 競り	譲受飼養	
令和4年度	165	59	111	5	27	8	0	0	72
令和5年度	174	63	120	5	26	7	0	0	90
令和6年度	177	66	119	5	28	7	0	0	65

表2-(2)-オ 第二種動物取扱業届出及び立入検査状況 (単位:件)

業 種 年 度	事業所数	業 種 別 届 出 数						立入検査 件数
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	その他	
令和4年度	5	4	0	0	0	1	0	2
令和5年度	9	8	0	0	0	1	0	4
令和6年度	8	7	0	0	0	1	0	4

表2-(2)-カ 特定動物の飼養及び保管の許可数及び立入検査状況 (単位:件)

科 目 年 度	総 数	動 物 種 別 内 訳			立入検査 件数
		哺乳綱	鳥綱	爬虫綱	
令和4年度	0	-	-	-	-
令和5年度	0	-	-	-	-
令和6年度	0	-	-	-	-

表2-(2)-キ 多頭飼養の届出状況 (単位:件)

年 度	届 出 施設数	飼 養 頭 数 別 内 訳				調 査 件 数 合 計	現 地 調 査 件 数	立 入 検 査 数
		10~	31~	61~	91~			
令和4年度	22	22	0	0	0	4	0	4
令和5年度	26	26	0	0	0	4	0	4
令和6年度	29	28	1	0	0	6	2	4

(注)届出施設数は、犬又は猫を合わせて10頭以上飼養する届出済施設の総数を指す。

表2-(2)-ク 動物愛護教育実施状況

事業名	実施主体	実施回数	内 容	受講者数
-	-	0	-	-

(参考)犬の登録・狂犬病予防注射等の実施状況 (単位:件)

区 分 年度・市町村	原簿保有数	登録申請数	注射済票交付数		
			計	集合	個別
令和4年度	22,829	1,722	16,140	2,007	14,133
令和5年度	23,032	2,015	15,978	2,213	13,765
令和6年度	23,648	2,024	16,321	2,432	13,889
習志野市	6,804	611	5,041	431	4,610
八千代市	11,572	1,009	7,218	1,374	5,844
鎌ケ谷市	5,272	404	4,062	627	3,435

(注):犬の登録・狂犬病予防注射に係る事務は、平成12年度から市町村に権限移譲。

3 環境衛生事業

(1)生活衛生関係営業施設監視指導事業

表3-(1)-ア 施設数及び立入検査件数等の状況 (単位:件)

区分 年度・業種		施設数	許認可件数	廃止件数	対前年度 増減	立入検査 件数
令和4年度		1,252	45	46	△1	117
令和5年度		1,255	51	48	3	240
令和6年度		1,235	40	60	△20	259
理容所		287	5	13	△8	48
美容所		721(1)	29	32	△3	132
クリーニング所	小計	166(7)	4	15	△11	48
	洗場・仕上場	61	2	2	-	16
	取次所	105(7)	2	13	△11	32
旅館	小計	24	2	-	2	14
	旅館・ホテル	17	1	-	1	11
	簡易宿所	7	1	-	1	3
	下宿	-	-	-	-	-
公衆浴場	小計	31	-	-	-	16
	一般公衆浴場	1	-	-	-	-
	その他の公衆浴場	30	-	-	-	16
興行場		6	-	-	-	1

(注)1 理容所・美容所の()は移動理容所、移動美容所の再掲

2 取次所の()は無店舗取次店の再掲

表3-(1)-イ 市町村別の施設数 (単位:件)

区 分 市町村	理 容 所	美 容 所	クリーニング所			旅館				公衆浴場			興行場	施設数	対前年度増減
			小計	洗場・仕上場	取次所	小計	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	小計	一般公衆浴場	その他公衆浴場			
総 数	287	721 (1)	166 (7)	61	105 (7)	24	17	7	-	31	1	30	6	1,235	△20
習志野市	91	229	46	13	33	6	4	2	-	9	-	9	-	381	△5
八千代市	132	334	80 (7)	28	52 (7)	15	11	4	-	12	-	12	4	577(7)	1
鎌ヶ谷市	64	158 (1)	40	20	20	3	2	1	-	10	1	9	2	277	△16

(注)()は前表の(注)1、2と同じ

表3-(1)-ウ 衛生講習会実施状況

業種 年度	理 容		美 容		クリーニング		旅 館		公衆浴場	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
令和4年度	1	47	-	-	-	-	-	-	-	-
令和5年度	2	60	-	-	-	-	-	-	-	-
令和6年度	2	62	-	-	-	-	-	-	-	-

表3-(1)-エ 旅館業無許可営業立入検査の状況

年 度	立入検査件数
令 和 4 年 度	-
令 和 5 年 度	-
令 和 6 年 度	-

(2)住宅宿泊事業監視指導事業

表3－(2)施設数及び立入検査件数の状況

年 度	施設数	立入検査件数
令 和 4 年 度	57	－
令 和 5 年 度	64	－
令 和 6 年 度	74	－

(3)化製場等施設監視指導事業

表3－(3)施設数及び立入検査件数等の状況 （単位：件）

区 分	施設数	許可件数	廃止件数	対前年度 増減	立入検査 件数
令 和 4 年 度	31	1	1	－	5
令 和 5 年 度	32	2	1	1	19
令 和 6 年 度	33	2	1	1	11
化 製 場	－	－	－	－	－
魚 介 類 ・ 鳥 類 等 製 造 貯 蔵 施 設	－	－	－	－	－
死 亡 獣 畜 取 扱 場	－	－	－	－	－
畜 舎 ・ 家 き ん 舎	33	2	1	1	11
死亡獣畜取扱場以外処理	－	－	－	－	－

(4)建築物の衛生的環境の確保に関する事業

表3-(4)-ア 特定建築物数及び立入検査件数等の状況 (単位:件)

年 度	施設数	届出件数	非該当 届出件数	対 前 年 度 増 減	立 入 検 査 件 数
令和4年度	88(19)	3(1)	1	2(1)	12
令和5年度	87(19)	1	2	△1	22
令和6年度	85(19)	2(1)	4(1)	△2	19
興 行 場	2(2)	-	-	-	-
百 貨 店	18	-	1	-	7
店 舗	17	-	1	-	5
もっばら事務所	7(4)	-	2(1)	-	2
その他の事務所	8(2)	1	-	-	-
学 校	19(6)	1(1)	-	-	2
旅 館	4	-	-	-	3
集 会 場	3(3)	-	-	-	-
図 書 館	2(2)	-	-	-	-
博 物 館	-	-	-	-	-
美 術 館	-	-	-	-	-
遊 技 場	5	-	-	-	-

(注)()内は、国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するものの再掲

表3-(4)-イ 建築物管理事業の登録及び立入検査件数等の状況 (単位:件)

業 種 年度・区分	総 数	建 築 物 清 掃 業	建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	建 築 物 空 気 調 和 用 ダ ク ト 清 掃 業	建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業	建 築 物 飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	建 築 物 排 水 管 清 掃 業	建 築 物 ね ず み・ こ ん 虫 等 防 除 業	建 築 物 環 境 衛 生 総 合 管 理 業
令和4年度	31	3	2	-	2	14	5	2	3
令和5年度	32	4	2	-	2	14	5	2	3
令和6年度	32	4	2	-	2	13	5	2	4
登 録	8	1	-	-	1	5	-	-	1
期 限 満 了	7	-	-	-	1	6	-	-	-
登 録 廃 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-
立 入 検 査 件 数	11	1	-	-	1	5	3	-	1

(5) 遊泳用プールに関する事業

表3-(5) 遊泳用プール施設数及び施設調査件数 (単位:件)

年 度	総施設数	営業用	事業用	その他
令和4年度	36(17)	36(17)	-(-)	-(-)
令和5年度	35(17)	35(17)	-(-)	-(-)
令和6年度	35(17)	35(17)	-(-)	-(-)
施設調査件数	15(9)	12(6)	3(3)	-(-)

(注)()内は、通年プールの施設数及び施設調査件数の再掲

(6)温泉法関係施設監視指導事業

表3-(6)-ア 温泉掘削許可等の件数及び立入検査件数等の状況 (単位:件)

年 度	掘 削 許 可	動 力 許 可	可燃性天然ガス		利 用 施 設			
			採 取 許 可	確 認	施 設 数	許 可	廃 止	立 入 検 査 件 数
令和4年度	-	-	-	-	4	-	-	3
令和5年度	1	-	-	-	4	-	-	4
令和6年度	-	-	-	-	4	-	-	4

表3-(6)-イ 温泉利用施設の状況

No.	温泉地名	利用施設数	泉 質
1	アパホテル八千代緑が丘駅前温泉	1	ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物冷鉱泉
2	新習志野温泉	1	含よう素-ナトリウム-塩化物強塩泉
3	湯河原温泉	2	ナトリウム・カルシウム-塩化物・硫酸塩温泉

(7)感染症対策

表3-(7)感染症対策調査の状況 (単位:件)

年 度	調 査 数
令 和 4 年 度	8
令 和 5 年 度	8
令 和 6 年 度	5

(8)浄化槽通知受理事業

表3－(8)浄化槽設置に係る通知受理状況(単位:件)

年 度	設 置 に 係 る 通 知 の 受 理
令 和 4 年 度	237
令 和 5 年 度	385
令 和 6 年 度	391

(9)苦情及び相談事業

表3－(9)苦情及び相談等の状況 (単位:件)

種 別 \ 区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総 数	421	549	515
住居内空気環境	1	1	1
水 道 施 設	3	-	-
飲 用 井 戸	18	40	52
衛 生 害 虫	16	30	37
生活衛生関係 営 業 施 設	240	303	285
そ の 他	143	175	140

Ⅷ 検査課の業務概要

検査課は、「千葉県検査業務運営要領」に基づき、習志野及び市川保健所の 2 つの管内検査業務を所掌している。業務内容は、エイズ対策等に係る検査、腸内細菌検査、食品衛生検査、感染症・食中毒等の健康危機管理に係る検査及び尿一般検査等である。

1 臨床及び細菌検査業務

(1) 臨床検査

性感感染症対策として梅毒検査 484 件、エイズ対策として HIV 抗体検査 488 件、肝炎対策として C 型肝炎ウイルス抗体検査 504 件及び B 型肝炎ウイルス抗原検査 504 件を実施した。

また、原子爆弾被爆者健康診断に係る検査として尿検査を 34 件実施した。

(2) 細菌検査

平常時対策として、給食施設従事者、食品取扱業者及び水道施設従事者等に対する腸内細菌検査を 3,702 件実施した。

2 食品衛生検査業務

(1) 食品細菌検査

食品機動監視課が管内施設等から収去した食品の検査を 117 検体 651 項目実施した。

(2) 乳類規格試験

食品機動監視課が収去した市販の乳及び乳製品の規格試験を 5 検体 22 項目実施した。

3 健康危機管理検査業務

(1) 感染症発生に伴う検査

感染症発生に伴う検査を 60 事案、延べ 232 件実施した。その結果、赤痢菌 3 件、腸管出血性大腸菌 O157 19 件、腸管出血性大腸菌 O26 1 件、腸管出血性大腸菌型不明 2 件を検出した。

(2) 食中毒及び苦情食品等の検査

健康危機管理に係る食中毒及び苦情食品等の検査を 236 検体 2,794 項目実施した。その結果、赤痢菌 1 件、腸管出血性大腸菌 O157 1 件、黄色ブドウ球菌 11 件、ウェルシュ菌 3 件、カンピロバクター 5 件、ノロウイルス 121 件、アデノウイルス 2 件、ロタウイルス 1 件検出した。

4 精度管理事業

(1) 内部精度管理

「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」に基づき、添加回収試験、陰性対照試験及び陽性対照試験等の内部精度管理を実施した。結果は良好であった。

(2) 外部精度管理

一般財団法人食品薬品安全センター及び千葉県衛生研究所が実施する外部精度管理調査に参加した。結果は良好であった。

1 臨床及び細菌検査業務

(1)臨床検査

表1－(1)臨床検査実施状況

(単位:件)

区 分			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	習志野保健所	市川保健所
血液	梅毒	TP 法	-	379	484	252	232
		STS 法	-	379	484	252	232
	HIV 抗原・抗体		-	379	488	256	232
	HCV 抗体		-	389	504	256	248
	HBs 抗原		-	390	504	256	248
尿	糖		-	48	34	16	18
	蛋白		-	48	34	16	18
	ウロビリノーゲン		-	48	34	16	18
	潜血		-	48	34	16	18
便	寄生虫	塗抹鏡検	-	-	-	-	-
		ぎょう虫卵	-	-	-	-	-

(2)細菌検査

表1－(2)平常時対策としての腸内細菌検査実施状況

(単位:件)

区 分		計	給食施設 従事者	食品 取扱業者	水道施設 従事者	その他
令和 4 年度		3,545 (1)	2,156 (1)	339	368	682
令和 5 年度		3,821	2,355	209	265	992
令和 6 年度		3,702 (1)	2,297 (1)	335	312	758
習志野保健所	赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌・サルモネラ属菌※	959 (1)	638 (1)	8	5	308
	腸管出血性大腸菌O157	1,133	789	8	5	331
	その他の菌	-	-	-	-	-
市川保健所	赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌・サルモネラ属菌※	716	386	99	169	62
	腸管出血性大腸菌O157	894	484	220	133	57
	その他の菌	-	-	-	-	-

※サルモネラ属菌は希望者のみに実施

()内は陽性数の再掲:陽性時のみ記載

2 食品衛生検査業務

(1)食品細菌検査

表2－(1)食品細菌検査実施状況

(単位:件)

区 分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
					習志野保健所	市川保健所
検 体 数		99	117	117	49	68
項 目 数		727	647	651	258	393
項目内訳	細菌数(生菌数)	92	117	117	49	68
	大腸菌群の有無	89	117	117	49	68
	黄色ブドウ球菌	78	108	108	40	68
	サルモネラ属菌	85	108	108	40	68
	腸炎ビブリオ	-	-	-	-	-
	腸炎ビブリオ最確数	-	-	-	-	-
	カンピロバクター	73	90	93	40	53
	E.coli の有無	3	-	-	-	-
	E.coli の最確数	-	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌 O157	50	107	108	40	68
	腸管出血性大腸菌 O26	50	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌 O111	50	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌 O103	50	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌 O121	50	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌 O145	50	-	-	-	-
	糞便系大腸菌群	7	-	-	-	-

(2)乳類規格試験

表2－(2)乳類規格試験実施状況

(単位:件)

区 分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
					習志野保健所	市川保健所
検 体 数		5	5	5	5	-
項 目 数		26	26	22	22	-
項目内訳	細菌数(生菌数)	5	5	5	5	-
	大腸菌群の有無	5	5	5	5	-
	比重	4	4	3	3	-
	酸度	4	4	3	3	-
	無脂乳固形分	4	4	3	3	-
	乳脂肪分	4	4	3	3	-

3 健康危機管理検査業務

(1) 感染症発生に伴う検査

表3－(1) 感染症発生に伴う検査実施状況

(単位:件)

区 分		事 案 数	計	便			その他 (便以外)
				経過者 ・患者	接触者 ・家族	そ の 他	
令和 4 年度		25 (7)	2,796 (560)	39 (6)	48 (2)	-	2,709 (552)
令和 5 年度		26 (11)	113 (23)	66 (16)	46 (7)	-	1
令和 6 年度		60 (11)	232 (25)	97 (18)	132 (7)	-	3
習志野保健所	コレラ菌	-	-	-	-	-	-
	赤痢菌	1	1	1	-	-	-
	チフス菌	-	-	-	-	-	-
	パラチフス A 菌	-	-	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌 O157	16(3)	59(6)	24(5)	35(1)	-	-
	腸管出血性大腸菌 O26	1	1	1	-	-	-
	腸管出血性大腸菌 O103	1	1	-	1	-	-
	腸管出血性大腸菌 O128	1	3	1	2	-	-
	腸管出血性大腸菌 O91	1	2	-	2	-	-
	腸管出血性大腸菌型不明	4	10	4	6	-	-
	結核菌:塗抹鏡検	-	-	-	-	-	-
	培養	-	-	-	-	-	-
	新型コロナウイルス	-	-	-	-	-	-
市川保健所	コレラ菌	-	-	-	-	-	-
	赤痢菌	2(1)	8(3)	6(2)	2(1)	-	-
	チフス菌	1	6	3	-	-	3
	パラチフス A 菌	-	-	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌 O157	15(5)	96(13)	37(10)	59(3)	-	-
	腸管出血性大腸菌 O26	4(1)	18(1)	9	9(1)	-	-
	腸管出血性大腸菌 O103	5	10	4	6	-	-
	腸管出血性大腸菌 O55	1	2	1	1	-	-
	腸管出血性大腸菌型不明	7(1)	15(2)	6(1)	9(1)	-	-
	結核菌:塗抹鏡検	-	-	-	-	-	-
	培養	-	-	-	-	-	-
	新型コロナウイルス	-	-	-	-	-	-

()内は陽性数の再掲:陽性時のみ記載

(2)食中毒及び苦情食品等の検査

表3-(2)-ア 食中毒及び苦情食品等の検査実施状況

(単位:件)

区 分			計	食品	便	吐物	ふきとり	その他
	事案数							
令和 4 年度	56	検体数	463	13	402	-	48	-
		項目数	5,748	222	4,566	-	960	-
令和 5 年度	87	検体数	459	-	444	-	15	-
		項目数	4,984	-	4,684	-	300	-
令和 6 年度	60	検体数	236	-	217	-	19	-
		項目数	2,794	-	2,414	-	380	-
項目内訳	コレラ菌		125	-	106	-	19	-
	赤痢菌		126	-	107	-	19	-
	チフス菌		125	-	106	-	19	-
	パラチフス A 菌		125	-	106	-	19	-
	腸炎ビブリオ		125	-	106	-	19	-
	NAG ビブリオ		125	-	106	-	19	-
	ビブリオ ミミクス		125	-	106	-	19	-
	ビブリオ フルビアリス		125	-	106	-	19	-
	黄色ブドウ球菌		125	-	106	-	19	-
	サルモネラ属菌		125	-	106	-	19	-
	セレウス菌		125	-	106	-	19	-
	ウエルシュ菌		125	-	106	-	19	-
	カンピロバクター		125	-	106	-	19	-
	エルシニア エンテロコリチカ		125	-	106	-	19	-
	エロモナス フィドロフィア		125	-	106	-	19	-
	エロモナス ソブリア		125	-	106	-	19	-
	プレジオモナス シゲロイデス		125	-	106	-	19	-
	下痢原性大腸菌		125	-	106	-	19	-
	腸管出血性大腸菌 O157		128	-	109	-	19	-
	腸管出血性大腸菌 O26		125	-	106	-	19	-
	ノロウイルス		212	-	212	-	-	-
	ロタウイルス		39	-	39	-	-	-
	アデノウイルス		39	-	39	-	-	-
	大腸菌群		-	-	-	-	-	-
	細菌数(生菌数)		-	-	-	-	-	-
	その他()		-	-	-	-	-	-
検出菌等内訳	赤痢菌		1	-	1	-	-	-
	腸管出血性大腸菌 O157		1	-	1	-	-	-
	黄色ブドウ球菌		11	-	11	-	-	-
	ウエルシュ菌		3	-	3	-	-	-
	カンピロバクター		5	-	5	-	-	-
	ノロウイルス		121	-	121	-	-	-
	アデノウイルス		2	-	2	-	-	-
	ロタウイルス		1	-	1	-	-	-

表3-(2)-イ 食中毒及び苦情食品等の検査実施状況(当年度保健所別・再掲)

(単位:件)

項 目		習志野保健所	市川保健所
コレラ菌		63	62
赤痢菌		64	62
チフス菌		63	62
パラチフス A 菌		63	62
腸炎ビブリオ		63	62
NAG ビブリオ		63	62
ビブリオ ミミクス		63	62
ビブリオ フルビアリス		63	62
黄色ブドウ球菌		63	62
サルモネラ属菌		63	62
セレウス菌		63	62
ウエルシュ菌		63	62
カンピロバクター		63	62
エルシニア エンテロコリチカ		63	62
エロモナス フィドロフィア		63	62
エロモナス ソブリア		63	62
プレジオモナス シゲロイデス		63	62
下痢原性大腸菌		63	62
腸管出血性大腸菌 O157		64	64
腸管出血性大腸菌 O26		63	62
ノロウイルス		117	95
ロタウイルス		3	36
アデノウイルス		3	36
大腸菌群		-	-
細菌数(生菌数)		-	-
その他()		-	-
合 計		1,385	1,409
検 出 菌 等 内 訳	赤痢菌	1	-
	腸管出血性大腸菌 O157	1	-
	黄色ブドウ菌	3	8
	ウエルシュ菌	2	1
	カンピロバクター	4	1
	ノロウイルス	73	48
	アデノウイルス	-	2
	ロタウイルス	-	1

4 精度管理事業

(1)内部精度管理

表4－(1)内部精度管理実施状況

項 目		実施回数
添加回収試験	細菌数(生菌数)	32
繰り返し試験	細菌数(生菌数)	6
	牛乳理化学	4
陽性対照	大腸菌群の有無	14
	黄色ブドウ球菌	11
	サルモネラ属菌	11
	腸炎ビブリオ	-
	E.coli	1
	腸内細菌科菌群	1
	腸管出血性大腸菌 O157	10
	腸管出血性大腸菌 O26	-
	腸管出血性大腸菌 O111	-
	腸管出血性大腸菌 O103	-
	腸管出血性大腸菌 O121	-
	腸管出血性大腸菌 O145	-

(2)外部精度管理

表4－(2)外部精度管理実施状況

外部精度管理調査機関	調査項目
一般財団法人食品薬品安全センター	大腸菌群 一般細菌数 黄色ブドウ球菌 E.coli サルモネラ属菌 腸内細菌科菌群
千葉県衛生研究所	結核菌の塗抹標本鏡検 ノロウイルス(リアルタイム PCR 法)
その他()	

IX 食品機動監視課の業務概要

食品機動監視課は県内7か所(習志野、松戸、印旛、香取、長生、安房、君津)の保健所に設置され、当課は習志野及び市川保健所の2つの管内を所掌している。

飲食に起因する衛生上の危害発生を防止し食品等の安全性を確保するため、千葉県食品衛生監視指導計画に基づき、監視指導の重要度が高い施設(大規模又は広域流通する食品の製造施設、大量調理を行う飲食店及び集団給食施設等)や、調理製造場を有する大型スーパー等を対象に、衛生管理状況等の監視指導を実施している。

また、管内で流通(製造・販売)する食品等の収去検査及び買上検査を計画に基づき実施し、科学的な根拠によって違反食品等の排除に努めている。

その他、食品衛生法改正により HACCP に沿った衛生管理が原則として全ての食品等事業者を対象に制度化されたことから、所掌する施設の食品等事業者自らが作成する衛生管理計画の実施状況について、必要な助言・指導を行うことや、食品衛生知識の啓発を図るため、給食従事者等を対象とした衛生講習会を実施している。

1 食品衛生監視事業

(1)監視指導実施状況

「旧食品衛生法」要許可 432 件、「改正食品衛生法」要許可 274 件、届出 250 件の監視指導を実施した。

【様式説明】・表 1-(1)-ア「旧食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施設・監視等の状況」

令和3年6月に食品衛生法改正があり、改正前に食品営業許可を取得した施設を対象に、改正前の解釈で作成した表。「旧食品衛生法」の施設が食品営業許可期限満了後には、順次、改正後の解釈で食品営業許可を取得するため、「改正食品衛生法」の施設へ徐々に移行する。

・表 1-(1)-イ「改正食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施設・監視等の状況」

改正後に食品営業許可を取得した施設を対象に、改正後の解釈で作成した表。

・表 1-(1)-ウ「改正食品衛生法に基づく届出を要する食品営業施設の状況」

食品営業許可が不要で、改正後に届出された施設を対象に、改正後の解釈で作成した表。

(2)収去等試験検査状況(表 1-(2)-ア)

食品を 225 検体収去し、1,886 項目の細菌及び理化学検査を実施した。

(3)違反食品等処理状況(表 1-(3))

違反食品等の処理件数は 0 件であった。

(4)衛生教育実施状況(表 1-(4))

給食従事者等を対象とした衛生講習会を 6 回実施した。

1 食品衛生監視事業

(1) 監視指導実施状況

表1-(1)-ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施設・監視等の状況

業 種		保健所 区 分	習 志 野 保 健 所											市 川				
			施 設 数					監 視 件 数					違 反 件 数	施 設 数				
			卸 売 場	大 規 模 小 売 店 舗	特 定 給 食 施 設	(監 視 課 を の 除 く 所 掌	計	卸 売 場	大 規 模 小 売 店 舗	特 定 給 食 施 設	(監 視 課 を の 除 く 所 掌	(生 活 衛 生 課 支 援 課 の 所 掌		計	卸 売 場	大 規 模 小 売 店 舗	特 定 給 食 施 設	(監 視 課 を の 除 く 所 掌
施 設 数		-	27	42	-	69	-	-	-	-	-	-	-	1	37	45	-	83
令 和 4 年 度		-	508	65	486	1,059	-	159	5	120	126	410	-	-	787	73	637	1,497
令 和 5 年 度		-	329	50	294	673	-	135	29	100	112	376	-	-	462	59	363	884
令 和 6 年 度		-	212	42	204	458	-	60	17	69	55	201	-	-	271	45	244	560
飲 食 店 営 業	一般食堂・レストラン等	-	22	42	-	64	-	-	17	-	5	22	-	-	36	45	-	81
	仕出し屋・弁当屋	-	29	-	-	29	-	8	-	-	12	20	-	-	46	-	-	46
業 種	旅館	-	-	-	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	21
	その他の	-	60	-	-	60	-	18	-	-	11	29	-	-	72	-	-	72
小 計		-	111	42	8	161	-	26	17	-	28	71	-	-	154	45	21	220
菓子(パンを含む)製造業		-	34	-	121	155	-	11	-	16	-	27	-	-	36	-	157	193
乳 処 理 業		-	-	-	1	1	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業		-	-	-	3	3	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	1	1
集 乳 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業		-	24	-	-	24	-	10	-	-	4	14	-	-	23	-	-	23
魚 介 類 競 り 売 営 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業		-	-	-	8	8	-	-	-	4	-	4	-	-	-	-	12	12
缶詰又は瓶詰食品製造業		-	-	-	1	1	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	1	1
喫 茶 店 営 業		-	13	-	-	13	-	2	-	-	20	22	-	-	12	-	-	12
あ ん 類 製 造 業		-	-	-	1	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業		-	2	-	8	10	-	1	-	1	-	2	-	-	1	-	12	13
乳 類 販 売 業		-	6	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	19	-	-	19
食 肉 処 理 業		-	-	-	5	5	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	7	7
食 肉 販 売 業		-	22	-	-	22	-	10	-	-	3	13	-	-	25	-	-	25
食 肉 製 品 製 造 業		-	-	-	2	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	1	1
乳酸菌飲料製造業		-	-	-	1	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
み そ 製 造 業		-	-	-	4	4	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	1	1
し ょ う ゆ 製 造 業		-	-	-	2	2	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	1	1
ソ ー ス 類 製 造 業		-	-	-	5	5	-	-	-	9	-	9	-	-	-	-	2	2
酒 類 製 造 業		-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆 腐 製 造 業		-	-	-	7	7	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	3	3
納 豆 製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺 類 製 造 業		-	-	-	5	5	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	2	3
そ う ざ い 製 造 業		-	-	-	18	18	-	-	-	13	-	13	-	-	-	-	22	22
添 加 物 製 造 業		-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		-	-	-	1	1	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	1	1
氷 雪 製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-
氷 雪 販 売 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位:件)

保 健 所						合 計														
監 視 件 数						違 反 件 数	施設数	監 視 件 数				違 反 件 数	指 導 票 交 付 件 数	処 分 件 数						口 頭 説 諭
卸 売 市 場	大 規 模 小 売 店 舗	特 定 給 食 施 設	（監 視 課 を 除 く） 一 掌	（生 活 衛 生 課 の 支 援 課 一 掌	計		監 視 課 の 所 掌	監 視 課 の 所 掌	（生 活 衛 生 課 の 支 援 課 一 掌	計	告 発			営 業 禁 止 命 令	営 業 停 止 命 令	改 善 命 令	物 品 廃 棄 命 令	そ の 他		
-	-	-	-	-	-	-	197	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	60	21	65	134	280	-	2,556	430	260	690	-	2	-	-	-	-	-	-	-	5
-	88	33	84	260	465	-	1,557	469	372	841	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
-	60	27	45	99	231	-	1,018	278	154	432	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	27	-	36	63	-	145	44	41	85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	16	-	-	4	20	-	75	24	16	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	7	-	7	-	29	7	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	12	-	-	26	38	-	132	30	37	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	28	27	7	66	128	-	381	105	94	199	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	12	-	20	-	32	-	348	59	-	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	2	-	2	-	4	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	7	-	-	3	10	-	47	17	7	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	3	-	3	-	20	7	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	3	-	-	28	31	-	25	5	48	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	23	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	1	-	12	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	10	-	-	2	12	-	47	20	5	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	1	-	3	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	5	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	7	9	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	10	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	1	-	8	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	8	-	8	-	40	21	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	2	-	2	-	2	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

1 食品衛生監視事業

(1) 監視指導実施状況

表1-(1)-イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施設・監視等の状況

業 種	保健所 区 分	習 志 野 保 健 所																	
		施 設 数								監 視 件 数								違 反 件 数	
		地 方 公 設 市 場	大 規 模 食 品 製 造 施 設	大 規 模 飲 食 施 店	集 団 給 食 施 設	工 指 定 成 分 等 含 有 食 品 製 造 施 設	理 H A C C P に 基 づ く 衛 生 施 設	(監 視 課 を 除 く) 計	地 方 公 設 市 場	大 規 模 食 品 製 造 施 設	大 規 模 飲 食 施 店	集 団 給 食 施 設	工 指 定 成 分 等 含 有 食 品 製 造 施 設	理 H A C C P に 基 づ く 衛 生 施 設	(監 視 課 を 除 く) 計	(健 康 生 活 支 援 課 の 所 掌) 計			
令 和 4 年 度		-	7	-	8	-	4	60	79	-	10	-	-	-	-	6	3	19	-
令 和 5 年 度		-	16	1	13	-	11	89	130	-	19	2	17	-	5	37	12	92	-
令 和 6 年 度		-	28	1	13	-	15	111	168	-	44	2	12	-	1	51	24	134	-
飲 食 店 営 業		-	-	1	13	-	1	55	70	-	-	2	12	-	-	25	10	49	-
調理の機能を有する自動販売機		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	6	-
食 肉 販 売 業		-	1	-	-	-	-	17	18	-	-	-	-	-	-	7	1	8	-
魚 介 類 販 売 業		-	-	-	-	-	-	18	18	-	-	-	-	-	-	8	-	8	-
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集 乳 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 処 理 業		-	1	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業		-	3	-	-	-	-	-	3	-	4	-	-	-	-	-	-	4	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業		-	4	-	-	-	3	16	23	-	4	-	-	-	1	5	-	10	-
アイスクリーム類製造業		-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		-	1	-	-	-	1	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-
食 肉 製 品 製 造 業		-	1	-	-	-	1	-	2	-	2	-	-	-	-	-	3	5	-
水 産 製 品 製 造 業		-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
氷 雪 製 造 業		-	2	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-
液 卵 製 造 業		-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
食 用 油 脂 製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業		-	1	-	-	-	-	-	1	-	4	-	-	-	-	-	-	4	-
酒 類 製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆 腐 製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
納 豆 製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺 類 製 造 業		-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
そ う ざ い 製 造 業		-	1	-	-	-	2	4	7	-	6	-	-	-	-	3	6	15	-
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業		-	5	-	-	-	3	-	8	-	11	-	-	-	-	-	-	11	-
冷 凍 食 品 製 造 業		-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漬 物 製 造 業		-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
密 封 包 装 食 品 製 造 業		-	3	-	-	-	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
食 品 の 小 分 け 業		-	2	-	-	-	1	-	3	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-
添 加 物 製 造 業		-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

市 川 保 健 所																	
施 設 数								監 視 件 数								違	
地 方 公 設 市 場	大 規 模 食 品 製 造 施 設	大 規 模 飲 食 店	集 団 給 食 施 設	工 指 定 成 分 等 含 有 食 品 製 造 施 設 加	理 H A C C P に 基 づ く 衛 生 管 理 実 施 施 設	(監 視 課 を 除 く) 掌	計	地 方 公 設 市 場	大 規 模 食 品 製 造 施 設	大 規 模 飲 食 店	集 団 給 食 施 設	工 指 定 成 分 等 含 有 食 品 製 造 施 設 加	理 H A C C P に 基 づ く 衛 生 管 理 実 施 施 設	(監 視 課 を 除 く) 掌	(健 康 生 活 支 援 課 の 所 掌	計	反 件 数
-	6	7	13	-	-	68	94	-	3	2	2	-	-	-	5	12	-
-	9	35	22	-	1	90	157	-	9	9	17	-	-	19	22	76	-
-	9	44	25	-	1	114	193	-	5	43	21	-	-	27	44	140	-
-	-	42	25	-	-	56	123	-	-	37	21	-	-	11	27	96	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	9	-
-	-	-	-	-	-	20	20	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-
-	-	-	-	-	-	19	19	-	-	-	-	-	-	4	1	5	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	2	2	-	-	-	12	16	-	3	5	-	-	-	3	3	14	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	2	-	-	-	-	6	8	-	1	1	-	-	-	5	3	10	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位:件)

業 種 区 分	合 計												
	施設数	監 視 件 数			違 反 件 数	指 導 票 交 付 件 数	処 分 件 数						口 頭 説 諭
	監 視 課 の 所 掌	監 視 課 の 所 掌	(健康衛生生活支援課の所掌)	計			許 可 取 消	営 業 禁 止 命 令	営 業 停 止 命 令	改 善 命 令	物 品 廃 棄 命 令	そ の 他	
令 和 4 年 度	173	23	8	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令 和 5 年 度	287	134	34	168	-	-	-	-	-	-	-	-	5
令 和 6 年 度	361	206	68	274	-	-	-	-	-	-	-	-	6
飲 食 店 営 業	193	108	37	145	-	-	-	-	-	-	-	-	1
調理の機能を有する自動販売機	-	3	12	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 販 売 業	38	10	1	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業	37	12	1	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 処 理 業	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	3	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	39	21	3	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
清 涼 飲 料 水 製 造 業	3	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 製 品 製 造 業	2	2	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	2
水 産 製 品 製 造 業	3	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷 雪 製 造 業	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液 卵 製 造 業	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	1	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒 類 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆 腐 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺 類 製 造 業	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ う ざ い 製 造 業	15	16	9	25	-	-	-	-	-	-	-	-	1
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	8	11	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	1
冷 凍 食 品 製 造 業	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漬 物 製 造 業	2	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
密 封 包 装 食 品 製 造 業	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 品 の 小 分 け 業	5	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添 加 物 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1－(1)－ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する食品営業施設の状況

(単位:件)

保健所 区 分 業 種		習志野保健所			市川保健所			合 計								
		施 設 数	監 視 件 数	違 反 件 数	施 設 数	監 視 件 数	違 反 件 数	施 設 数	監 視 件 数	違 反 件 数	指 導 票 交 付 件 数	処分件数				口 頭 説 諭
												営 業 禁 止 命 令	営 業 停 止 命 令	物 品 廃 棄 命 令	そ の 他	
令和4年度		1,600	89	-	2,590	25	-	4,190	114	-	-	-	-	-	-	-
令和5年度		1,796	160	-	2,799	79	-	4,595	239	-	-	-	-	-	-	-
令和6年度		2,105	126	-	2,996	124	-	5,101	250	-	-	-	-	-	-	-
旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	45	2	-	20	-	-	65	2	-	-	-	-	-	-	-
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	54	3	-	35	-	-	89	3	-	-	-	-	-	-	-
	乳 類 販 売 業	332	34	-	351	51	-	683	85	-	-	-	-	-	-	-
	氷 雪 販 売 業	8	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	313	15	-	340	12	-	653	27	-	-	-	-	-	-	-
販売業	弁 当 販 売 業	21	2	-	41	-	-	62	2	-	-	-	-	-	-	-
	野 菜 果 物 販 売 業	62	4	-	79	7	-	141	11	-	-	-	-	-	-	-
	米 穀 類 販 売 業	27	-	-	25	-	-	52	-	-	-	-	-	-	-	-
	通信販売・訪問販売による販売	7	-	-	5	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-
	コンビニエンスストア	229	1	-	287	6	-	516	7	-	-	-	-	-	-	-
	百貨店・総合スーパー	142	39	-	129	26	-	271	65	-	-	-	-	-	-	-
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	196	4	-	308	-	-	504	4	-	-	-	-	-	-	-
	その他の食料・飲料販売業	428	6	-	946	13	-	1,374	19	-	-	-	-	-	-	-
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	1	1	-	1	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	33	-	-	40	-	-	73	-	-	-	-	-	-	-	-
	農産依存食料品製造・加工業	6	-	-	6	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-
	調味料製造・加工業	4	7	-	8	-	-	12	7	-	-	-	-	-	-	-
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 穀 ・ 製 粉 業	1	-	-	3	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 茶 業	3	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	1	-	-	3	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	卵 選 別 包 装 業	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の食料品製造・加工業	20	3	-	32	-	-	52	3	-	-	-	-	-	-	-
上記以外のもの	上 行 商	2	-	-	22	-	-	24	-	-	-	-	-	-	-	-
	集 団 給 食 施 設	131	4	-	281	9	-	412	13	-	-	-	-	-	-	-
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。)	13	-	-	8	-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	3	-	-	6	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-
	その 他	22	1	-	18	-	-	40	1	-	-	-	-	-	-	-

(2) 収去等試験検査状況

表1-(2)-ア 食品等の収去試験の状況

保 健 所				習志野保健所			市川保健所			不適理由					
区 分 収去品目				検 査 数		違 反 検 体 数	検 査 数		違 反 検 体 数						
				検 査 体 数	検 査 項 目 数		検 査 体 数	検 査 項 目 数		細 菌 数	大 腸 菌 群	異 物	添 加 物 使 用 基 準	法 定 外 添 加 物	そ の 他
令和4年度				73	572	-	66	521	-	-	-	-	-	-	-
令和5年度				107	1,042	-	101	600	-	-	-	-	-	-	-
令和6年度				116	646	-	109	1,240	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品			3	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品			4	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生食用冷凍魚介類			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 加 工 品 (缶 詰 ・ 瓶 詰 を 除 く)				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品 (缶 詰 ・ 瓶 詰 を 除 く)				6	72	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品				-	-	-	3	13	-	-	-	-	-	-	-
乳類加工品(アイスクリーム類を除きマーガリンを含む)				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
穀 類 及 び そ の 加 工 品 (缶 詰 ・ 瓶 詰 を 除 く)				4	8	-	2	10	-	-	-	-	-	-	-
野菜類・果物及びその加工品 (缶 詰 ・ 瓶 詰 を 除 く)				7	24	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 類				12	66	-	24	145	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水				6	60	-	2	94	-	-	-	-	-	-	-
酒 精 飲 料				-	-	-	3	546	-	-	-	-	-	-	-
氷 雪				2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
缶 詰 ・ 瓶 詰 食 品				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 食 品				63	356	-	73	430	-	-	-	-	-	-	-
添加物	化学的合成品及びその製剤			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 添 加 物			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器 具 及 び 容 器 包 装				4	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
お も ち や				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳				5	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(3)違反食品等処理状況

表1-(3)違反食品等処理状況

(単位:件)

保 健 所 区 分 条 項	習志野保健所		市川保健所		合 計		処 置					在 庫 な し	備 考
	県 内 産	県 外 産	県 内 産	県 外 産	県 内 産	県 外 産	廃 棄	再 生 転 用	適 正 改 善	返 品 回 収	そ の 他		
令 和 4 年 度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令 和 5 年 度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令 和 6 年 度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 条	1号 腐敗・変敗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2号 有毒・有害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3号 病原微生物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4号 不潔・異物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第12条 販売等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第13条2項 基準・規格	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第13条3項 農薬等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第19条2項 表示	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品表示法 第5条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4)衛生教育実施状況

表1-(4)衛生教育実施状況

(単位:件)

対 象 者	習志野保健所		市川保健所		計	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
消 費 者	-	-	-	-	-	-
食品等事業者	4	493	2	1,163	6	1,656

X 監査指導課の業務概要

平成16年4月組織改正により、県内5か所(習志野、松戸、印旛、山武及び君津)の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等(以下「社会福祉法人等」という。)の指導監査等業務を実施している。

1 指導監査等業務の概要

- (1) 社会福祉事業を経営する社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査
- (2) 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設、幼保連携型認定こども園、障害者支援施設及び婦人保護施設等)の運営管理、入居者等の処遇及び会計管理についての指導監査
- (3) 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム(有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。)の立入検査
- (4) 介護保険施設等の運営指導及び指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所等の実地指導

2 監査指導課の所管区域

- (1) 習志野健康福祉センター管内(習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市)
- (2) 市川健康福祉センター管内(市川市、浦安市)
- (3) 政令市保健所(千葉市)及び中核市保健所管内(船橋市)について

① 千葉市内の法人・施設

- ・他都道府県にも施設を有し、かつ主たる事務所が千葉市内にある法人に対する指導監査を当センターが担当する。
- ・千葉市内に所在する施設のうち、千葉県が設置する以下に掲げる施設の指導監査を当センターが担当する。
：児童自立支援施設
- ・千葉市内のこれら以外の法人及び施設等は、千葉市が所管する。

② 船橋市内の法人・施設

- ・運営する施設が船橋市以外にも所在する法人に対する指導監査を当センターが担当する。
- ・船橋市等が設置する施設及び児童養護施設に対する指導監査を当センターが担当する。

3 指導監査等の実施状況等

(1) 指導監査等の実施状況

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査は、社会福祉法等の関係法令及び県の「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」等に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

令和6年度の監査等の実施数は782か所となっている、主に認可保育所、介護保険施設等によるものである。

(2) 主な指摘事項

令和6年度の主な指摘事項は以下のとおりである。

- ・運営に関する事項としては、各種委員会・研修及び訓練の未実施、自己評価及び外部評価の未実施、保育従事者の配置不足、災害防止対策が不十分等である。
- ・会計管理としては、経理規程に基づかない不適切な会計処理、委託費の経理における不適切な処理等である。

表1 社会福祉法人等の指導監査実施状況

種 別			区 分	令和6年度					
				法人・施設数 A	計画数 B	計画率(%) B/A	実施数 D	うち、実地 監査・指導	実施率(%) D/B
社会福祉法人等	社会福祉法人(1+2+3)			34	13	38.2	13	13	100.0
	1 社会福祉協議会			0	0	-	0	0	-
	2 施設を経営するもの			34	13	38.2	13	13	100.0
		内 訳	第一種経営	19	6	31.6	6	6	100.0
			第二種経営	15	7	46.7	7	7	100.0
	3 施設を経営しないもの			0	0	-	0	0	-
	市町村児童福祉行政(保育関係)			5	5	100.0	5	0	100.0
	計			39	18	46.2	18	13	100.0
社会福祉施設等	社会福祉施設(第一種)	内 訳	1 救護施設	0	0	-	0	0	-
			2 老人福祉施設	85	32	37.6	22	22	68.8
			3 児童福祉施設	5	5	100.0	2	2	40.0
			障害児入所施設	1	1	100.0	1	1	100.0
			児童自立支援施設	1	1	100.0	1	1	100.0
			乳児院	1	1	100.0	0	0	-
			児童養護施設	1	1	100.0	0	0	-
			母子生活支援施設	1	1	100.0	0	0	-
			児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設)	0	0	-	0	0	-
		4 女性自立支援施設	0	0	-	0	0	-	
	5 障害者支援施設	4	4	100.0	0	0	-		
	6 保育所			261	261	100.0	180	130	69.0
	7 幼保連携型認定こども園			15	15	100.0	8	5	53.3
	8 認可外保育施設			86	86	100.0	68	47	79.1
	9 有料老人ホーム			130	65	50.0	74	74	113.8
		うちサービス付高齢者向け住宅		42	20	47.6	22	22	110.0
	10 介護保険施設等			1,159	234	20.2	246	246	105.1
	11 指定障害福祉サービス事業所			750	165	22.0	84	84	50.9
	12 指定障害児通所支援事業所			412	125	30.3	76	76	60.8
	13 指定児童発達支援センター			13	13	100.0	2	2	15.4
	14 指定一般相談支援事業所			34	12	35.3	2	2	16.7
	計			2,954	1,017	34.4	764	690	75.1
合 計				2,993	1,035	34.6	782	703	75.6

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を経営するもの。

※第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を経営するもの。

※実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。

XI 資料編

1 市町村保健センター

(令和7年3月31日現在)

施設の名称	郵便番号	所在地	電話番号
谷津ヘルスステーション	275-0026	習志野市谷津5丁目16番33号	047(479)0066
秋津ヘルスステーション	275-0025	習志野市秋津3丁目4番1号	047(453)2966
津田沼・鷺沼ヘルスステーション	275-0014	習志野市鷺沼2丁目1番1号	047(453)2967
屋敷ヘルスステーション	275-0004	習志野市屋敷4丁目6番6号	047(478)3330
東習志野ヘルスステーション	275-0001	習志野市東習志野2丁目10番3号	047(476)1662
八千代市保健センター	276-0042	八千代市ゆりのき台2丁目10	047(483)4646
鎌ケ谷市総合福祉保健センター	273-0195	鎌ケ谷市新鎌ケ谷2丁目6番1号	047(445)1141

2 表彰関係一覧表

表彰区分	氏名・名称	業種等	表彰年月 日	大会名等
習志野保健所長表彰 (優良施設)	滝口 光広 美容室トップス	美容業	令和6年 5月14日	千葉県美容業生活衛生 同業組合船橋支部総会
厚生労働大臣表彰 (優良施設)	私市醸造株式会社 私市醸造株式会社	清涼飲料 水製造業	令和6年 10月24日	令和6年度 食品衛生全国大会
千葉県知事表彰 (食品衛生功労者)	堀 智弘 梅むら	菓子 製造業	令和6年 11月7日	令和6年度 千葉県食品衛生大会
千葉県知事表彰 (優良施設)	シノプフーズ株式会社 シノプフーズ株式会社 千葉工場	飲食店 営業	令和6年 11月7日	令和6年度 千葉県食品衛生大会
習志野保健所長表彰 (食品衛生功労者)	穴倉 昇 和庵 穴倉豆腐	豆腐 製造業	令和7年 1月22日	令和6年度習志野保健所管内 食品衛生協会・調理師会表彰式

《千葉県習志野保健所(健康福祉センター)案内》

所在地 〒275-0012 習志野市本大久保5丁目7番14号

電話 047-475-5151(代)

FAX 047-475-5122

ホームページアドレス <https://www.pref.chiba.lg.jp/kf-narashino/>

Eメールアドレス narakenfuk@mz.pref.chiba.lg.jp

- 交 通
- ・京成電鉄「京成大久保」駅下車 徒歩11分
 - ・JR「津田沼」駅南口下車、京成バス「幕張本郷」駅行きに乗車、「保健所」下車 徒歩1分
 - ・JR、京成電鉄「幕張本郷」駅下車、京成バス「津田沼駅」行きに乗車、「保健所」下車徒歩1分

《案内図》

